ISSN 2434-1517

令和6年度

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター

地域未来創生センタージャーナル

第11号

2025年2月

弘前大学人文社会科学部

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター
地域未来創生センター
Innovative Regional Research Center

CONTENTS

ごあいさつ　弘前大学人文社会科学部長　**飯 島 裕 胤** …… 1

特　集

負の歴史、生活の記憶
白石壮一郎 …… 3

❶記憶の分有からメモリーワークへ：
ハンセン病療養所のアーカイヴ実践をとおして
田原　範子 …… 5

❷松丘保養園を記憶する：
他者の記憶に立ちあい、現在を分有する場の可能性
白石壮一郎 …… 17

❸「アーカイヴ」の役割に関する一考察：
人間の個別化と固有性の回復に焦点を当てて
岩谷　洋史 …… 27

Ⅰ 論　文

❶トークンを活用したファンコミュニティによる
地域内ネットワークの形成と拡大可能性
熊田　　憲　小杉　雅俊 …… 39

❷中泊町宮越家所蔵の渡辺省亭関係書簡
―省亭晩年期の注文制作について―
佐々木あすか …… 49

❸地方大学生の地域間移動の決定要因について
The Determinants of Labor Mobility of Local University Students
李　　永俊　花田　真一 …… 55

Ⅱ プロジェクト事業

❶未調査資料の整理・研究と地域還元
――五戸町所蔵「圓子家文書」を素材として――（続）
古川　祐貴 …… 65

❷地域研究の手段としてのフィールドワークの
意義に関する多分野横断的検討
葉山　　茂 …… 69
白石壮一郎・近藤　史・新永悠人
松井　歩・髙島克史・林　彦櫻
佐々木あすか・古川祐貴・泉　直亮
諏訪淳一郎・高橋憲人

❸地域未来創生政策科学研究会
李　　永俊 …… 77

❹地域のなかの松丘保養園の再発見：
生活誌・自然景観・身体経験を通して
白石壮一郎　澤田　大介 …… 81
木村　　直　廣瀬　俊介
田原　範子　岩谷　洋史

❺自然栽培を用いた農業の持続的な経営
及び伝播を行うための施策
加藤　惠吉　黄　　孝春 …… 89
内藤　周子　商　　哲
V.カーペンター

❻多様な媒体による「郷土資料」の発信と活用
―東北のネットワークを通じた新たな「共有」の形の模索―
山田　嚴子　葉山　　茂 …… 95
下田雄次・増田公寧
小山隆秀・村中健大
佐々木太郎・石戸谷勉
佐藤さくらサブリナ

❼乳井貢の著述に関する研究
―弘前大学附属図書館小野文庫所蔵資料を中心として―
王孫　涵之　小島　康敬 ……101
楊　　世帆　港　　就太
廖　　嘉祈

❽青森県における裁判員裁判 15 年の成果と課題
平野　　潔 ……105

Ⅲ フォーラム事業
❶市民協業時代における大学的フィールドワークの可能性
葉山　　茂 ……111

Ⅳ アウトリーチ事業
❶地域未来創生塾@中央公民館（全５回）
日比野愛子 ……119

Ⅴ 研究会事業
❶ウェルビーイング実現に向けた人文社会知による
研究実践
日比野愛子 ……127

Ⅵ 共催・後援事業
❶地域の脆弱性を可視化し住民に寄り添う除雪を科学する
李　　永俊 ……133

❷研究会の 20 年のあゆみと子どもを巡る課題
平野　　潔 ……135

❸国際公開講座 2024「日本を知り、世界を知る」
亀谷　　学　原　　克昭 ……137
片岡美有季

Ⅶ 資料編
❶資料・情報発信 ……141

弘前大学大学院人文社会科学研究科〈修士課程〉のご案内 ……142

ごあいさつ

―『地域未来創生センタージャーナル』第11号の刊行に寄せて―

地域未来創生センター（IRRC = Innovative Regional Research Center）は、弘前大学特定プロジェクト教育研究センターとして、2014 年（平成 26 年）４月に弘前大学人文学部（現在の人文社会科学部）に設置されて、本年度で 10 年目を迎えています。

発足以来、当センターは、人文社会科学分野の学問的専門性に依拠しつつ、社会実装の視点に立ち学術研究と社会貢献・地域貢献を一体化させる意図の下に、ユニークな研究活動を展開してきました。その目的は、地域の関係者の方々の御支援・御協力のもと、多方面にわたって進めている地域密着型の学術研究の成果を地域社会の活性化に役立てることに尽きます。

このたび地域未来創生センターでは、2024 年度（令和６年度）の研究成果の一端として、『地域未来創生センタージャーナル』第 11 号を刊行する運びとなりました。

当欄ではこれまで、日本の国際的地位の変化や産業競争力の変遷をふまえながら、地域にとって「広く世界に範をとって、独自の社会文化を発展させていく」ことが重要であると強調してきました。昨今の地域の変化をみても、世界の動向をみても、この認識の正しさは折々に感じます。

人文社会科学の学問分野は、様々な角度から「価値あるコト・モノ」を追究しています。本ジャーナルを通じて、幅広い研究者を擁する本学部の特性を活かした、多方面にわたる研究成果の一端を、地域の関係者の方々をはじめとする多くの有識者の方々と共有させていただけたらと考えております。

本センターは本学の日比野愛子教授を長として、地域の広範な研究活動を展開しております。異分野との共同研究や他地域との連携を強化しつつあり、地域創生系の全国的先駆けセンターから、新時代の地域中核的教育研究センターへと生まれ変わろうとしています。

今後とも、人文社会科学部、ならびに地域未来創生センターへのご支援とご協力を、宜しくお願い申し上げます。

2025 年２月１日

弘前大学人文社会科学部長　**飯　島　裕　胤**

負の歴史、生活の記憶

白　石　壮一郎[1]

序　　論

本特集は、歴史的事象のなかでの諸個人の経験、生活の記憶を分有することについて、具体的な事例をもちいながら議論する。

近現代史上の「負の歴史」と呼ばれる事象がある。それは近代性（modernity）や国民国家体制が必然的に引き起こす紛争・戦争、人権侵害、事故や災禍などであり、国民国家や科学技術利用などの負の側面にかんする社会の経験である。これらの経験を記憶に残し、風化させぬよう再帰的にとらえかえし、継承する必要性がこれまで訴えられてきた。たとえばナチス・ドイツによる絶滅収容所とホロコースト、アメリカ合州国による広島への原爆投下と被曝経験などがひろく世界中に知られた例である。

では、われわれは「負の歴史」をどのようにふりかえるべきだろうか。また、どのようにふりかえることができるのだろうか。

この問題は学際的なひろがりをもつ。従来の人文社会科学において、歴史とは書かれたものにほかならなかった。書かれたものは固定された研究対象としての資格があり、人々の経験や記憶とはかたちなく消えていく不確かなものにすぎなかった（史料主義）。だが歴史学における「記憶論的転回」は、この史料／記憶のあいだの連続性を問うた。社会－文化人類学や社会学、民俗学はもっと以前から、書かれていない民衆や社会集団の記憶や経験を記述し、問題にしてきた。

本特集では、こうした負の歴史とそのただなかでの諸個人の経験、生活の記憶との関係に着目する。負の歴史には、それをふりかえるにあたっての強いナラティブがすでに形成されている。ヒロシマ然り、3.11 然り、COVID-19 パンデミックも然り。それらの強いナラティブは、ときとしてその歴史的事象のただなかにいた諸個人の経験の細部を捨象しみずからに従属させる。このとき、さまざまな経験を強いナラティブと並置して、継承すべきナラティブの内実に無数の主体の記憶による複数性をもたせ、強いナラティブとの緊張関係を保たせることが、歴史的事象の継承において緊要な運動ではないだろうか。

こうした運動をつくりだす仕組みとしては、アーカイヴとその活用、ミュージアムにおける展示とコミュニケーション、歴史的事象を経験した人びとが遺したドキュメントの読解、忘却に抗う実践のなかでの記憶の交換や更新などがあげられるだろう。本特集では、３つの論考をもとにこの運動をつくるための方法論を社会 - 文化人類学、社会学的な観点から議論する。

以下では３人の著者が各論を展開する。田原範子「記憶の分有からメモリーワークへ」は、ある社会集団に経験された過去の災禍における諸個人の苦難の記憶が社会的な記憶へと転換されていくプロセスを、大阪の外島保養院の記念碑をめぐる実践事例から明らかにする。白石壮一郎「松丘保養園を記憶する」は、ハンセン病国立保養園にかんする２つの展示をレビューし、歴史を経た現在を展示の場において分有する可能性を議論する。岩谷洋史「「アーカイヴ」の役割に関する一考察」は、人を登録していくアーカイヴィ

[1] 弘前大学人文社会科学部

ングの匿名化作用について、その過程で剥ぎ取られていく固有性と、付与されるペルティヨン式個体識法の、意味を払拭された個別性について検討し、あらためてアーカイヴとはなにかを考察する。

謝　　辞

この特集は、弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター（IRRC）プロジェクトによる共同研究助成を受けた「地域のなかの松丘保養園の再発見：生活誌・自然景観・身体経験を通して」（ネットワーク形成支援事業、代表：白石壮一郎、2023-2024 年度）の成果である。

またこれに先立って、JSPS 科研費「ハンセン病療養所における生と再生：個人情報保護とアーカイヴ化の可能性」（挑戦的研究、萌芽、代表：田原範子、20K20737、2020-2023 年度）の助成を受けたことによって、上記 IRRC プロジェクトが派生した。記して感謝したい。

記憶の分有からメモリーワークへ：ハンセン病療養所のアーカイヴ実践をとおして

田　原　範　子[1]

Abstract

日本社会におけるハンセン病政策は、それを病む人びとに一般社会から隔絶された場所で終生暮らすことを強制するものであった。1998（平成 10）年のハンセン病違憲国家賠償請求訴訟を受け、2001（平成 13）年６月に熊本地裁が出した原告勝訴の判決確定後、ハンセン病者に対する隔離政策と人権侵害の問題が広く知られるようになった。

本論文は、こうした歴史的背景をもつハンセン病療養所における記憶と記録のアーカイヴ実践に着目し、かつて大阪にあったハンセン病療養所「第三区連合府県立外島保養院」にかかわる活動をとおして、記憶を分有することの可能性について論考を深める。

個人の苦難の記憶が社会的な記憶へと転換され、変容をとげるとき、そこで継承されるもの、そしてこぼれ落ちるものは何なのか。

１．ハンセン病療養所における生の記録

ハンセン病はらい菌による感染症である。らい菌は感染力が弱く、たとえ感染しても発症することは稀であり、現在は感染症法が定める一類から五類感染症の分類対象からも除外されている[2]。1943（昭和 18）年にプロミンがハンセン病に有効であることが米国で報告され、1947（昭和 22）年には日本でも治療可能な病気になったにもかかわらず、世界の動向に反して、1996（平成８）年の「らい予防法」廃止に至るまで強制隔離政策が続けられた。こうした国家による人権侵害が、元患者や家族による訴訟によって明らかにされ、2001（平成 13）年６月にはハンセン病元患者、2019（令和元）年７月にはハンセン病元患者家族に対する国家賠償補償が法制化された。国および地方自治体は、差別偏見除去のため、当事者と協議しながら啓発普及活動に取り組む方針を表明している。

私が、青森県の国立療養所松丘保養園を初めて訪問したのは 2015 年、園長の川西健登さんを訪ねたことがきっかけである[3]。そこで暮らす滝田十和男さん（1924-2016）を紹介しされ、半生を聞かせていただいた。滝田さんは、自治会機関紙『甲田の裾』の編集に携わり、白樺短歌会に所属し、松丘保養園初の歌集『天河』（1956）、『七夕ずいひつ』（1982）を出版した歌人である。

> まあ若いころはね、生きた証として、なんとかして形に残せるものとしては短歌ぐらいのもんだなと思って一所懸命やらせてもらいましたから。

[1] 四天王寺大学
[2] 平成十年法律第百十四号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
[3] 川西健登さんは、私がフィールドワークしているウガンダ共和国の首都カンパラの国立病院でボランティア医師をしていたことから知り合いとなった。

療養所にいて、ほんとにかわいそうな人生送ったっていう風に、思われるかもしれないけども、療養所は療養所なりに、やっぱり人間の生きる社会ですから、生きた社会ですから、それなりにね。（2015年9月2日）

昔のことは、なるたけ、忘れないようにしてるんだ。（2016年2月2日）

ただ実際はこういう歴史を重ねてきたんだって、重ねてきた松丘なんだっていうことだけは知ってほしいわけね。（2016年2月3日）

生きた証として短歌を読んできたということ、ここでの生活や松丘保養園の歴史を伝えたいという言葉に私は心を動かされた。またこのように話す人もいた。

田　原：こちらの園に入られたのが。
Mさん：昭和26年の、2月6日です。…そして退院したのが37年の、9月4日になります。
田　原：正確に覚えておられるんですね。
Mさん：いえ。そういうのは。…頭から離れませんでした。
（2015年9月3日）

Mさんもまた、ここでの生活の歴史を胸に刻みながら生きてきたのであろう。現在、ハンセン病療養所（国立13施設、私立1施設）の入所者は減り、高齢化が進んでいる。国立ハンセン病療養所（13施設）の全入所者数は、2023年5月812人から2024年5月720人となり、平均年齢は88歳を超えている（国立ハンセン病資料館）。

1996（平成8）年の「らい予防法」廃止後、2009（平成21年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行された。国に対し、入所者への医療体制の整備、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務づけるとともに、療養所の施設や土地を地域住民に開放し、自治体が利用できる規定も盛り込まれている。しかし何よりも療養所は、入所者たちの生活を最後まで保障する場である。

全国の各療養所には、さまざまな公文書に加えて、写真、絵画、陶芸など入所者たちの作品、自治会日誌、「特別病室」という重監房などの建築物など、多様なものが療養所に保管されている。そして納骨堂にはここで生涯を閉じた人びとの遺骨が納められている。こうした療養所にあるものの保存・保管方法を含めて、将来の療養所の在り方を検討することが喫緊の課題となっている。

2．記憶をめぐるアーカイヴ実践

ある事象にかかわる人（死者を含む）、モノ、コトを保存し、それらの記憶を分有することは多様に試みられている。

たとえば南アフリカ共和国ロベン島には、かつてマンデラ大統領などの政治犯を収容した刑務所とハンセン病患者452人を隔離収容した病院があった。現在、ロベン島は世界遺産に指定され、「極限的な逆境と不正義に打ち勝った人間の精神の勝利を象徴する、感動的な国の宝として保存・宣伝すること」を目的として観光客を誘致している。人びとはケープタウンから船に乗り、啓発ビデオを視聴してロベン島に到着する。そして現地ガイドの解説を聞きながら、政治犯収容施設、埋葬されたハンセン病者たちの墓場を見学することになっている。歴史を学び、そこに生きた人びとの生に思いをはせる場として島すべてが保全されている（写真1、写真2、写真3）。



写真１　ロベン島からケープタウンを臨む
（2024 年 3 月 26 日筆者撮影）



写真２　ロベン島に渡るフェリー内の啓発ビデオの中に映されたハンセン病者たち
（2024 年 3 月 26 日筆者撮影）



写真３　ロベン島で亡くなったハンセン病者たちの墓
（2024 年 3 月 26 日筆者撮影）

こうした実践の積み重ねがアーカイヴと呼ばれる。「何が残されるべきものなのか、何が『アーカイブ』に含まれるべきなのかという価値判断も、あらかじめ与えられているわけではない（伊藤、2023:7）」。アーカイヴとは、保存すべきものを決定する意志と選択の積み重ねのプロセスであり、それによる生成物であり、「生物（いきもの、なまもの）（伊藤、2023: 86）」である。

アーカイヴは時代に応答する実践でもある。ではアーカイヴ実践を担うのは誰なのか。当事者とは誰のことなのか。「ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団代表」の徳田靖之弁護士は次のように述べる。

> ハンセン病問題における当事者とは、加害者とか被害者を超えたところにあるように思います。実際に加害を犯したという問題だけでなく、ハンセン病問題から自分たちは何を得て、この問題をどのように捉えてどのように生きようとしてきたかということを深めていくということが、当事者としてハンセン病問題をとらえるということにつながるのだと考えます。（徳田、2016: 2）

徳田弁護士の定義を援用すれば、アーカイヴ実践を担う行為者もまた当事者と位置づけられる。岡山の国立療養所長島愛生園では文書資料の保存保管を進めながら、地域とのつながりを構築し、将来の世界遺産化を視野に入れて、園全体のアーカイヴ化を試みている。アーカイヴは、その出来事を経験しない人びとを、当事者として呼び入れる実践となりうる。

一方、「死の政治学（ネクロポリティクス necro politics）」と呼ばれるアーカイヴ実践が報告されている。Sarah（2022）によれば、朝鮮戦争で行方不明となった 7500 人以上の米軍兵士たちについて、現代の法医学を駆使する体系的な埋葬発掘計画が政府により実施されている。つまり「忘れ去られていた」無名兵士を有名化し、家族の元に帰還させ、個別の死者の物語を創り出し、国家的追憶のプロジェクトに利用するものである。無名兵士を有名化すること、すなわち個人の記憶や記録を国家に貢献した人物という社会的物語として再構築するとき、ナショナリズムが作動する（Sarah, 2022）[4]。

3．第三区連合府県立外島保養院の開設

1907（明治 40）年交付の法律第 11 号「癩予防ニ関スル件」にもとづいて、1909（明治 42）年、「浮浪患者」の収容を目的に全国を５つの区に分けて療養所が設置される。感染予防を目的として病者を社会から隔離することを正当化し、市街地から離れた場所を選定した。

[4] Unknowns soon gained new valence and urgency in their potential to enlist Korean War families and communities in long-delayed but much celebrated acts of national remembrance. In their example, we see how closely managing the corpse – part of governing the dead（Stepputat 2014; Vu 2021）– is tied to managing memory（Sarah, 2022: 41）.

表１　外島保養院の略史

年月	出来事
1909(明治 42)年４月	第三区連合府県立外島保養院として開設（定員 300 人）
1926(大正 15)年 -1928(昭和３)年	移転計画先の大阪府泉北郡における癩療養所設立反対運動
1932(昭和７)年	現地拡張工事開始（1931（昭和６）年「癩予防法」施行）
1934(昭和９)年９月 21 日	室戸台風の高波により壊滅的な被害 入所者 597 人のうち 173 人（男性 107 人、女性 66 人）、職員３人とその家族 11 人、施設拡張工事関係者９人 が死亡した。その後、生存者 424 人のうち 416 人が委託療養
1935(昭和 10)年８月６日	外島保養院の復興地が長島に正式決定
1938(昭和 13)年４月１日	第３区府県立外島保養院の名称を「光明園」と改称
1941(昭和 16)年	国立移管により、邑久光明園に改称

出典：国立療養所邑久光明園入所者自治会［2009］より著者作成

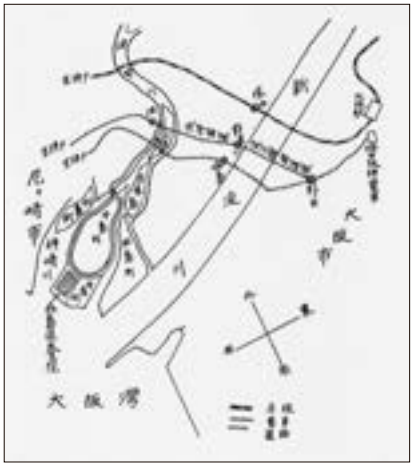


図１　外島保養院の立地

（出典：国立療養所邑久光明園入所者自治会［2009: p.24］）

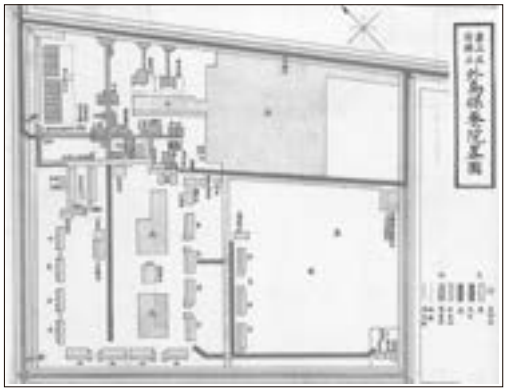


図２　外島保養院の建物配置図

（出典：国立療養所邑久光明園入所者自治会［2009: p.24］）

「第三区連合府県立外島保養院」(以下、外島保養院）も、1909（明治 42）年４月、大阪府を主管とする二府十県の府県連合立のハンセン病療養所として、大阪府西成郡川北村字布屋町（現在の大阪市西淀川区中島２丁目）に定員 300 人の隔離収容施設として開院した（表１）。

ここは、大阪府北部から兵庫県東南部を通る淀川水系の一級河川、神崎川（かんざきがわ）の河口付近の海抜ゼロメートルのデルタ地帯であった（図１）。

ここで水にかかわる神を祀る五社神社の宮司は、この地域と水のかかわりを語ってくれた。

> 1688（元禄元）年に丁子屋中島市兵衛によって開発され、その姓をとって中島新田と名づけたのが今の町名の起こり。1934 年室戸台風、1942 年の台風、1950 年のジェーン台風では軒下三寸まで水が来た。1953 年にも台風。今は普通の台風なら大丈夫だが、とにかく水が怖いところで、水にかかわる神様を祀っている。
>
> （宮司、2023 年５月 27 日談）

一方で、砂地の土壌を生かしてスイカやマッカ（瓜）を栽培し、川の水を利用した水路を使って田船で作物を運ぶのどかな場所でもあったという。

1909 年開院当時の配置図（図２）には次のような解説文が載せられている。

> 保養院の造成にあたっては、埋め立て用の土を外から搬入することはせず、敷地内に穴を掘り、その土で埋め立て工事を行った、そのため堀った跡は水がしみ出て池となって園内に点在した。
>
> （邑久光明園自治会、2009: 24）



写真４　室戸台風で全壊した外島保養院
（出典：国立療養所邑久光明園入所者自治会［2009: p.42］）

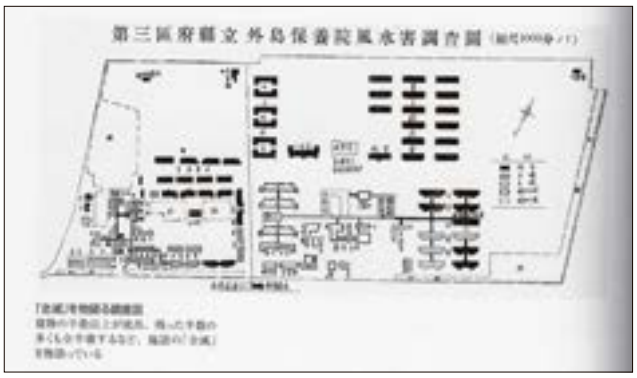


図３　外島保養院の風水害調査図
（出典：国立療養所邑久光明園入所者自治会［2009: p.24］）

四方の堤防がなければ、年中水に洗われている地域であるからこその楽しみもあった。入所者たちが敷地造成した跡の院内の池で魚釣りを楽しむ写真が残されている（国立療養所邑久光明園入所者自治会、2009: 33）。

外島保養院は、1915（大正４）年に４棟増築され定員は 400 人となる。さらに 1919（大正８）年、内務省による「らい一斉調査」の後、1920（大正９）年に「根本的らい予防策要項」が決議される。患者一万人収容が目標とされ、公立療養所の増床と拡張、国立療養所の新設が計画される。外島保養院は 1924（大正 13）年、内務省より一千名定床を指示されたことから、療養所建設地を求めることになった。

1926（大正 15）年１月７日、泉北郡北上神村・美木多村に第三区療養所設置指定命令が政府から中村望府知事に広報で発表されると、泉北郡の住民による移転反対運動が起きる。その後、1928（昭和３）年も移転が試みられたが、再び反対運動が起きて、移転計画は頓挫する。その結果、1932（昭和７）年５月 25 日から現地拡張工事が始められ、1934（昭和９）年末に収容定員を 1000 人とするために４万坪を埋め立てることになった（外島保養院の歴史を残す会、2017: 13–25）。

この地域にも建設や拡張を反対する運動はあった。地域の真宗大谷派了願寺や常念寺が外島の人たちの法要を担っていた。了願寺の現住職は次のように語る。

> 曾祖父が、外島の人たちの法要をしていた。反対運動があったので、檀家の人たちの手前もあり、おおっぴらにできなかったらしい。90 代の人たちが「かったい病」だから近づくなというのが不思議だった。（住職、2023 年５月 27 日談）

1916（大正５）年の法改正で懲戒結束規定が明記された。逃走未遂や反抗的だとみなされた入所者は、司法の手続きを受けることなく所長により処罰され、監禁されることが可能となった。外島保養院にも、1917（大正６）年に監禁室が設置された。

こうした状況のなかで、外島保養院の入所者たちは、1918（大正７）年頃には、全国に先駆けて自治会を結成し、自治会機関紙「外島タイムス」を発行していた。1927（昭和２）年には外島青年団を結成し、院内行事（大運動会、朝のラジオ体操、盆踊り、合唱団発表会、全国療養所患者作品展など）の運営にあたったほか、消防活動も兼務し、人命救護や院内警備の任にあたった（国立療養所邑久光明園入所者自治会、2009: 30–37）。

外島保養院は、1934 年９月 21 日、室戸台風の直撃による高波により壊滅的な被害を受ける（写真４）。入所者 597 人のうち 173 人（男性 107 人、女性 66 人）、職員３人とその家族 11 人、施設拡張工事関係者９人が死亡し、そのうち 11 人が行方不明のままである。図３の右側３分の２が拡張工事による敷地である。黒塗りされた建て物が流出し、残った建て物も多くは全半壊した。ここ西淀川区の死亡・行方不明者

は 248 人で、その 8 割を外島保養院の人たちが占めている。外島保養院の生存者 424 人のうち 416 人は全国の療養所に委託療養された。

国立療養所邑久光明園入所者自治会長・屋猛司さんは、この被害は人災であり、国の責任による大惨事だと述べている。

> 昭和 9（1934）年 9 月 21 日、忘れ得ぬこの日の室戸台風による惨事は、起こるべくして起こった人災であったと確信しています。海抜ゼロメートル以下の土地、江戸時代から大きな風雨の時にも洗われた記録が残っている土地に、身体の不自由な病人を収容する療養所が建てられたのです。
>
> 移転計画の時に、市民の皆様や多くの医師が「ハンセン病」についてよく理解してくれていれば、ハンセン病療養所の建設がこれほどまで嫌われずに済んだことでしょう。･･･外島保養院の大惨事は、国・国会議員の不作為も含め、国の責任による大惨事であったことを忘れてはなりません。（屋、2022: 16-7）

4．外島保養院の記念碑建立

1997（平成 9）年 8 月 28 日に開催された第 9 回寮長会で、外島保養院跡地に記念碑を建立することが承認される。前年 1996 年に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立したことが契機となった。1997 年 9 月 25 日、外島保養院記念碑の敷地を決定するため、望月会長と生活委員長が大阪へ出張した。外島保養院跡地はすでに工場地となっていたため、その近くの堤防の下の土地を、大阪府から譲り受けて外島保養院記念碑が建立されることになった。建立の費用は、入所者たちが自治会に残した遺金によって賄われ、記念碑の除幕式が 1997（平成 9）年 11 月 19 日に挙行された（国立療養所邑久光明園入所者自治会、2009）。

碑には以下の文章が刻まれている。

> 碑　文
>
> 明治四十二年四月　法律第十一号ニ基ヅキコノ地ニ第三区府県立「外島保養院」設立サレル
>
> 即チ　大阪府主管ノモト京都　兵庫　奈良　和歌山　滋賀　三重　岐阜　福井　石川　富山　鳥取　の二府十県連合ニヨル　公立ハンセン病療養所トシテ開設サレタノデアル
>
> 昭和九年九月二十一日室戸台風ノ襲来ニヨリ施設ハ壊滅流失　患者百七十三名職員三名職員家族十一名ガ死亡スル大惨事トナリ生存患者四百十六名ハ全国六施設ニ分散委託　昭和十三年四月岡山県長島ノ西端ニ名称ヲ光明園ト改メ復興昭和十六年国立移管　邑久光明園ト改称現在ニ至ル
>
> 平成八年四月「らい予防法」廃止サレル　強制収容絶対隔離ヲ根幹トシタ日本ノハンセン病対策ノ終焉ヲ記念シ外島保養院ノ日々ニ思イヲハセ茲ニ記念碑ヲ建立スルモノデアル
>
> 平成九年十一月　邑久光明園入園者自治会

1998 年以降、毎年 9 月に邑久光明園から入所者・職員が訪れ、追悼法要と献花が行われている。法要には、自治会と支援団体、大阪府、大阪市の関係者たちが集まる。

2003（平成 15）年 9 月 26 日には、磯村隆文大阪市長（当時）が過去の大阪市のハンセン病対策に誤りがあったことを詫びる挨拶を述べた。2004（平成 16）年 9 月 24 日、外島保養院跡地、記念碑前で外島保養院風水害 70 年追悼法要が行われた。

現在、記念碑の敷地はフェンスで囲まれ、鍵がかけられ、法要等の訪問者がある場合に解錠される。清

表２　外島保養院の法要の記録

年	月日	出来事
1997(平成９)年	８月 28 日	第９回寮長会が開催され、外島保養院跡地に記念碑建立することを承認
	９月 25 日	外島保養院記念碑の敷地を決定するため、望月会長と生活委員長が大阪へ出張
	11 月 19 日	外島保養院記念碑除幕式を挙行
		式典参加者：自治会役員、元外島保養院在籍者、職員、大阪府関係者、有効団体、ボランティアなど
1998(平成 10)年	９月 10 日	外島保養院跡地を訪問、35 人参加、記念碑に献花
1999(平成 11)年	９月 30 日	外島保養院記念碑を訪問
		参加者：元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部。現地では大阪府予防係長、主査ら。
2000(平成 12)年	９月 29 日	外島保養院跡地を訪問
		参加者：元外島保養院在籍者、自治会役員、入園者有志、園幹部。現地では大阪府予防課、真宗大谷派、春日部小学校などの関係者。
2001(平成 13)年	９月 27 日	外島保養院跡地を訪問
		参加者：元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部。現地では大阪府難病対策課、真宗大谷派、春日部小学校教諭、みどりの風。
2002(平成 14)年	９月 27 日	外島保養院跡地を訪問
		参加者：元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部。現地では大阪府難病対策課、真宗大谷派、おおぞら財団役員など。
2003(平成 15)年	９月 26 日	外島保養院跡地を訪問
		参加者:元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部。現地では大阪市長、大阪府地域保健福祉室長、真宗大谷派、あおぞら財団役員など。磯村隆文大阪市長が過去の大阪市のハンセン病対策の中で誤りのあったことのお詫びの挨拶を述べる。
2004(平成 16)年	９月 24 日	外島保養院跡地を訪問。記念碑前で外島保養院風水害 70 年追悼法要を執り行う。
		参加者：元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部ら 44 人。現地では大阪府・大阪市職員大阪府総合福祉協会、福祉運動・みどりの風、虹の会おおさか、あおぞら財団役員など。
2005(平成 17)年	９月 30 日	外島保養院跡地を訪問。
		参加者：元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部ら 26 人。現地では大阪府・大阪市職員大阪府総合福祉協会、地域人権教育推進委員会、福祉運動・みどりの風など。
2006(平成 18)年	９月 26 日	外島保養院跡地を訪問。
		参加者：元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部ら 36 人。現地では大阪府・大阪市職員大阪府総合福祉協会、地域人権教育推進委員会、福祉運動・みどりの風など。
2007(平成 19)年	９月 28 日	外島保養院跡地を訪問。
		参加者：元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部ら 31 人。現地では大阪府・大阪市職員大阪府総合福祉協会、地域人権教育推進委員会、ボランティア団体多数など。
2008(平成 20)年	９月 26 日	外島保養院跡地を訪問。
		参加者：元外島保養院関係者、自治会役員、入園者有志、園幹部ら 31 人。現地では大阪府・大阪市職員大阪府総合福祉協会、地域人権教育推進委員会、ボランティア団体多数など。

出典：国立療養所邑久光明園入所者自治会［2009］より著者作成

掃を請け負う「釜ヶ崎支援機構」と「大阪府」が鍵を保管している。真宗大谷派東本願寺の解放運動推進本部本部要員の近藤恵美子さんは、記念碑とハンセン病をめぐる現状を接続させて、次のように述べている。

> 十一月下旬、あらためて外島保養院の跡地を訪れてみると、まだ暑さが厳しい九月の法要の時期とは違い、風が冷たく人の行き来もほとんどありません。普段、記念碑はフェンスに囲まれています。後ろには堤防があり、その場所から川の向こうにある尼崎市の街の様子をうかがい知ることはできません。一九九六年の「らい予防法」廃止から十九年経とうとする今なお、「ハンセン病への偏見や差別は残っている」と語られる現実が、現在も対岸の街をのぞむことができない状況と、そこで生きた人々のすがたに重なって私の前に立ち現われました。（真宗大谷派東本願寺、https://jodo-shinshu.info/2020/02/06/20449/: 2025 年 1 月 16 日閲覧）



写真５　外島保養院記念碑
（2023 年 9 月 29 日筆者撮影）



写真６　外島保養院の法要
（2023 年 9 月 29 日筆者撮影）

５．外島保養院にかかわる記憶の継承

2023（令和５）年９月 29 日（金）に外島保養院記念碑の前で献花･法要が行われた（写真５、写真６）。邑久光明園の入所者自治会（会長、自治会有志）、青木美憲園長、職員数人の約 30 人が岡山からバスで来阪した。地元からは、西淀川区民生委員児童委員協議会、大阪市役所と大阪府庁から職員が参加した[5]。

こうした外島保養院に関わる活動は、「ハンセン病回復者支援センター」、「虹の会おおさか――ハンセン病回復者サポーターズ」、「外島保養院の歴史をのこす会」などの団体により支えられている。

「ハンセン病回復者支援センター」は、2004（平成 16）年４月１日に設立された。社会福祉法人恩賜財団済生会による「ハンセン病療養所入所者社会復帰等支援事業」を担う団体である。定期的に「ハンセン病回復者サポーター養成講座（現ハンセン病回復者等支援者養成講座）」を開催し、人びとにハンセン病の知識を伝えながら、ハンセン病回復者が地域社会で生活することをサポートしている。

「虹の会おおさか――ハンセン病回復者サポーターズ」は、2004（平成 16）年５月に設立された。代表の原田恵子さんは、設立趣旨を次のように記している。

> 「虹の会おおさか」の由来には、「あなた」と「私」、「あなた」と「ふるさと」、「あなた」と･･･？　虹のように、あなたとあなたが思う虹の向こう側をつなぐ架け橋となって、好きなときに好きなだけ渡れるように、みんなで支え合いたい･･･。そんな思いから生まれました。
>
> （原田恵子さん作成チラシ、2023 年６月 17 日配布）

ハンセン病者の隔離の経験に思いを寄せて、設立されたことがわかる。これらの団体が、記念碑の碑文を読みやすくするために墨を入れることを邑久光明園自治会に提案した。2011（平成 23）年８月、邑久光明園自治会が費用を負担し、碑文に墨を入れた（三宅美千子さん、2024 年６月 10 日談）。

「外島保養院の歴史をのこす会」は、上記の団体を基盤として 2014（平成 26）年９月 26 日に 51 人で結成された。目的と活動は次のように決められている。

> 目的：外島保養院の歴史とそこに生きた人たちの姿と声を、記録と記憶に刻むことを通して、ハンセン病問題の全面解決と再発防止に資するための取り組みを行う
>
> 活動：
>
> ①外島保養院及び室戸台風被災状況に関する調査

[5] 当日の参加団体は、「外島保養院の歴史を残す会」、「ハンセン病回復者支援センター」、「ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会」、「虹の会おおさか」、「福祉運動・みどりの風」、「大谷真宗派」などであった。2024 年は９月 27 日（金）に同様に実施した。

②外島保養院に関する記録、資料、文献等の収集、整理、保存及び公開
③室戸台風による外島保養院被災者の追悼
④外島保養院の実態を広め、ハンセン病問題の全面解決と再発防止にむけた学習会・シンポジウム・パネル展等の啓発活動の企画及び開催
⑤上記４項を外島保養院関連地方自治体と連携して行うこと

（ハンセン病問題講演会実行委員会、2015: 9）

「外島保養院の歴史をのこす会」共同代表の三宅美千子さんによれば、「碑を建てたい」という話が出たのは、初めて現地で法要を行った 1967（昭和 42）年、33 回忌の時だという（2024 年 6 月 10 日談）。しかし、1996 年の「らい予防法の廃止に関する法律」が成立するのを待たなければならなかった。記念碑が建立されるまでに要した 30 年が語るのは、ハンセン病に関わる事象に対峙しない私たちの社会の姿である。

三宅さんは、９月に行われる献花・法要は、慰霊祭や追悼式ではないと断言する。

遺霊祭って言ったらいけない。あれは法要、何回忌法要。仏教的な感じやね。法要と言っている。

９月の法要は慰霊祭ではなく、そこに生きた人たち、外島保養院にゆかりのあった 1250 有余の人びとすべてに思いを寄せる場だという。三宅さんは語る。

（外島保養院の記念碑は）個々人のこう、慰霊碑とはまたちょっと違う。不明の女の人もおるし。死亡した人の名前、青森にどういう人が行ったというのはある。（記名するという）話が出たことはない。親族とか、遺骨も引き取らない。常念寺に 33 人の遺骨が預けられたということが大阪府の冊子に書いてあるけれど、常念寺に遺骨はないし、資料も何もない。（先日作成した）ビデオで言ったのは 1250 余の人に思いを寄せて。それまでに亡くなった人を含めたら、そのくらいになる。

外島保養院の記念碑に個人の名前を記銘する話は出たことがないという。療養所には園名（偽名）で暮らしていた人も少なくない。いくつかの園名と本名を使い分ける人もいた。療養所の人びとにとって名前は、家族を守るために隠すべきものの一つでもあった。この記念碑は、故人の追悼を目的とした慰霊のための碑ではない。排除された人びとの生への普遍的な祈りとハンセン病の歴史の継承の意志が込められている。

外島保養院記念碑における献花･法要は、33 回忌、70 周年という時間経過のなかで、普遍性をもつ社会的な記憶を継承するための実践として結実してきた。それはハンセン病にかかわる社会的記憶の継承、国家主導による病者排除の歴史継承のための実践である。

６．社会的記憶へ

歴史的な事象の記憶や記録の継承方法を考えることは、その事象における当事者性とそれをとりまくポリティクスについて議論することでもある。ハンセン病者を社会から排除したのは、国家だけではなかった。

1931（昭和４）年、「癩予防法」の施行後、全国で無らい県運動が展開された。それは「すべての患者をハンセン病療養所に隔離して、在学患者や放浪患者がその都道府県にひとりもいなくなることを目指した官民一体の運動（川崎、2016:45）」であった。1936（昭和 11）年にハンセン病患者「二十年根絶計画」

が開始され、1940（昭和 15）年には「らい根絶 20 年計画」の 1 万人隔離が達成される。1947（昭和 22）年に国は「無癩方策実施要項」を出し、無らい県運動を一層強化した。戦前は内務省（警察）、戦後は都道府県の衛生部予防課が、住民の通報をもとに在宅患者や放浪患者を強制連行した。

全国のハンセン病療養所の入所者たちは、1951（昭和 26）年に全国国立癩療養所患者協議会（現・全国ハンセン病療養所入所者協議会【全患協】）を結成し、1952（昭和 27）年には、国会はじめ各療養所で座り込みによる「癩豫防法」に対する抗議活動を行った。しかし、1953（昭和 28）年に改訂された「らい予防法」は、「癩豫防法」と同じく隔離収容を是とするものであり、退所規定などは設けられなかった。

また国の隔離政策および地域社会で展開された無らい県運動によって被害を受けたのは、ハンセン病者だけではなく、家族も同様であった。2016 年には家族・遺族による国を相手にした訴訟が始まり、2019（令和元）年 7 月には熊本地方裁判所で原告勝訴が確定した。ハンセン病元患者家族に対する国家賠償補償が法制化され、国および地方自治体は差別偏見除去のため、当事者と協議しながら普及啓発活動に取り組む方針を表明している。

家族訴訟原告団の副団長を務めた黄光男さんは、親がハンセン病に罹患したことから家族の絆を奪われた経験を「人生被害」という言葉で表す。家族訴訟について次のように語った。

> 原告 29 人の証人尋問をすべて聞いた。涙を流さなかった原告は一人もいない。ぼろぼろ流しながら証言した。これを聞いた裁判官が、被害がなかったとは言えない（と感じたと思う）。証人尋問があったから勝てたと思う。
>
> （ハンセン病回復者等支援者養成講座第一回、2021 年 11 月 10 日、主催・大阪市、社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会ハンセン病回復者支援センター）

当事者にとって訴訟は、個人的な記憶・記録を社会的な事象へと連結させるための痛みを伴う試みであった。こうした生の軌跡を未来へ継承するためのプロセスがアーカイヴの実践であり、他者の記憶を分有するメモリーワークと捉えることができるだろう。

お わ り に

外島保養院の記念碑には、個人の生の記憶を想起させるものはない。個別の生の記憶の不在が物語るのは、人びとに振るわれた権力の存在、地域社会からの排除である。記念碑に痕跡する権力をとおして、生者たちは死者たちの生の意味を再認識する。死者の生の集合的記憶を分有することをとおして、かつて国家が推進した政策を問い、そのもとで展開された社会動向を明るみに出す事ができる。このように個別の記憶が集合的記憶に転換される時、各事象における転換の力学の機制が問われなければならない。

たとえば先述した Sarah（2022）が紹介したネクロゾーン（死の空間）のメモリーワークとは、無名兵士の名を明らかにして、死者の物語を創り出し、国家的追憶のプロジェクトに利用するものであった。死者の生はナショナリズムの物語へと包摂された。

国立重監房資料館部長の黒尾和久さんは、ハンセン病療養所の歴史遺産化を名誉回復事業として推進する必要がある、さらにそれは、加害の側の名誉回復でもあると主張する。黒尾さんは、ハンセン病療養所の永久保存について次のように述べる。

> 遺産は誰のためにあるのかということです。それによってもちろん名誉回復される被害者の方がいます。一方で名誉回復しなければならないのは、加害の淵に立つ私たちでもあるわけです。二度とこういう問題を起こしてはいけないと誓うために、人権侵害の事実を忘れてしまわないために。同じような問題が世の中にあるのではないかと気づくために、歴史遺産、

要するに「記憶の場」を遺していくことが大事になるのではないかと思います。

（黒尾、2024: 35–6）

外島保養院の記念碑建立、毎年9月に行われる献花・法要は、国家と地域による組織的排除を経験し、実名をも奪われた人びとの存在を集合的に、歴史のなかに留め置こうとするメモリーワークである。それは現代社会に遍在する排除の思想を問いかける可能性を秘めている。

謝辞

本研究はJSPS科研費科学研究費20K20737の助成を受けたものです。

参考文献

阿部伊作［2023］「ハンセン病療養所のキリスト教会について①――外島家族教会からの一考察」『キリスト教と世界』第33号、206-257頁

アンダーソン、B.［1987（1983）］『想像の共同体――ナショナリズムの起源と流行』リブロポート

伊藤未来・岩城考信・宮本隆史・森昭子［2023］『アーカイブのちから――世界は足跡に満ちている』風響社

内田博文［2006］『ハンセン病検証会議の記録』明石書店

大山勝男［2019］『無癩県運動――大阪にあったハンセン病療養所外島保養院』アメージング出版

小川伸彦・水垣源太郎編［2012］『ベネディクト・アンダーソン奈良女子大学講座』かもがわ出版

屋猛司［2022］「外島保養院の歴史について」『ふれあい福祉だより』第23号、ふれあい福祉協会、13-23頁

奥野アオイ［2023］「A.D.ヘール宣教師『炒り豆に花が咲く』――外島家族教会と“つながり”の考察」『大阪女学院大学紀要』第20号、51-70頁

落合雄彦［2021］「英領ケープ植民地におけるアサイラムの史的展開」『スワヒリ＆アフリカ研究』32、42-54頁

川崎愛［2016］「戦前・戦後の無らい県運動とハンセン病療養所」『社会学部論叢』26（2）、45-59頁

黒尾和久［2024］「『人間の尊厳を問う』――ハンセン病差別と隔離」『好善社ブックレット』26、5-76頁

国立療養所邑久光明園入所者自治会［2009］『邑久光明園創立百周年記念誌「隔離から解放へ」――邑久国妙圓入所者百年の歩み』山陽新聞社

川西健登［2018］「遊歩道開通記念植樹祭――隔ての土塁から共生の遊歩道へ」『甲田の裾』695:6-7

黒坂愛衣［2015］『ハンセン病家族たちの物語』世織書房

坂田勝彦［2012］『ハンセン病者の生活史』青弓社

厚生省医務局［1975］『国立療養所史』厚生問題研究会

小松原織香［2024］「死者倫理の視点から『人生の意味』を考える」『現代思想』52（4）、135-144頁

坂田勝彦［2012］『ハンセン病者らの生活史――隔離経験を生きるということ』青弓社

坂田勝彦［2021］「ハンセン病療養所を写真に撮り続けるということ――あるカメラマンによる死者との記憶の継承」『サバイバーの社会学』ミネルヴァ書房、195-215頁

外島保養院の歴史をのこす会［2017］『大阪にあったハンセン病療養所――外島保養院』大阪市保健所感染症対策課

滝田十和男［1956］『歌集 天河』全国国立療養所ハンゼン氏病患者協議会出版部

滝田十和男［1982］『七夕ずいひつ』青森コロニー

田原範子［2021］「自由への意志としてのモビリティ――松丘保養園における生活実践から」『日常的実践の社会人間学』山代印刷、152-172頁

田中等［2017］『ハンセン病の社会史』彩流社

崔南龍［2017］『一枚の切符』みすず書房

徳田靖之［2016］【基調講演】「当事者とは誰のことか――「らい予防法」廃止からの20年を振り返って」『願いから動きへ』44号、真宗大谷派解放運動推進本部

中村文哉［2019］「『癩豫防』に関する二つの法律と沖縄社会――『癩豫防ニ關スル法律』・『癩豫防法』および各『施行規則』と沖縄社会」『山口県立大学学術情報』12 号、51-87 頁

根岸章［2020］『歌集青葉輝く』松丘保養園松桜会

原田恵子［2023］『「虹の会おおさか」設立趣旨』（私家版チラシ）

ハンセン病問題講演会実行委員会、2015、『平成 26（2014）年度ハンセン病問題講演会報告書『大阪にあった「外島保養院」の移転問題から考えよう――現在も続く排除と差別障害者差別解消法の施行に向けて』

廣川和花［2011］『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会

廣瀬俊介［2022］「ハンセン病療養所の災害地誌学的研究――国立療養所松丘保養園を例として」『2022 年度日本地理学会秋季学術大会発表要旨集』セッション、ID: 333、DOI https://doi.org/10.14866/ajg.2022a.0_86

ふれあい福祉協会［2022］『ふれあい福祉だより』第 23 号、ふれあい福祉協会

藤野豊解説［2004］「復刻版外島保養院年報」『近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻 1・2、不二出版

藤本とし［1974］『地面の底が抜けたんです――ある女性の知恵の七三年史』思想の科学社

牧野正直[2010]「ハンセン病の歴史に学ぶ――ハンセン病療養所医療 100 年をふりかえる」『日本ハンセン病学会雑誌』79(1)、25-36

松丘保養園［1967］『甲田の裾』351 号、松丘保養園松桜会

松丘保養園［2013］『甲田の裾』678 号、松丘保養園松桜会

松丘保養園松桜会［2016］『成瀬豊画文集』ヒューマンライツ福岡

三宅美千子［2013］「大阪とハンセン病ゆかりの地」『部落解放』682 号、解放出版社、2-7 頁

森修一、阿戸学、石井則久［2019］「国立ハンセン病療養所における入退所動向に関する研究―― 1909 年から 2010 年の入退所者数調査から」『日本ハンセン病学会雑誌』88（2）、53-75 頁

Garuba, H., 2006, “A Second Life: Museums, Mimesis, and Narratives of the Tour Guides of Robben Island”. In Murray, Shepherd and Hall Eds. *Desire Lines: Space, Memory and Identity in the Post-apartheid City*. Routledge, pp. 129-144.

Sarah Wagner, 2022, “Unearthing Unknowns: The Forensic Practice and Memory Politics of Korean War Disinterments”, *Social Anthropology*, 30（3）, pp.38-55.

Tahara, N., 2022, “Conviviality Created through Resilience: Cultivating the Imagination of ‘Different Others’ in the Leprosaria of Japan”. In Enomoto, Swai, Umeya and Nyamnjoh Eds. Bouncing *Back: Critical Reflections on the Resilience Concept in Japan and South Africa,* Langaa RPCIG, pp. 109-136.

【Web サイト】

財団法人大阪府人権協会

「回復者の言葉や生き方が社会のありようを写し出す」

https://www.jinken-osaka.jp/essay/vol29.html（2025 年 1 月 16 日閲覧）

真宗大谷派東本願寺

「ハンセン病はいま〈203〉外島保養院の歴史と、そこに生きた人の声に動かされて」

https://jodo-shinshu.info/2020/02/06/20449/（2025 年 1 月 16 日閲覧）

甲田の裾電子図書室

https://www.archhdjp.jp/koudanosuso/（2025 年 1 月 16 日閲覧）

国立ハンセン病資料館

https://www.nhdm.jp/（2025 年 1 月 16 日閲覧）

松丘保養園

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/matuoka/welcome.html（2025 年 1 月 16 日閲覧）

松丘保養園を記憶する：他者の記憶に立ちあい、現在を分有する場の可能性

白　石　壮一郎[1]

Abstract

歴史的事象のただなかにあった他者の記憶について分有する場はどのように可能なのか。本稿は展示空間についてこのことを考察するための試論である。青森市石江にある松丘保養園（1909-）は、日本国内13箇所に所在するハンセン病国立療養所のひとつである。補償金請求期限が延長される（2024）などイシューは進行中であるものの、療養所は入所者数が減少・超高齢化している状況から、その機能に終わりが近づきつつあることがわかる。本稿は、国立ハンセン病資料館常設展示、および弘前大学資料館企画展の２つの事例をとおして、療養所内の歴史的時間で営まれた生活の記憶を現在の時空間のなかで分有する試みとして展示空間を考察する。

１．はじめに：歴史と記憶に立ち会う

１．１　歴史／記憶

ミュージアム[2]は、その展示をとおして歴史的出来事の記憶を定型化していく歴史化の機能（国民国家の記憶装置）と、いったん定型化し、陳腐化していく記憶についての議論を起こし、記憶を再編成し再活性化していく機能（フォーラムとしてのミュージアム）をもつ[3]。このように、ミュージアムが社会的な記憶をめぐる議論と政治の場だという捉え方は、すでに広く知られている。

本論では、日本のハンセン病と国立療養所にかんする記憶をあつかう２つの展示の事例をとりあげ、それぞれの展示がどのような方法によって、われわれにいかなる記憶を喚起しうるかを考察する。そして、歴史展示の形を採らない展示空間で、ある主題についての歴史的な時間を担った現在を経験し記憶を分有する展示の可能性を主張する。

記憶と歴史はともに過去の経験に関するものである。記憶とはさまざまな出来事についての諸個人の経験の主観的回顧である一方で、歴史は客観的史実の積み重ねによって編まれた物語であり、それが編纂されればさまざまな歴史的出来事の意味が定形化され、公的な性格を帯びる。ところが私的な記憶と公的な歴史という素朴な二分法にもとづく境界は最近数十年で見直され、ブリッジされてきた。オーラル・ヒストリー（口述史）やライフ･ストーリー（生活史）といった手法、エゴ･ドキュメントや生活記録（ライフ･ドキュメント）といった手法の台頭が状況を変えてきたからだ。諸個人の記憶の語りや私的な手記･映像･持ち物などを歴史記録として見出し、それらをひろくアーカイヴに蓄積してゆけば、経験された出来事の

[1] 弘前大学人文社会科学部

[2] museum は日本の制度内では博物館・美術館・歴史資料館などジャンルごとに呼び名が区別されている。

[3] ミュージアムを記憶の装置として議論した『ミュージアムと負の記憶』の序論［竹沢 2015］は、戦争や公害、災禍などの負の出来事の記憶をさまざまに定形化し、向き合う場として展示を考える。ここでいう記憶とは、なんらかの情報をインプットしそのまま忘れずに再生すること（cf. 記憶力、記憶術など）ではなく、経験した出来事を意味づけし、その意味を周囲と共有するような社会的記憶のことである。社会的記憶においては、かならずしも直接経験した者だけが記憶の主体でありキャリアーなのではない。

意味の無数のヴァリエーションや逸脱をはらむ諸個人の記憶と、すでに定形化された歴史とを緊張関係に置くことで、われわれは歴史を再解釈する材料を得て、歴史との対話をより豊かにすることができる。

1．2　ミュージアム展示

冒頭で述べたごとく、ミュージアムもまた歴史的記憶の再解釈の場だ。ミュージアムを、単にその展示のコンセプトを示すテキストパネルと展示物に付されたキャプションとから「知識とセットで展示物を受容するような鑑賞と学習の場」としてだけでなく、「展示物の熟覧から来場者が対話的な思考を生成する、あるいは熟覧に触発され来場者どうしでの対話が生じていくようなコミュニケーション生成の現場」として捉えなおすことが可能なのだ。

ミュージアムの展示空間におけるコミュニケーションの理念史をまとめた光岡寿郎［2017］は、視覚情報を伝達する場としての古典的な見方から、フォーラムとしてのミュージアムの提唱[4]、教育心理学による客観的基準に基づいた来館者調査まで、ミュージアム経験の研究史を追っている（「来館者」から「ミュージアムコミュニケーション」へ）。光岡がミュージアムコミュニケーションという概念で意味するのはミュージアム空間と来場者との間で意味が生成する過程であり［*ibid*. p.36］、本論が述べようとするのもその可能性についてである。

来場者がミュージアム空間で現物（real-thing）と向き合い、展示空間に身を置くことによって、キャプションから得た情報をもとに展示された現物の履歴を想像し、その場で現物を媒介してある種の直接経験をする。展示物の喚起する社会の記憶に立ち会う。このとき、歴史展示、社会問題の展示、美術展示などの空間と来場者のあいだには、展示物の履歴が示すその現物のオリジンから時間と空間を超えた、展示の主題が現在化する場になる。

もっとも、来場者の経験を展示企画者側が完全に統制することはできないし、すべきものでもない。1990 年代以降に Ivan Karp らは、文化人類学自体が歴史的にはらんできた異文化への眼差しに反省的になり、単一で均質な文化を展示によって実体化させるのではなく多声性ある展示をと議論し、ソースコミュニティとの協働的な展示をと呼びかけ［Karp and Lavine Eds. 1991］、文化のダイナミズムを体現する展示空間を目指す新たな指針を示した。James Clifford は、「接触領域としてのミュージアム」のなかで、合州国オレゴン州ポートランド美術館で開催されたラスムッセン・コレクションの民族誌展示の展示法再考のための会議が、ソース・コミュニティからの参加者らの相互の語りと歌の応酬による祝祭の場と化した挿話を記している[5]［クリフォード 2002; pp.215-250］。また、論集 *Museum as Process* の序論で、Raymond Silverman は政治的正しさなどの文脈から非難を浴びてしまうような失敗した展示も、展示主題についてのさらなる思考と試行を誘うならば意義があるとし、展示企画による協働やコミュニケーションの複雑さに光を当てた事例研究をあつめた［Silverman ed. 2017］。

これらの研究事例の教えることは、展示企画者が啓蒙・教育的な意図をもった正確堅牢な解釈の構築を目指すことに終始せず、展示をよりオープンにとらえ、ある事象についての社会的記憶の再解釈をうながすことの積極的な可能性である。ソース・コミュニティの多声的文化、来場者の眼差し、企画者の意図のそれぞれの接触により、われわれは意味の力の作用する現場として展示空間を経験することができるのである。

[4] カナダのミュージアム職員だった Duncan Cameron が 1971 年に *Curator* 誌において発表した論文 'The Museum, a Temple or the Forum' はミュージアム空間での経験についてキャッチーな提唱をおこない、その後の批判もふくめて活発な議論を起こしたものとして知られる。

[5] Clifford 自身、「接触領域としてのミュージアム」は現場で起こっていることの記述でもあるし、ミュージアムはそうあるべきだという提唱でもあると述べている［*ibid*. p.244］。

2．ハンセン病と国立療養所

2．1　日本におけるハンセン病問題

本論で扱うのは日本でのハンセン病政策と、そのなかで隔離されてきた人びとの社会の記憶の歴史化、およびその展示による表現（representation）である。現在、全国 13 箇所にハンセン病の国立療養所がある。だが各療養所の入所者数が減少・超高齢化している状況から、その機能に終わりが近づきつつあると考えられ、このイシューが本格的に歴史化していく局面にさしかかっている。

近世以前からさまざまな呼称で呼ばれたハンセン病者[6]は、近親者に屋内に匿われ、宗教者らに保護され、あるいは浮浪者として――いわば社会的棄民として存在した。国家によるハンセン病者の隔離が始まったのは 1907 年に法律「癩予防ニ関スル件」が制定されたときである。1926 年には内務省衛生局が「民族の血液を浄化する」ためにも絶対隔離が必要であるというレトリックをもちいた声明を発表[7]。これらは 1929 年に始まる「県内の未収容患者をゼロに」というスローガンを掲げた総動員体制である「無らい県運動」、そして国立療養所設立のための「癩予防法」（1931 年）立法を準備した[8]。

たしかに人類史上、ハンセン病者は世界じゅうで差別されてきた歴史があり、近代国家は感染症としての隔離政策を採った。日本もそれに追従し「癩を根絶しえないやうでは、未だ真の文明国の域に達したとは云へ」ない[9]、として隔離政策を採用した。しかしながら日本のハンセン病政策のなかでの最大の過ちは、戦後 1947 年に治療薬プロミンが治験開始され、「らい予防法（新法）」制定（1953 年）を経ても、1996 年に同法が廃止されるまで隔離政策が長く続いたことであり、新憲法施行（1947 年）後にもなお断種や不妊・中絶手術および重監房などでの懲罰がおこなわれ、患者・回復者らが人権の埒外に置かれていたことであろう。隔離政策を根拠づけた法律に違憲判決が下ったのは 2001 年、熊本地裁が原告側の全面勝訴判決を下したときである。同年にハンセン病補償法が成立し、現在も補償金請求期限が延長される（2024 年）などイシューは進行中である。

2．2　生きられた歴史：社会学の業績

2020 年代半ばの現在、日本におけるハンセン病問題や療養所にかんする言説のなかで最大のものは「らい予防法闘争」のなかで育ち、定形化し、力をもっていった入所者・支援者らによる闘争の言説である。戦後の各療養所園内では患者作業[10]の廃止を訴えるハンガーストライキ、患者大会やデモ行進、参議院や厚生省での座り込みや交渉などの運動のレパートリでかれらは園内の生活の改善を徐々に勝ち取っていった。1996 年の予防法廃止、2001 年の国賠勝訴はその長い延長線上にある。

一方、人文社会科学系の調査は、自治会発行の機関誌や刊行された文芸作品の分析（日本近代文学）や、オーラルヒストリーのインタビュー調査による療養所の生活世界での入所者らの諸活動や葛藤を描いた（社会学）。例えば荒井裕樹［2011］は各療養所の文学活動から、隔離された病者たちの自己認識、戦時下での自己認識や戦中から戦後にかけての人権観の変化、「断種」の描かれ方などを分析していき、当時の

[6] 一般的な差別的古称としては、行乞者をも含意する「かったい」というものがあった。津軽地方ではハンセン病を「ドス」、病者を「ドスコ」という呼び方もされていた。

[7] 内務省衛生局高野六郎課長による以下の声明。「…こんな病気を国民から放逐し去ることは、誰しも願ふことに相違ない。民族の血液を浄化するために、又此の残虐な病苦から同胞を救ふために慈善事業、救療事業の第一位に数へられなければならぬ仕事である。（中略）要するに、癩予防の根本は結局癩の絶対隔離である。」［南日本放送協会 編 2002; p.9］なお、高野六郎はハンセン病が感染症であるという認識に立っていたが「罹りやすい体質の遺伝」説を唱え、これを患者の「断種」の根拠としていた。この「罹りやすい体質の遺伝」説は隔離・断種反対派の小笠原登が通院治療の根拠として挙げていたものでもあった［厚生労働省 2005; p.77］。

[8] かつて癩病と呼ばれたハンセン病（ハンセン氏病）とそれに対する国家政策の歴史については、多くの参考書・論文が出版されているし、厚生労働省が調査報告書を公表している［2005］。日本のハンセン病問題のレビューは本稿では紙幅の都合で省略するが、例えば国立ハンセン病資料館［2020］、稲葉［2011］、南日本放送ハンセン病取材班［2002］、あるいは本特集における田原範子の叙述を参照されたい。

[9] 内務省衛生局「癩の根絶策」（1930 年）。日本のハンセン病患者数を 1 万 5000 人と推定し、そのうち、5000 人を従来の公立療養所と新設の国立療養所とに収容し、残った 1 万人について、20 年・30 年・50 年の 3 とおりの「根絶計画」を提示した。［厚生労働省 2005; p.73］

[10] 療養所ではある時期までじゅうぶんな医療スタッフが配置されず、「相互扶助の精神」の美名のもと少額の謝金で軽症患者に「患者作業」という重症患者のケアをはじめとする諸々の労働が割り当てられた。たとえば松丘保養園においては、少なくとも 1970 年代までは継続されていた。

入所者らの経験世界のあり方への社会規範や政治力学の作用にせまった。

社会学者は、療養所の人びとがかれらと外部社会との関係、および自らの活動をどのように捉えていたかという歴史上の活動の意味と自己像を捉えようとした。入所者からの聞き取りによって療養所内の社会での集団的実践と生活世界の構築を記述した有薗真代［2008, 2017］は、「隔離する側の残した史資料に依拠しつつ、為政者側の統治と眼差しの論理を実証的に明らかにしてきた[11]」歴史学的な研究に対置されるべき仕事として自らの研究を位置付ける。また、坂田勝彦［2009］は、多磨全生園の創立70周年記念に入所者自治会が編んだ生活記録集『倶会一処』の編集過程について、入所者数がピークを過ぎた頃の療養所内の当時の社会が、どのように自らの社会の記憶を回顧し共有したかという主題を考察した。これらの研究は「闘争史」としてよりも、生活のなかでの個別の諸活動がかれらの社会にとってもった意味を把握・吟味していくことに力点が置かれた。

闘争の言説と、入所者らの日常的な活動と意識の記述からは、いっけん異質な主体が見出されるようにもみえる。だが、これら両者間の緊張と混淆のなかに、それぞれの主体が自らの位置を見いだしていこうとしていたというのがリアリティだろう。闘争史と生活の記憶は相互に絡まり合うように関係し合っているのである。

本論の以下では、国立ハンセン病資料館常設展示、および弘前大学資料館企画展示「ダイアローグ｜松丘保養園と出会う」という２つの展示について、上記の闘争の言説と日常的な活動と意識の双方が、その展示空間においていかに想起されうるか、展示空間のちがいを踏まえたうえでその可能性を考察していく。

3．ミュージアムと歴史化：国立ハンセン病資料館の常設展示

3．1　常設展示の提示する歴史

東京都東村山市の国立ハンセン病資料館は、日本のハンセン病問題の歴史について展示するミュージアムである[12]。３つの展示室にわたる常設展示をもち、企画展示室では例年春季・秋季の２回の企画展を開催している。図書室では、国内各療養所の自治会機関誌はじめ関連書籍が閲覧できる。国内でハンセン病問題と療養所について学ぼうとする場合、同館はその最大の場だろう。じっさい、市民や学校生徒をはじめ多くの人々が訪れている。

常設展示の３つの展示室それぞれには「展示室１ 歴史展示」「展示室２ 癩療養所」「展示室３ 生き抜いた証」と記載されたパネルが掲げられている[13]。「歴史展示」と題された展示室１では、順路の初めにハンセン病の解説パネルがある（「不治の病から治る病気へ、癩からハンセン病へ」）。このパネルで強調されるのは、治療薬による化学療法が使われる以前と以後での対称的な病気の治療のあり方である[14]。

続いてハンセン病問題の通史が、古代から近世まで、患者収容の始まり（1870年代–1920年頃）、隔離の強化（1920年頃–1945年）、化学療法と患者運動（1945年–1996年）、らい予防法廃止と国家賠償請求訴訟（1996年以降）の５つに画期されてパネルと現物が三つの壁面に展示されている。部屋の中央に対角線上に遮断するパーティションには小笠原登や光田健輔などの医学者だけでなく、宗教者など療養所の前史や設立に関わった人物の肖像写真と略歴を記したパネルが掲げられている。

展示室２はあえて旧称の「癩（らい）」の語をもちいて「癩療養所」と題され、順路に沿って癩の「宣告」と収容、療養所の衣食住、癩の治療、患者作業、療養所内の秩序維持、結婚・断種・中絶、療養所の中の

[11] 有薗［2017］p.15。
[12] 1996年のらい予防法廃止に先立つ1993年に「高松宮記念ハンセン病資料館」として開館。このとき資料収集などは療養所入所者ら自身が中心となっておこなった。資料の収集と保存、知識の啓発と普及、ハンセン病経験者らの名誉回復が同館活動の３つの柱である。2008年「ハンセン病問題の解決の促進に関わる法律（ハンセン病問題基本法）」の制定に先立つ2007年に規模を拡大したうえで「国立ハンセン病資料館」として再開館した。2022年７月７日で来館者数累計は50万人に達した。［国立ハンセン病資料館 2020］
[13] 以下での同館展示についての叙述は、とくに引用記号を記さないかぎり2020年以来の私自身による同館常設展示観覧、および国立ハンセン病資料館［2020］の記載を資料としている。
[14] ただしパネルの「周囲の目」の項目には化学療法普及後も「療養所中心の治療だったため、周囲の目は変わりませんでした」と記されている。

学校、療養所の中の死、社会の偏見の９つのトピック区分で写真パネル、テキストパネル、現物とキャプションが展示されている。

この展示室２の展示の明確な意図は、化学療法普及以前の療養所のなかの生活の再現である。それは、展示の中でもっともスペースを割かれた旧全生病院（現多磨全生園）の寮舎「山吹舎」の雑居部屋を原寸大で再現した展示であることに代表されている。療養所の１日の生活や食事、家具（箪笥・水屋など）、掃除用具などが紹介される。展示された生活用具にはハンセン病の影響で手足の欠損などを補う自助具機能をもつ入所者の自作によるものがある。また、子供たちの通った園内学校の展示が順路の終わり近くに登場する。こうした療養所内の日常生活展示のあいだに、患者作業[15]、懲戒検束、断種・中絶という、当時の療養所の重大な問題点の写真・テキストパネルの展示が配置されている。

展示室３は「絶望の中でも生きる意味を求める姿」というサブタイトルがふられた、化学療法以降の療養所の動きについての展示だ。順路は全患協の運動[16]＝らい予防法闘争の展示から始まる（「よりよい療養生活を求めて」）。次いで「生きがいづくり」として、各療養所自治会が発行した機関誌を舞台とした文芸活動や書画・陶芸・工芸・手芸、楽団活動などの文化・創作活動が展示物や写真パネルと通して紹介される。さいごの壁面には現在のハンセン病医療の状況が世界の事例もふくめパネルで紹介される。壁面をぐるりと巡る以上の順路の中央に大きなスペースが割かれているのは「証言映像」のコーナーである。国内各療養所をはじめ海外からのものもふくむ 50 人を超える方がたが、（おそらくインタビュアーの問いかけに応える形で）自ら療養者として療養所に生きた経験を語る映像がモニターで視聴できる。

３．２　展示の意義と効果

以上の記載からわかるように、同館の常設展示は「歴史展示」と題された展示室１だけでなく、全体的にハンセン病問題の普及・啓発と同病経験者らの名誉回復のための歴史展示なのであり、日本のハンセン病政策と療養所の歴史を踏まえ、各トピックのバランスをよく考慮した展示だといえる。その構成からは、前史をふくむ概略（展示室１）から暗黒時代（展示室２）、そして療養所内のよりよい生活と社会からの差別の撲滅へ（展示室３）という明解な歴史物語がメッセージとして受け取れる。それはたとえば、展示室の明るさの演出に端的にあらわれる。３つの展示室のなかで展示室１の照明はもっとも明るく、展示室２の証明は非常に暗い。その暗黒を抜けるとふたたび通常の明るさをもった展示室３へ、という演出の順路になっている。展示室１では病気の罹患者、展示室２では隔離・収容され諸権利から疎外された客体として描出されるハンセン病者は、展示室３においてハンセン病の歴史のなかの主体として描かれるのである。

同館の常設展示の意義は普及・啓発のための社会教育効果だけではない。日本の近現代史のなかに占めるハンセン病問題の歴史は、社会問題の歴史としてだけでなく公衆衛生史にとっても、障害学や社会学にとっても重要なイシューである。入念に構成された展示は初学者の正確な知識の礎をなす基礎資料を提供し続けるだろう。

一方で、いかにも学習に適したハンセン病問題の歴史と現状についてのこれらの展示は、ともすれば数ある展示物の現物からの来場者の直接経験を、パネルに記されたテキストの説明に従属させてしまう。もちろん、ハンセン病問題の知識の普及や理解の促進を目的としたこの資料館にとって初学者の「学習」は望ましい効果といえるし、テキストパネルの解説はそれをもっとも手短に知り、理解する手段となる。しかし現物を展示するミュージアムとしては教科書的な知識と理解だけでなく、このイシューにとっての

[15] 療養所はある時期までじゅうぶんな医療スタッフを配置せず、「相互扶助の精神」の美名のもと小額の謝金で軽症患者にさまざまな労働を割り当てていた。戦後もそのような体制はながく続き、たとえば松丘保養園では患者作業は少なくとも 1970 年代までは患者作業が継続されていた。

[16] 戦後におけるハンセン病者の各療養所自治会の協議会は、全国国立癩療養所患者協議会（全癩患協）として 1951 年に発足、そののち 1953 年に全国国立療養所ハンゼン氏病患者協議会（全患協）、1983 年に全国ハンセン病患者協議会（全患協）、1996 年に全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）など名称を変えてきた。

人々の記憶を感じ、経験できるものにしたい。これは社会問題を歴史展示するさいにミュージアムが抱える共通のジレンマであろう[17]。

そうしたなか、展示室３の中央にある証言映像コーナーは重要な役割を果たしている。療養所の園内生活のなかでのさまざまな活動や限定的ではあるが外部社会との往来、宗教生活、転園、そして社会復帰などの具体的な経験が各人に語られる。それらは、歴史物語のなかにある諸個人の生きざるを得なかったライフ（生活／人生）への想像力を、たしかにわれわれに与えてくれる。

４．記憶と現在を分有する：大学資料館での展示

４．１　展示の概要

2023 年 12 月から 2024 年 1 月にかけて、弘前大学資料館にて「ダイアローグ｜松丘保養園と出会う」と題した企画展が開催された。松丘保養園は 1909 年に設立された青森市石江に所在する国立療養所であり、新幹線新青森駅から徒歩圏内、現在の敷地の周囲は石江の住宅地や三内丸山霊園という立地である。企画展タイトルが示すとおり、この展示は来観者に松丘保養園と出会い、対話してもらうことをねらいとした。

国立ハンセン病資料館の常設展示に比べて 10 分の１にも満たない小さな企画展スペースで催されたこの展示の明白な特徴は、美術作品展示の様式を採り、歴史展示の様式を採らなかったことにある。木村直と白石（私）とが共同企画し[18]、成瀬豊（絵画）、伯龍（陶芸）、木村直（写真）、廣瀬俊介（景観スケッチ）の４名の作家の作品が展示された。前二者は松丘保養園の入所者[19]、後二者はこれまでに松丘保養園にかかわる作品を制作してきた作家である。これらの作家の作品には、作品タイトルや制作年、材料などの書かれたキャプションが付され、作品によってはごく簡易な作品解題がキャプションパネル内に記された。

展示を文脈づける大きなテキストパネルは、企画展会場入り口のステイトメント[20]、および順路の中点あたりにイーゼルを使って会場に配置された松丘保養園の沿革と位置、地図を掲載したもの[21]の２点のみである。加えて、田原範子・澤田大介・白石が、松丘保養園やこの企画展示について記したテキストを印刷した８ページのもの、そして展示作品目録および故人の成瀬豊を除く３人の作家がステイトメントを掲載した４ページのもの、の２種のハンドアウトを来場者に配布した。

順路にしたがっていけば、ハンドアウトを手にした来場者は企画展ステイトメントをみたあと、左手の壁面に成瀬豊の園内風景のスケッチ、右手に台上に置かれた多数の伯龍による焼きものをみることになる。そこから奥の小部屋に入り成瀬豊の水彩画、伯龍の大ぶりの花器と壺、園を敷地境界の外から撮影した木村直の写真、廣瀬俊介の園敷地内および周辺の自然景観などの細密な彩色スケッチをみる。小部屋を出て、ふたたび台上の伯龍の焼きもの、そして松丘保養園敷地内のいくつもの地点で木村直が撮影した約 25 分間の動画[22]がエンドレスで上映されているところで順路は終点をむかえる。

なお、順路のはじめのあたりで松丘保養園入所者自治会機関誌『甲田の裾』バックナンバーの数冊が表紙写真がみえるように台上に配され、順路の終わりのあたりには、有志の印刷・配布によるカラーコピーの季刊誌『ばっけ通信』バックナンバーが置かれた。1930 年に創刊した『甲田の裾』は 2021 年９月に通

[17] 同館元学芸員の稲葉上道［2011］もこのジレンマについて述べている。この論文の内容はハンセン病の歴史についての概説だが、稲葉が述べるようにその公刊意図は、大きなパネルを何枚も使って展示された歴史概説を展示場で読んでもらうことを避け、概史を事前に知っておいてもらうことで来場者にじっくりと展示された現物を熟覧してもらうためだった。

[18] 木村直（東京藝術大学大学院修士課程。写真家、アーティスト）は IRRC 共同研究プロジェクト「地域のなかの松丘保養園の再発見：生活誌・自然景観・身体経験を通して」（2023-2024 年度）分担者。作品の選定の多くは作家たち自身と共同でおこなった。作品配置や照明などはすべて木村とインストーラーの牧野雄気がおこなった。企画展会場入り口のステイトメントは内容について共同研究分担者らと議論のうえ白石が執筆した。

[19] 成瀬豊は故人であり、作品は松丘保養園松桜会の許可を得て借り出し、木村直・澤田大介（松丘保養園社会交流会館学芸員、上掲 IRRC 共同研究分担者）・白石で作品選定をおこなった。成瀬の人と作品については、画文集［松丘保養園松桜会 2016］を参照。

[20] 正確にはパネルではなく、木村・牧野の発案でコーティングされた厚手の A0 紙に印刷したものをワイヤとクリップで固定した。

[21] 内容はおもに、田原範子と廣瀬俊介（いずれも上掲 IRRC 共同研究プロジェクト分担者）による。

[22] *Matuoka Hoyoen.* と題された木村直の撮影・制作による映像（24 分 45 秒）［2023］。

巻 705 号を最後に現在まで休刊しており、『ばっけ通信』は 2023 年秋に創刊され、園内外の執筆者が松丘保養園にまつわる写真や文章を載せている[23]。

4．2 〈不在〉の風景：作品展示と効果

この企画展には、それぞれの作品の隣にあってそれらをハンセン病政策や療養所をめぐる諸問題という文脈に強く関連づけて解説するような啓発型テキストはない。最低限の知識を提供するものとして、先述のハンセン病と政策の概要、松丘保養園の沿革と位置、地図が掲載された 1 枚のボードがあるだけだった。会場入り口のステイトメントには次のように記されている。

> この企画展は 4 人の作家 artists の作品展示と、それぞれの作家や研究者、学芸員によるテキストによって構成されている。これらはいずれも松丘保養園という、ある歴史の流れのなかで形成されたある特殊な人間環境に生き、あるいはそこに触れ、その経験に呼応するようにして制作された作品群である。（中略）松丘の内外からのこれらの作家の作品がともに展示されるとき、それらの作品のあいだにどのような相互の反響をわたしたち見る者がみいだすのかは、企画展が始まるまでわからない。

4 人の作家たちは、ハンセン病と療養所内の生活を経験し制作した者と、外から療養所にかかわって制作した者とがそれぞれ 2 名いる。かれらの作品は同列に並べられていて、療養所の内と外の作家であることについて強く注意を引くような意匠や演出はない。しかしながら、ハンドアウトの各作家のステイトメントや作品に付けられたキャプションからわれわれはそれ知ることができるし、あるいは作品内容そのものに接して直感的に感じ取ることもできるだろう。

伯龍の陶芸作品は、競技会に出展されたものを含む大物の壺・花器など 4 点がガラスの展示ケース内に収められた。一方会場中央の腰の高さほどの台には、保養園の知り合いが使うことを想定して制作された日用の花立てや茶碗・湯飲みなど食器類まで多数並べて置かれ、直接手にとって触れることができた。それらの器は、入所者のそれぞれの手指の欠損のちがいをふまえて、その人が持ちやすく、滑りにくく、あるいは卓上に置いても簡単に倒れないように形状が個別に工夫され、また患部は熱を感じにくいため、湯飲みはあいだに中空がある二重構造になっていたりする。そうした解説は小さなキャプションボードに短く書かれており、それぞれの作品についての解説は書かれていない。ひとつひとつを手に取ってみると、それを使った人がどのような障がいをかかえていた人なのかを想像することができる。

ガラスの展示ケース内に収められた成瀬豊の作品 6 点のうち 2 点の水彩画[24]は、松丘保養園の入所者の肖像であり、いずれも描かれた人物の所作もふくめ表情に富む。モデルは成瀬が「患者作業」のなかで知り合った同じ療養所の入所者だ。われわれはそれらの絵画と向き合うとき、相手と向き合う成瀬が、通常の画家とモデルの関係ではなく、同じ療養所に暮らすことになった「療友」の、しかし病の重さも人生も異なる相手の、病のあらわれた姿と向き合って描いているのだという事実を想像せずにおれない。

おなじ成瀬によって点字用紙の裏紙に筆で描かれた習作風のドローイング 8 点は、力強く、素朴であたたかな線で松丘保養園敷地内の風景を描く。同園の敷地内を何度も歩いたことのある者ならば、描かれたそれぞれの場所がどこであるか想像がつきそうだ。これらの風景は、「この松林は誰のためにあるのだろうか」と題された木村直の大判のシリーズ写真 5 点が写し出す保養園の敷地境界において、さまざまな自然物に境界づけられ・隔てられ・遮られている「外から」の風景、松林の木々の枝葉や池の水面の波立ち、

[23]『ばっけ通信』は上掲 IRRC 共同研究のスピン・オフのようにして生まれ、しかし別の主体として動いている。発行主体であるふきのとうの会代表は田原範子、通信編集長は木村直であり、創刊号には現入所者自治会長佐藤勝、第 4 号には現園長小堀宏康が寄稿しているほか松丘保養園入所者や、同園に関わりのある、あるいは関心をもつ人の寄稿もみられる。また、毎号とも木村直のカラー写真が紙面を彩っている。
[24]「パンを食う人」および「心境」（いずれも制作年不詳）。

ガードレールの歪みや縁石の欠けなどを細密に写しとった画面とは対照をなす。他方で、廣瀬俊介による「三内地域の環境調査フィールドノート」と題された作品は、14 枚にわたるスケッチブックのページの展示である。鉛筆と水彩で緻密に描き込まれた保養園とその周辺の自然環境や家並みの景観、東北地方の地形や気候を記した地図のスケッチには、フィールドノートの名のとおりに自然景観・地理学的観点からの註記が手書きで書き込まれている。歴史が／に埋め込まれた松丘保養園とその周辺の景観をめぐるこれらの作品群は、まったく異なる質感と視座から、松丘保養園をこの展示において場（topos）として出現させる。

全体を通して、松丘保養園入所者の姿が登場するのは先述の成瀬の水彩画２点においてだけであり、ほかの作品に入所者のすがたはない。この主体の〈不在〉は、この企画展の展示内容のもうひとつの大きな特徴だろう。これは、国立ハンセン病資料館の常設展示がハンセン病問題にかかわりのある数々の人物の肖像、そして療養所のなかでライフを主体的に紡いだ人々の姿が前景に描かれていたのときわめて対照的といってよい。

順路の最終地点、モニターに映し出された木村直の映像作品〈MATUOKA HOYOEN〉において、われわれはそのことを顕著にみてとることができる。この動画作品は、松丘保養園の敷地内や外部との境界地点合わせて 99 カ所を固定カメラ撮影し、それぞれの場所の 10 数秒の動画を連続させて構成したものである。映像のなかの園内に人の姿はほとんどみえず、ボイラから側溝に吐き出される温水からの蒸気がもっとも生気を帯びた動きをみせ、あたかも療養所全体が巨大な器官であるかのような印象を受ける。各シーンの動画は動きのあるものが少ないゆえに、スチール写真以上にわれわれを凝視させていく。その被写対象について一切の説明もないので、われわれはそれがなにかを考えつつ凝視することになる。またこの動画では、静かな園内において生じるさまざまな音、さわめく樹々の枝葉や地面を打つ雨、風を受けて回る（入所者の手製の）風車、境界のすぐ外を嬌声をあげ歩く中学生、園内に響く盲導鈴などの音の世界に注意をいつしか集中することにもなる。

この主体の姿の〈不在〉そのものは展示のなかのどこにも直接説明されていることではない。来場者は展示された作品群のしめす主体の姿の〈不在〉からさまざまなメタ・メッセージを受け取ることが期待される。まず第１に、入所者が超高齢化し、少数化した療養所の静かな情景そのものである。日本のハンセン病問題の歴史を紡ぐ主体として、あるいは「構造的制約の多い状況のなかで生を豊穣化[25]」してきた主体として生きざるを得なかった人びとの現在の時間をわれわれは受け取る。つぎに、自然史をふくむより広い地域の歴史と社会のなかに松丘保養園の位置付けることである。例えば廣瀬の作品における地誌的な視点、また木村の写真作品における人工物（植樹による境界）がつくる自然景観といった視点から松丘保養園の外部社会との歴史時間のなかでの現在の関係を考えることができる。

じっさいに松丘保養園を訪れると、静かな園敷地内に入所者の人通りを感じることはほとんどない。その意味で〈不在〉は、現在の松丘保養園の静かさそのものを表しているかのようだ。しかしながら、外部社会各方面との関わりをふくめて、松丘保養園の記憶は現在に継承されている。展示順路の初めに入所者自治会機関誌『甲田の裾』が配置され、終点近くに同機関誌休刊後に有志が発行する『ばっけ通信』が配置されていることも、松丘保養園の社会的記憶を、内外の者が継承するささやかな実践の存在をシンボリックに示している。ここに提示されているのは、来場者に向けられた、歴史を経た現在への関わりのあり方への問いであり、また関わりへの誘いであるかもしれない。

もし、隔離され・虐げられてきた犠牲者、あるいは自分たちのライフを取り戻す主体というようなわかりやすいナラティブの主人公が姿をあらわしていたならば、この企画展の来場者はすすんでそのパッケージを受け取って帰っていっただろう。しかし、展示空間を構成していたのは療養所生活の経験者が制作した絵画・陶芸などの作品群と、現在の松丘保養園の景観を静かに映し出す作品群であり、来場者はそのな

[25] 有薗［2008; p.331, 346］

かに投げ込まれたのだった。こうして、すでにあるナラティブによってパッケージ化された理解をこの展示は半ば伝えると同時に半ば拒み、よくわからない経験を来場者にもたらす。われわれはあらためてそこにある現物・作品をとおして松丘保養園の記憶に立ち合い、そのなかに生きた他者＝ハンセン病者らのライフとの対話を始めることになるだろう[26]。

5．お わ り に

以上本論では、ハンセン病問題の歴史を展示するさいの可能性を中心に述べてきた。まとめにかえて、展示の限界、および展示の可能性を叙述し論じることの限界にも触れておきたい。

本論は「来館者調査」ではない。以上にここで述べてきたことは、来場者がどのような想像や思考を展示から受け取ったのかという領域に立ち入っておらず、そのことはまた別稿を待たねばならない。ここでは、他者の記憶を分有する現場としての展示空間の可能性を、ハンセン病問題や療養所のライフという共通の主題をめぐる具体的な２つの展示の事例から、私自身からみた限りにおいて考察したところを示した[27]。

双方の展示とも、ハンセン病問題と療養所の歴史を、ある種の多声性を担保したうえで展示していた。だが、大学資料館での企画展においては〈不在〉によって現在の静かな療養所の時間を示し、松丘保養園の歴史と生活の記憶を感じたうえで来場者に療養所の現在時との接触をせまっている。また内外の作家作品の展示によって、展示作品にも展示企画プロセスにもソース・コミュニティとの協働をふくんだ、多声性をより開かれたものとして表現していたと言えるだろう。

国内の各療養所と隔離政策とを生み出し、長年にわたって維持した国家プロジェクトの「負の歴史」を定形化した常設展示はまちがいなくわれわれの財産である。その大きな歴史展示を前提したうえで、個別地域の療養所の生活の記憶といま現在の時間を展示し来場者に感じ取ることをうながした企画展示のコンセプチュアルな意義もより理解できるものとなる。後者は前者があったうえでちがった角度からの歴史・記憶の再解釈と現在に立ち会う場での意味の生成を試みるものなのである。今後も現在に連なる関わりの多声性を「負の歴史」の大きな展示との関係のうえで生み出し、歴史と生活の記憶への想像力をもって現在と向き合う場をつくる実践がつづくことが望まれる。

参考文献

荒井裕樹［2011］『隔離の文学：ハンセン病療養所の自己表現史』、書肆アルス

有薗真代［2008］「国立ハンセン病療養所における仲間集団の諸実践」、『社会学評論』59 巻 2 号、pp.331-348.

――――［2017］『ハンセン病療養所を生きる：隔離壁を砦に』、世界思想社

稲葉上道［2011］「ハンセン病の歴史と学び：資料館常設展示の使い方を伝える試みとして」、『国立ハンセン病資料館研究紀要』第 2 号、pp.8-19.

クリフォード、ジェイムズ（毛利嘉孝ほか訳）［2002］『ルーツ：20 世紀後期の旅と翻訳』、月曜社

厚生労働省［2005］「ハンセン病問題に関する検証会議　最終報告書」、財団法人日弁連法務研究財団、ハンセン病問題に関する検証会議

[26] 大島青松園を幾度も訪れた経験のある、関西の大学に勤める私の知人は、弘前大学資料館の企画展に来場したおり会場にいた大学の「近所」に住む人に話しかけられた。その人は「けっこう前」に松丘保養園を訪れたとのことで、当時と比較しながら松丘について解説してくれたのだという（木原弘恵からの私信）。来場者のあいだにこうしたコミュニケーションが生じたという事実は、企画者としてうれしいことだった。一方で、この人はふだんの生活で松丘保養園についてだれかに語るということはなかったのかもしれず、この企画展がそのような場となったのかもしれないとも私は考えた。

[27] とくに大学資料館の展示に関しては、私自身が企画側にいたことから、企画意図を記述したというきらいが強い。そして来場者にその意図が伝わったかといえば、「わかりにくさ」が際立ったものだったかもしれない。それはそれでよい。むしろ私が危惧したのは、来場者が直感的に啓蒙のメッセージを強く受け取り、「差別」や「人権問題」という規範的なものへの反応から、「知らなかった社会問題について知ることができた」というだけの消費のしかたをされてしまうことである。

https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/kanren/4a.html（2025.1.22 閲覧）

国立ハンセン病資料館［2020］『国立ハンセン病資料館常設展示図録｜ 2020』

――――［2022］『生活のデザイン：ハンセン病療養所における自助具、義肢、補装具とその使い手たち』（企画展図録）

坂田勝彦［2009］「「終わり」と向き合うハンセン病者：過去の想起と共同性」、『ソシオロゴス』第 33 号、pp.30-45.

竹沢尚一郎［2015］「フォーラムとしてのミュージアム」、竹沢尚一郎 編『ミュージアムと負の記憶：戦争・公害・疾病・災害：人類の負の記憶をどう展示するか』東信堂、pp.3-36.

松丘保養園松桜会［2016］『成瀬豊画文集』ヒューマンライツふくおか

光岡寿郎［2017］『変貌するミュージアムコミュニケーション：来館者と展示空間をめぐるメディア論的想像力』、せりか書房

南日本放送ハンセン病取材班 編［2002］『ハンセン病問題は終わっていない』岩波書店（岩波ブックレット）

Karp, Ivan and Steven D. Lavine Eds.［1991］*Exhibiting Cultures: The Poetics and Politics of Museum Display.* Smithsonian Institution Press.

Silverman, Raymond［2017］'Introduction: Museum as Process', in Silverman ed. *Museum as Process: Translating Local and Global Knowledges.* Routledge; pp.1-18.

「アーカイヴ」の役割に関する一考察：人間の個別化と固有性の回復に焦点を当てて

岩　谷　洋　史[1]

Abstract

本稿では、「アーカイヴ」という言葉を、その概念的な次元を強調しつつ、資料（あるいは、情報）を体系的に秩序立てて、分類し、保存する（あるいは、消去する）ような仕組み全般を示す言葉として捉える。典型的なものは、「アルコン的原理」に基づいて構築されたものと言える。例えば、19 世紀末のベルティヨン式個体識法で用いられたシステムやアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所で見られた収容者を管理するシステムが挙げられる。それらは、人間の個別化を進めながら、個人の固有性を剥奪していく側面がある。しかしながら、アーカイヴは別の次元の知を生み出す仕組みでもあると考えられる。本稿は、こうした事例に、日本国内のハンセン病療養所の断片的な事例を交えながらそうした知を生成する側面も示しながら、アーカイヴについて考察をする。

1．は　じ　め　に

1990 年代の半ばに「デジタル・アーカイブ」（有形、無形を問わず、「文化遺産」として評価されたものをデジタル化し、デジタル情報の形（テキスト、静止画像、動画像、音声など）でメディアに記録していき、その情報をデータベースに格納して、保存や管理をし、ユーザが随時、ネットワークなどを活用することで閲覧する仕組みが想定される）という言葉が現れ始めて以来、「アーカイブ」（ないしは、アーカイヴ）という言葉は、現在、一般に広まっている。この言葉を見たり、聞いたりする機会は多い。

表記のなされ方は文脈で異なるが、その言葉は英語の archive という言葉を日本語の発音に合わせた形でカタカナ表記されたものである。2003 年から 2006 年にかけて国立国語研究所の「外来語」委員会によって、外来語の言い換えに関する提案が 4 回に分けてなされ、2003 年の第 2 回目の提案の際に、「アーカイブ」の言い換えの語の提案がなされる[2]。その際、「記録保存館」、または「保存記録」とされている。個人、もしくは何らかの組織体（機関）が作成した記録を体系的に収集し、保存したもの、あるいは、それを管理したり、維持したりする機関を想定した上で、そのような語となったと思われる。ここでは資料それ自体や保管する場所に重きを置いていることが窺える。なお、以下、本稿では、表記を「アーカイヴ」に統一する。

アーカイヴが一体、何のために存在するのかを語る際に、単に仕事場における業務の効率化のためだけではなく、人びと（「市民」という言い方が多用される印象がある）の権利を保護することを射程に入れた上で行政の透明性を担保するために、また、アカウンタビリティを果たすために、あるいは、資料を過去の人びとの営為を示す痕跡と類推的に結びつける形で、個人的というよりはむしろ集合的な記憶を確立

[1] 姫路獨協大学

[2] 大学共同利用機関法人　人間文化研究機構　国立国語研究所の WEB サイト内に、「『外来語』言い換え提案　第 1 回～第 4 回　総集編」（https://www2.ninjal.ac.jp/gairaigo/Teian1_4/index.html）に「外来語」の言い換えに関する提案の資料がある（2025 年 1 月 21 日アクセス）。

することを目指した機能を担わすために、などなど様々な理由が考えられている。ただ、いずれも共通していることは、アーカイヴとは将来のために何らかの証拠を残していくためのものであるという認識が根底にあると言えるだろう。

記録することには、記録されないものや、記録できないものが必ず出てくる。なぜなら、世界は常に新しいものを生み出しているが故に、すべてを記録することは不可能であるからである。だからこそ、保存・管理する資料の価値や公共性があると評価されるものだけが残されていく。しかし、大きな問題なのは、そうした評価はどのようにして確定すればよいのだろうか。そして、この問題は、そもそも誰のために必要なのかという問いかけに繋がるものである。

本稿では、こうした問題に対して明確な答えを提示することはできないが、まずは、アーカイヴの概念を概観し、これがどのような意味があるのかを理解した上で、人間の個別化（indivisualization）、や固有性の諸問題に関わる具体的な事例と絡めながら、アーカイヴのあり方について何らかの手掛かりを見出したい。

2．「アーカイヴ」の概念について

日本語で表記されるところのアーカイヴが指し示す意味は、必ずしも確定されているとは言えず、時として言葉の濫用を思わせるほど、使用状況は多様性を呈しているように思える。そもそも日本語で表記する際に、「アーカイブ」にするのか「アーカイヴ」にするのかが決まっているわけでもない。また、「アーカイヴ」と単数にするのか「アーカイヴズ」と複数にするのか、その違いも明確ではないように思える。

冒頭で、アーカイヴという言葉の意味の設定が、資料それ自体や保管する場所に重きを置いていると述べたが、これについては注意をしておく必要があるだろう。それはまさに archive の単数形か複数形かに関わる問題である[3]。

フランスにおけるこの言葉の使い方における状況は、ブリュノ・ガランの『アーカイヴズ：記録の保存・管理の歴史と実践』で確認することができるが、氏は、フランスの文化遺産法典では、「アーカイヴズとは、日付、保存場所、形式及び媒体を問わず、あらゆる自然人または法人により、および公的または私的なあらゆる事業部門または機関により、その活動の実施において作成または受領された、データを含む文書の総体である」［ガラン　2021: 7］と定義していると述べている。

通常、フランス語の文脈では、archive の複数形は、保存されている古文書や資料そのものを示すと同時に、それらを保存する場所を示すこともある[4]。archive は通常の用法では複数形で使われるのである。これについての事情は、英語でも同じであろう[5]。

ところが、単数形で使われる機会も多く見られるようになっている（たとえば、コンピュータ関連用語では、アーカイヴは、データである保存されたファイルに対して使われる）。この背景について詳細に触れることはできないが、少なくとも archive を単数形で用いている場合、そこには独特の意味合いを含めて使われることになる。

たとえば、ミッシェル・フーコーの「アルシーヴ」（アーカイヴ）概念が挙げられる。フーコーは『知

[3] 以下では、アーカイヴの概念について考察を行っている西村安弘の議論［西村　2023］を参照しつつ、この単数形か複数形かに関わる問題について論を展開している。

[4] ガランは、archives を文書群として、Archives をそれを管理する機関とし、小文字と大文字にした場合の意味を区別している［ガラン　2021］。

[5] 1948 年に設立された国際アーカイブズ評議会（International Council on Archives; ICA）は、Universal Declaration on Archives を 2010 年に採択した。この宣言は同評議会の WEB サイト（https://www.ica.org/）内で公開されており、英語以外の各国語版も用意されている。日本語版では、「世界アーカイブ宣言」と翻訳されている。英語版では archives で、日本語版ではアーカイブと表記されているが、ここでの archives は同評議会が提供する ICA の用語集（Multilingual Archival Terminology）によると、第一の意味として「法的、または自然人、もしくは組織が業務を遂行する中で作成および受領し、保存したすべての文書」としているが、「永久保存のために選ばれた記録が保管されている場所」「永久保存のために選ばれた記録を保存し、提供する責任を持つ機関または組織」と続く。

の考古学』の中で、「アルシーヴ」は、「語られうることが従う法則であり、特異な出来事としての諸言表の出現を規制するシステムなのだ」［フーコー　2012: 246］、あるいは、「諸言表の存続とその規則的な変容とを同時に可能にするような一つの実践に関する諸規則を明るみに出す。それは、諸言表の形成およびその変換にかかわる一般的システムなのだ」［同著　248］と述べている。つまり、記録の物理的な集合体ではなく、ある時代の特定の言説の背後にある枠組みを意味するものとして用いていると言える。言表（énoncé）とは語られたり、記述されたりしたものであるが、何かが語られたり、記述されたりするのかを決める基盤（原理的に無限に言表は存在しうる可能性があるにもかかわらず、特定の時代の知の枠組みによって制限される）が、アルシーヴとして言われているといってよいかもしれない。

残念ながら、ここでアーカイヴの哲学的な議論を展開する余地は本稿ではない。ただし、暫定的ではあるが、単数形と複数形を少なくとも本稿では区別して使うことにしたい。「アーカイヴ」を単数形で使用する場合、その概念的な次元を強調して、曖昧であるが、資料（あるいは、情報）を体系的に秩序立てて、分類し、保存する（もしくは、消去する）仕組み全般を示すことにする。それは時として、何らかの知を生成する仕組みである。一方で、具体的な資料群を格納する物理的なシステムを構築する際、ブリュノ・ガランが述べた定義に沿う形で、そこに格納される具体的な資料群や集合体としての記録を示す場合は、「アーカイヴズ」とすることにした。

さて、語源と現在での語義は区別しておく必要はあるものの、アーカイヴの語源を探ると、古代ギリシア語の「アルケイオン」（archeion）まで遡ることができることは多くの論者によって指摘されてきた。そして、それは始原や統治に関わることを意味する、「アルケー」（arkhe）とも関わっていると言われる。概して、アーカイヴ概念は、権威がある何らかの公的な記録（主に公文書）やその保管所に関わる意味をもつ。したがって、保存されているそうした公的な記録は世俗的なものではあるが、時としてあたかも礼拝や祈りの対象になる場合も想像できる。したがって、宗教的な力を持ってくる可能性もあるだろう。

アーカイヴについて議論をする際、多くの論者はこの言葉の語源的なところから考察を進めていくが、ジャック・デリダもそうした論者の一人である。

ジャック・デリダは、『アーカイヴの病』（*Mal d'Archive*）のなかで、「Arkhe というその語は、始まりと掟を同時に名指すことを思い出そう。この名は外見上、二つの原理を一つにまとめ上げている。一つは、自然あるいは歴史に従う原理で、物事が始まるところ――自然学的、歴史的あるいは存在論的原理――である。しかしそれはまた、法に従う原理であり、人々と神々が支配するところ、権威が、社会秩序が行使される場であって、そこの場所においてそこから秩序が与えられる――法規範論的原理でもある」［デリダ　2012: 10］とした。アルケイオンの管理人としてのアルコン（統治者）がアーカイヴズとして保存されるべきものとして選ばれた文書類を物質的に維持するだけでなく、それらを解釈する権限や専門的な知識も保ち続けると指摘した。

アーカイヴの始まりに関わり、それを占有する者であるアルコンが、アーカイヴの意味づけや権威づけを独占しているという点において、そこに政治的な暴力性が見て取れるだろう。アーカイヴズやそれを運用するアーカイヴのシステムを構築することは、アルコンの下で、文書が集められ、保存され、それらが集積されるとともに特定の意味づけが行われ、一つの意味体系のもとで権威化されていく過程でもある。こうしたことは、現在におけるアーカイヴ実践で普通に見られることである。資料がそこに関わる様々な人々によって蓄積されていくという意味では、過去の痕跡を未来に向けて継承させていくとも言えるが、権力との関係で、デリダはアーカイヴに「アルコン的原理」が関わっているとした。しかしながら、実際のところ、これはアーカイヴの一面的な側面ではないかと考えられる。このことについては、本稿後半部分で触れたい。

こうしたアーカイヴは、「物質的な支持体」、つまり、外在化されるものであり、個人のなかに意識としてあるものではない。したがって、それ自体、自律したものである。そして、アーカイヴは、単に、資料などを記録して保存するための仕組みでなく、場合によっては記憶を再活性化していくこともあり得る。

そういう意味では、技術的に可能か不可能かという議論は横に置くことにして、動態的に意味を作り出していく可能性がある過程に関わる概念でもあるといえる。

3．アーカイヴによる人間の個別化

アルコン的原理を最も具現化したアーカイヴの例で第一に考えられるのは、個体としての人間に関する記録（出生証明書、学歴、医療記録など）を保管し、それを通じてそれらの対象の公式的なアイデンティティを構築するのに寄与する仕組みであろう。その際、アーカイヴは人間を特殊なやり方で定義するための制度的な枠組みを提供することになる。

アラン・セークラによるならば、写真実践は尊厳を与えるものとして働く一方で、抑圧的にも働くという二重作用があるという。特にそれは肖像写真において顕著になるということである［Sekula 1989］。ここでは抑圧的に働く事例としてベルティヨン式個体識別法と、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所における肖像写真を取り上げる。

3．1　ベルティヨン式個体識別法における写真

19 世紀前半にダゲレオタイプが発明された後、写真撮影技術は発展していくが、司法的な身元確認の方法を確立するのに大いに貢献した人物の一人として、パリ警視庁のアルフォンス・ベルティヨンを挙げることができる。

19 世紀末、近代化が進むパリでは都市への人口流入が進んでいたが、フランスの警察では、経費の削減と累犯者を同定する方法を確立させるということが課題であったということである。こうした状況で、写真の証拠能力を期待して、犯罪者の身元確認に写真を活用し始めていたが 1876 年にベルティヨンが就職した後、彼は身元確認の正確さを求めて、個体識別法を考案することになる。

ベルティヨンの個体識別法（フランス語で「ベルティヨナージュ」（Bertillonnage）と呼ばれた）は、頭部や手足、指、耳など身体の各部位を詳細に計測し、そのデータを基に個人を識別するものだった[6]。また、この方法では、正面と横から撮影した肖像写真を用い、経年変化の少ないと考えられた特徴を記録した[7]。セークラによるならば、こうして厳密に撮影された写真と計測データを使って、犯罪者の同一性を確実に証明できると考えられた個体識別のためのシステムが構築された。そのシステムは二重の構造をもっており、ミクロ的な個別的な記録をマクロ的な集合体の中に位置づけるものであった。まず、彼は肖像写真、身体計測による記述、そして標準化され用紙一枚のカードに組み合わせた。これらのカードを包括的に管理した。まさに写真がアーカイヴに埋め込まれることになる［Sekula 1989］。

ベルティヨンは、当時の人類学の知識を活用しながらこの方法を開発したが、それは、写真がもっている「偶発性」（contingency）を極度に排除した、厳密に設計された環境下のもとで、身体の動きを止めた、つまり被写体の生を剥奪されたような形で写真撮影がなされていた。この肖像写真に写された顔は、証明写真のように、表情が乏しく、それは個体識別の手がかり（眼の虹彩の色、鼻の形、額から顎までの横から見た輪郭線、耳の形と大きさなど）を際立たせたものであった。こうして生成された写真をアーカイヴのシステムの内に配置して、犯罪者を管理しようとしたのである。自己の同一性に関しては、身体の同一性が確保されるだけであり、個人の固有性は消し去られるといっても過言ではない。

ここで明るみになる人間について渡部公三は次のように述べている。

[6] この方法は、1883 年にパリ警察で正式に採用された後、欧米各国に広まった。しかし、計測手順が複雑で非効率であり、かつ蓄積されるデータの膨大さが問題となり、1920 年代には指紋による分類法に取って代わられることになる。

[7] 司法、犯罪、刑罰の歴史に特化した、フランスの学術プラットフォーム（オープンアクセス）である、Criminocorpus（https://criminocorpus.org/fr/）で、ベルティヨン式個体識別法に関する資料が公開されている。

> 同一化された個体は、哲学的に構築される超越的主体でも、市民社会を形而下で支える経済主体としての所有物個人でも、生の経験を担う生きられた「私」や、あらゆる思考に権利上ともないうる「我」でもなく、また道徳的な責任主体と仮定される「人格」でも、全体社会の像に対置されるイデオロギー装置としての個人主義の核をなす「個人」でもない。それはひとの存在の一面を表象するとみなされたこれら一群の観念と少しずつずれながらそれらのすべてと連接し、ひとをきわめて特殊な共同性の一形態としての国家に暗黙のうちにひきとめ、それが必要であると判断される時には法のゲームにひきこみ、国家によって召喚し管理しうる主体＝客体として形成する。それは強いていえば法的な個体と呼びうるだろう。
>
> ［渡辺　2003: 28］

写真がアーカイヴ・システムに組み込まれることで、その人物の存在が物質的かつ制度的に証明されるようになる。このようなアーカイヴの考え方は、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所のようなナチスの施設でも継承されたといえる。強制収容所では収容者の情報の記録を作成し、保存することに注力され、管理が行われていた。この記録管理システムは、効率的な運営と収容者の徹底的な監視や管理を目的としていたが、収容者を識別するための手法は、ベルティヨン式個体識別法の要素と共通する部分があると考えられる。人間として尊重というよりは、抑圧と支配を効率化するためのものであるといえる。

3．2　アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所における個体識別

強制収容所に送られてきたのは、ヨーロッパ各地のユダヤ人を始め、政治犯、シンティ・ロマ（ジプシー）、障害者、同性愛者、捕虜などであるが、収容所に送られてきた人たちは労働に適さないと見なされた人たちは、ガス室へ送られ、虐殺され、そうではないその場での死を逃れた収容者たちは、過酷な労働、虐待、医療実験に晒される状況下に置かれることになる。そして、同時に各人の固有性とでもいうべきものが奪われる形となる。左前腕部には登録番号が彫られるのは、その一つであると言えよう。そして、強制収容所では、個人カルテも作成された。名前、家族・近親者名、学歴、出生日、住所、身体的特徴、犯罪歴などの詳細が記されたということである［田中　2017］。

筆者は、2023 年 9 月にアウシュヴィッツ・ビルケナウ博物館を訪れたが、そこでの展示で筆者にとって印象的なことの一つに、肖像画の写真展示が挙げられる[8]。収容者の肖像画の写真であるが、囚人番号、名前、青年月日、職業、収容日、死亡日が記されている。これらの写真は、収容所内では管理体制の一環として、収容者の身元や動向を把握するために撮影された際のものを利用しており、元々の写真は背景は無地で、収容者が着用している服や胸元の囚人番号が明確に分かるようになっている。これらの囚人として個体識別のために撮影された写真は、まさにベルティヨン式写真の形態である。写真は記録保持としての意味があると同時に、収容所内でのある一定の社会的な秩序を示すものであったとも考えることができるだろう。写真に写されている収容者らの表情は無表情なことが多く、そこに映し出されている顔は、まさに、意味を払拭された物体としての顔という意味での「不在の顔」［田中　2017］なのである。

4．固有性の回復、あるいは追悼

4．1　名前と匿名化

人が匿名化される際にはいくつかの次元があり、複雑さを呈していると考えられるが、ここでは大きく

[8] アウシュヴィッツ･ビルケナウ博物館への訪問を含めて、後述するハンセン病療養所について考える契機となったのは、科学研究費挑戦的研究（萌芽）「ハンセン病療養所における生と再生：個人情報保護とアーカイヴ化の可能性」（研究代表者：田原範子（四天王寺大学）、研究期間：2020 年度～ 2023 年度）への研究分担者としての参加である。このプロジェクトが開始されたのち、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、移動が制限されたこともあり、十分な現地調査などは行えていないことを付記しておかなければならない。

分けて二つのことが言えるのではなかろうか。一つは、人が類型化されて言い表せられる時である。たとえば、個々人は別々であったとしても、「○○人」として包括的に類型化される場合、そこでは個々人は匿名化されてしまい、具体的な身体をもった個々人のあり方は見えなくなるか、極端に言うならば、消されてしまう。そして、もう一つは、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所のように、名前の代わりに均質的な番号が割り振られてしまったとしても、個々人は別々ではあるものの、匿名化されるといってもよい（正確にいうならば、そのように感じられるといった方がいいかもしれない）。このことは身近なところでは何らかの会員番号や個人 ID などで指示される場合もそれに相当するであろう。

現代社会においては、個人の名前は、固有名、すなわち、名詞の下位区分の一つであり、同じ種類に属する他のものと区別するために付けられた名を表す語と位置付けられる名詞の下位区分の一つとして位置づけられる傾向がある。さらに、その名前というものが、名前の対象である個人を個別化した上で、単純にそれを指示するものとして機能するだけでなく、何らかの個性のようなものを表象するという機能を有していると見なされる傾向もあるのではなかろうか。あるいは、その人物が生きてきた世界（その人物の経験や、その人物と関わりがある人物と取り持つことで成り立つような経験）での経験と繋がっているという想像する傾向があるのではなかろうか。

本来、名前の対象である人それ自体を指示しているということと、個人が何らかの個性（あるいは、固有性）をもっているということは別々に分けて考えるべきことであろう。なぜならば、名前それ自体は、対象を指示するインデックスであり、直接的に知覚できない意味を連想させる具体的事物や感覚的な形象を表現する類のものではないと考えられるからである。それらが結び合わさり、人が名前によって指示される時、そこに独自の固有性を有するものと見なされるように思われる。ただし、その個人の自己同一性は、自己以外の他者との断絶を意味しているわけではなく、むしろ他者との関わりにおける同一性なのであると言っても過言ではない。したがって、その個人は常に他者との関わりによって存在しているのであり、関わりのある他者にとってその個人は具体的な人間として現れると考えられる。単なる個体としての人を識別するために名前が使われるならば、その名前が意味のない音の連続であってもいいわけであるし、それこそ数字でもよいだろう。しかし、実際には、そうしたもので名前を構成するとなると、そこに具体的な、固有性を有する人間の喪失という感覚が芽生えるのではないかと考えられる。

4．2　抑圧の次元からの転換

収容所の人たちは、博物館における標本資料と同じようなものとして扱われていたと言っても過言ではないが、こうした位置付けから、別の原理による位置付けへと変化させると動きがでてきている。それは、一度、固有性を剥奪された人々に対して、田中雅一の言葉を借りるならば、カウンティングする行為である。それは名前を再び付与し、固有性を回復させていくという行為となる［田中　2017］。同時に、亡くなってしまった個人に対する弔いともなる。あるいは、抑圧的であった写真が、写真が置かれる文脈を変えることで、もう一方の尊厳をもったものへと転化させていく動きとも言えるだろう。

2025 年 1 月現在、アウシュヴィッツ・ビルケナウ博物館は、インターネットを介しての情報発信の手段として WEB サイト以外に、Facebook、Instagram、mastodon、Threads、Bluesky といった様々なソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、YouTube といった動画共有サービスを活用している。発信する際には、テキスト、静止画像、動画像など様々な媒体が使われている。オンラインという仮想空間内での共通の関心をもち何らかのメッセージの交換を行う人々の集まり（コミュニティ）は、強制収容所で起きた事実に対して、新しい意味を付与させながら、広く、そして世代を越えて伝えていく場である。そのような事実を公共の記憶として保持させていこうという活動と位置付けられる。

例えば、Facebook（https://www.facebook.com/auschwitzmemorial）では、2025 年 1 月現在、強制収容所での収容者の写真が多数、投稿されていることが確認される。それらの写真は強制収容所に入る前の写真で日常生活のなかで撮影された写真であったり、先述した、正面、横向き（右）、横向き（左）の 3

枚組のマグショットでであったりする。それらの写真が犠牲となった収容者の誕生日に掲載される。彼ら／彼女らの写真がデジタル化されて、アーカイヴズの一つを構成するものとして保存されているだけでなく、こうしたSNSのプラットフォームを通じて、毎日のように世界中に発信されている。

また、WEBサイト内では、Information about victims: Chronology of Transports to KL Auschwitz（https://victims.auschwitz.org/）という検索システムへアクセスできるリンクが設定されている。この検索システムは、強制収容所への移送や犠牲者の経緯に関する情報が含まれている。ユーザは名前、収容所への収監日、インタラクティブマップ上で示された移送元の場所などの検索条件を設定することで独自に検索を行うことができるようになっている。

アウシュヴィッツ・ビルケナウ博物館では、大量にある犠牲者の写真や、犠牲者に関わる資料や遺品などをデジタル化して保存していて、それらを世界中に発信しているが、そのとき、匿名の存在としてではなく実名の存在として、時には顔写真やその個人の生活史的な記述とともにオンライン上で公表される。

特徴的な点は、こうしたSNSやWEBサイトには誰でもアクセスすることができるということである。そこに、問題が公共的なものであり、多様な人びとと共有する意思を窺い知ることができる。そして、こうした写真は、かつては、ある権力的なアーカイヴの下で強制収容所内での収容者の個体識別のために利用されていたものであるが、アルコン的原理とは別の原理が働くアーカイヴの下で、意味付けを変えて利用されていることである。

4.3　ハンセン病療養所における納骨堂

この節の最後に、ハンセン病療養所の事例について触れることにしたい。日本国内には、現在、ハンセン病療養所がいくつかある。そのうち、療養所の園内を筆者が訪れたことがあるのは、松丘保養園（青森県青森市）、多摩全生園（東京都東村山市）の二カ所である。したがって、他の保養園の状況を具体的に知ることはできていないが、ここで本稿との関連で注目をしたいのは、ハンセン病療養所内で一般化されている患者の「園名」である。それが意識化されることになる契機となった、松丘保養園における納骨堂での銘板に本名を記載するという出来事を取り上げてみる。

納骨堂に関しては、機関誌『甲田の裾』の2019年3号のなかの記事から伺いしることができる。納骨堂自体は、1920年代のものということであるが、2019年6月20日に、納骨堂改修落慶式が行われた。

松丘保養園は、その前身である一道六県連合立北部保養院が1909年（明治42年）に創立されて、2019年4月までの間に、1687名の入所者が亡くなっており、納骨堂には、家族による引き取り、宗教関係施設への埋葬などを除いて、1152名の遺骨が納骨されているということである。そのうちの888名の入所者については、無名のままで納骨されていた。こうした状況において、全入所者1687名の「尊厳と名誉」のために、本名が刻みこまれた銘板が堂内に掲げられることになる。人によっては、骨壷には「園名」が記されている場合も銘板にも本名で記されることになる。

社会福祉法人ふれあい福祉協会が編集・発行する『ふれあい福祉だより』の2022年12月23日に発行された第23号に、「松丘の挑戦：慰霊と名誉回復と」と題された、当時の松丘保養園入所者自治会会長による、この納骨堂の改修の際における銘板への本名記載についての記事が載せられている。銘板に本名を刻むことに関しては、同記事には、次のように述べられている。

> 親からもらった本名でこの世に生きた証を残したいとは、誰もが願うところです。しかし、これまでご承知のように本名を名乗り、療養所に入っていることが外部に漏れれば、どのようなハレーションが起こるか見当が付かないという懸念があります。これまで園名のまま埋葬された諸先輩も、それを決して望んでいたのではなく、親兄弟や親類に迷惑を掛けたくないとの一心から園名に甘んじていたのです。（57頁）

ここから、園名が、ある種、偽名という位置付けがなされていることがわかる。また、本名を記載することに対して、積極的に進めることができない事情も読み取れる。しかし、結局のところ、入所者全員に話をしつつ、外部からの委員も含めた倫理委員会を立ち上げて検討した結果、最終的に銘板に本名を刻むということになったようである。

納骨堂は、松丘保養園内の一角にあり、直接的に関わりがない人びとを含めた外部に対して大々的に存在しているわけではないことを考えると、親族の範囲内に留まるものであると考えられる。しかしながら、名前を刻むということが、追悼するという意味合いを強めると同時に、その名前の人物の固有性を回復させていくという考えをここでも見出すことができる。

一方で、これが実現した背後には、福祉室が「納骨堂銘板名簿作成に当たって」と題して、報告をおこなっているように、「患者異動日誌」「患者入所調書」「患者収容書類」「本籍別患者名簿」「死亡患者名簿」「患者カード」「納骨名簿」「死亡届綴」といった記録類が重要となってくる。これらはかつては、入所者らを管理するための道具であり、現在でもそうしたものであったという認識があるだろう。しかし、ここでの場面は元々の意味をずらしながら、新しい意味を付与する実践が行われるのである。

ハンセン病療養所では入所と同時に本名を名乗らず、園名と呼ばれる仮名の名前で生活することが一般化されていて、納骨堂の骨壺にもその園名が記されたものが多かったということである。さまざまな経緯を経て、個人は複数の名前（自称、他称の区別なく）を持つようになるかもしれない。そのとき、別の名前をもつその人はこれまでの世界とは離れて、別の世界に参入することになるだけでなく、その人物の別の個性を表象するようになるかもしれない。ただ、自らの意志からではなく、そういう状況に陥る、つまりこれまでの世界とは切り離されてしまい、新しい世界への参加というよりは強制的に参加せざるを得ない場合の名前は、問題化される余地を残すことになるだろう。

納骨堂における本名を刻むという行為は、人間を類型化するような個人を越えたところ（つまり、かつて「ハンセン病患者」だったということ）から、まさに個人の固有性を回復させることに繋がっていく契機となるものである。

5．お わ り に

アーカイヴとは、結局のところ、膨大な情報を扱い、整理する仕組みであるが、犯罪者の司法的な身元確認のために使われるベルティヨン式個体識別法や、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所での収容者の管理法などを考えると、個体としての人間を個別化した上で抑圧的に作用する、管理しようとする意図を実現するための仕組みという側面がある。それは、ハンセン病療養所でも、同じであり、写真は使わないのかもしれないが、入所者を管理する記録類とその運用がまさにアーカイヴとして働くに違いない。アーカイヴには、アルコン的な原理に基づく権力のまなざしが関わっていると言える。

しかしながら、アウシュヴィッツ・ビルケナウ博物館における活動で見られるように、かつてのアーカイヴのシステムの部分として機能していた一連の写真群は、アーカイヴズとして別の活用法が生み出されているのである。それはカウンティングという作業であり、個人の固有性の回復と追悼という文脈で利用されていると理解することができる。松丘保養園における納骨堂の銘板の事例も同じくカウンティングという作業であるが、その作業のリソースとして活用されていたのが、患者として管理する記録群なのであった。

しかしながら、ここでこれらを同一次元のものとして見なすことに対しては注意を払わなければならない。アウシュヴィッツ・ビルケナウ博物館の活動は、ある特定の社会を越えて、世界に向けて積極的に公開する方向に向かっている。「犠牲者」として類型化されてしまう前の特定の個人への追悼を射程に入れながら、その活動は、その個人の周囲で起こった事実を、人類全体に共有しうる集合的な記憶に変えていこうとしているものであると見ることができる。その一方で、ハンセン病療養所の場合は、そこまで至っ

ておらず、療養所に直接的に関わる人々（入所者を始め、療養所に関わる医師、看護師、職員や、入所者の親族など）を越えるものとなっていないのではなかろうか。そういう意味で、社会全体に広がるような類いのものではない。つまり、そこに特定の個人が経験した個別的な出来事を社会全体に広がるような集合的な記憶として位置付けていく意図は明確ではないと考えられる。

この違いから、アーカイブに関わる問題がいかに根深いかがわかる。重要なのは、何かが記録されたとしても、立ち上げられ、提示される特定の理由のために、すべての人がそこに自由にアクセスすることができるとは限らないという当たり前の事実である。したがって、こうした違いを埋めようとするなら、アーカイブの運用において、何を、誰のために残すのかという問いに対して答え続けながら、直接的にそこに関係する人々だけでなく、より広い人々が関われる開かれた実践の場を生み出すことが求められるのではなかろうか。この点について、改めて考えざるを得ない。

謝　辞

本研究は JSPS 科研費科学研究費 20K20737 の助成を受けたものである。

参考文献

ガラン、ブリュノ、大沼太兵衛訳［2021］『アーカイヴズ：記録の保存・管理の歴史と実践』、白水社。（Bruno Galland, 2020, Les archives, Humensis, Paris）

田中雅一［2017］「ナンバリングとカウンティング：ポスト＝アウシュヴィッツ時代の人類学にむけて」『異貌の同時代：人類・学・の外へ』渡辺公三他編、以文社、97 ～ 137 頁。

デリダ、ジャック［2010］『アーカイヴの病：フロイトの印象』、法政大学出版局。（Jacques Derrida, 1995, *Mal d'archive : une impresion freudienne*, Édition Galilée.）

西村安弘［2023］「アーカイヴのエクリチュール」、『東京工芸大学芸術学部紀要』、Vol. 29、1 ～ 13 頁。

フーコー、ミッシェル、慎改康之（訳）［2012］『知の考古学』、河出書房新書。（Michel Foucault, 1969, L'Archéologie du savoir, Gallimard.）

渡辺公三［2003］『司法的同一性の誕生：市民社会における個体識別と登録』、言叢社。

Sekula, Allan. 1989. The Body and the Archive, In Richard Bolton（eds）*The Contest of Meaning: Critical Histories of Photography*, pp. 343-389. MIT Press.

I 論　　文

トークンを活用したファンコミュニティによる地域内ネットワークの形成と拡大可能性

熊田 憲[1]
小杉雅俊[2]

要 旨

本研究は、クラウドファンディングの中でトークンを活用したコミュニティが、地域イノベーション創出に向けてどのように機能するかについて概念的に考察した。クラウドファンディングによる地域外ネットワークとしてのファンコミュニティには、継続的なプロジェクトの立ち上げとともに、単発的ではあるが再度の資金調達を可能にするという利点と、新たに資金を提供するファンの獲得という経済的効果に直結するファンコミュニティの拡大が期待できる。本研究では、ファンコミュニティにトークンを活用し、地域課題解決プロジェクトを実施しているケースサイトの活動を基に考察を行い、トークンは、CF による地域イノベーション創出において地域経済活性化と地域交流活性化を分離する効果を持ち、主に地域交流活性化を目的とした地域内ネットワークの形成・拡大に繋がることを示した。この形成と拡大は、地域交流活性化活動を通して経済的成果への循環を生み出すことが期待され、地域課題解決以外にも地域経済活性化への貢献が期待される。

Keyword：地域イノベーション・クラウドファンディング・トークン・ファンコミュニティ・地域内ネットワーク・地域外ネットワーク

1．はじめに

クラウドファンディング（Crowdfunding、以下：CF）は、事業プロジェクトの起案元である資金調達者が、各種プラットフォームを持つ仲介事業者のインターネット上の各種ホームページなどによる宣伝広告を通じて、主に個人単位の資金提供者から資金を募る仕組みである。この広告宣伝に呼応して、ホームページを見る一般の個人は、応援・共感の気持ちから資金提供者となることが期待され、この点に単純な資金調達手段とは異なるユニークな特徴が存在し、あくまで理論上は応援・共感という性質から地域活性化に直結するツールという性質を持つ。一方で、CF はその特性上、資金調達者と資金提供者の関係は基本的にプロジェクトベースで完結する。現在、日本国内では事業収益（配当）や未公開株獲得がリターンとされる投資型 CF が活発な状況になく、主に購入型 CF が一般的な状況にあるため、あくまで今現在の状況では中長期的な関係性を構築するのが難しい[3]。これは、中長期的な経済的効果を必要とする地域イノベーション創出と相性が良いとは言い難い。

この矛盾を解決するためには、資金提供者と資金調達者が中長期的な関係性を構築するのが望ましい。そこで本研究では、CF スキームの中でトークンを活用したコミュニティを運営するケースサイトに着目

[1] 弘前大学人文社会科学部准教授
[2] 北海道大学大学院経済学研究院准教授
[3] CF の各種類型については拙稿(2019)を参照されたい(拙稿(2019), pp.18-19.)

する。ケースサイトであるプロバスケットボールクラブ・佐賀バルーナーズが運営するファンのためのコミュニティ「バルーナーズ DAO」での各種取り組みから、地域イノベーション創出とどのような結びつきを持つのかについて考察を試みる。

2．調　　査

2．1　これまでの研究

拙稿（2021）では､CF 固有の特徴として「新たな資金調達先の獲得」という利点､「広告宣伝効果の獲得」という効力の２点を提示した上で、資金調達の視点から分析しファンド・インキュベーション概念を提示した[4]。ファンド・インキュベーション概念とは、地域イノベーションを創出するための中長期的な資金調達を可能とするインキュベーション機能を指す。

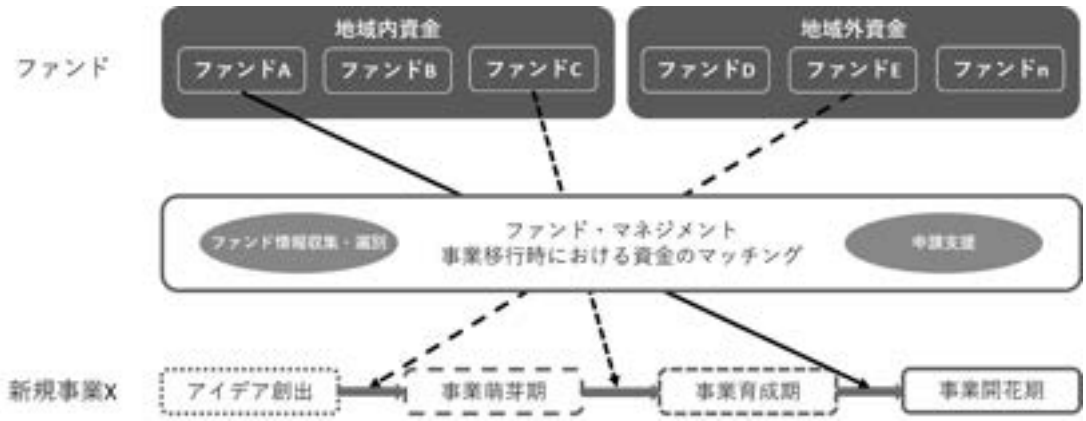


図１　ファンド・インキュベーション概念

（出所：拙稿(2021), p.96.）

筆者らは、CF（特に購入型 CF）の有効性を見出す一方で、ある種の限界も指摘している[5]。続けて、拙稿（2024）では、ネットワーク理論の視点からこの限界について考察を加え、どのような壁が存在するのか、そしてその解決策としての糸口を提示した。そこでは、現状での CF 固有の特徴である利点や効力を、地域は一定程度享受できておりその意味では「うまくいっている」地域といえるが、この「最初の成功」が地域イノベーション創出に至るプロセスに存在する落とし穴となっていることを問題点として提示した。さらに､「最初の成功の落とし穴」の本質的な問題はファンド・インキュベーション概念の活用というリスクを取らない、あるいは取れないことにあることを指摘し、この問題の解消には、リスクを取るためのインセンティブが必要であることを明らかにした[6]。

このネットワーク理論の視座による CF の分析において、筆者らはファンド・インキュベーション概念の中で資金マッチングを行う際に、ファンコミュニティについて一種のマネジメントが求められるという重要な示唆を得るに至った。それは、既存のファンコミュニティと新規ファンコミュニティの関係性や、既存のファンコミュニティがより満足感の高いリターンを求めるようになるといった変化に起因する。この変化は、ファンコミュニティという地域外ネットワークの拡大と縮小に直結することになる。筆者らは、ファンコミュニティの縮小を避け、拡大に向けた方策として上述のインセンティブの必要性を指摘したが、その議論は地域外ネットワークに主眼が置かれていた。このため、一方の地域内ネットワークにつ

[4] 拙稿(2021), pp.94-96.
[5] 拙稿(2022), p.19.
[6] 拙稿(2024), pp.20-21.

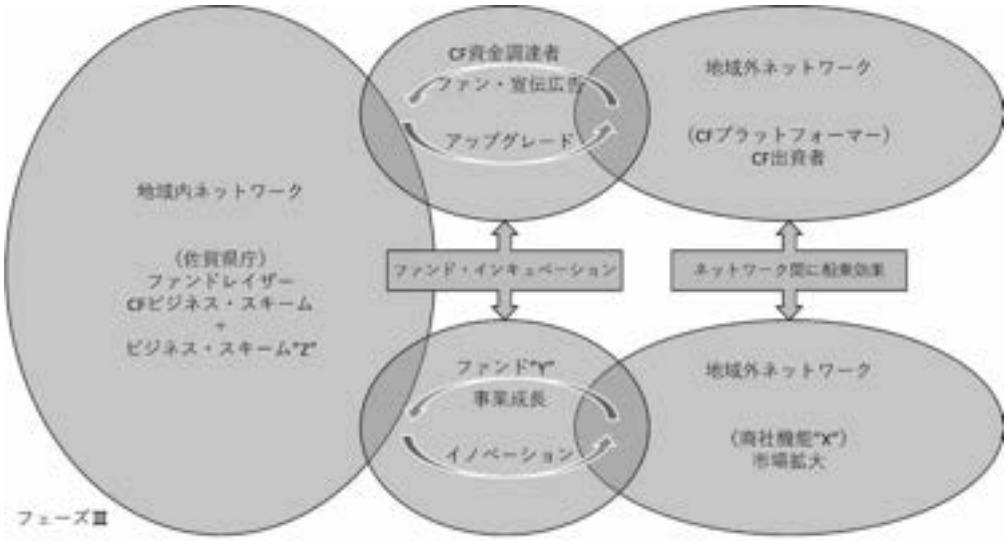


図2　フェーズⅢ：地域イノベーション創出期

（出所：拙稿(2024), p.21.）

いては、CF 活用の活性化に伴い増加するという前提を所与としており、拙稿（2022）においても直接的な議論を行っていない。本稿では、ネットワーク理論の視点から、トークンを活用したファンコミュニティ（以下：トークンコミュニティ）を事例に考察を行い、地域内ネットワークの形成と拡大についての含意を提示していきたい。

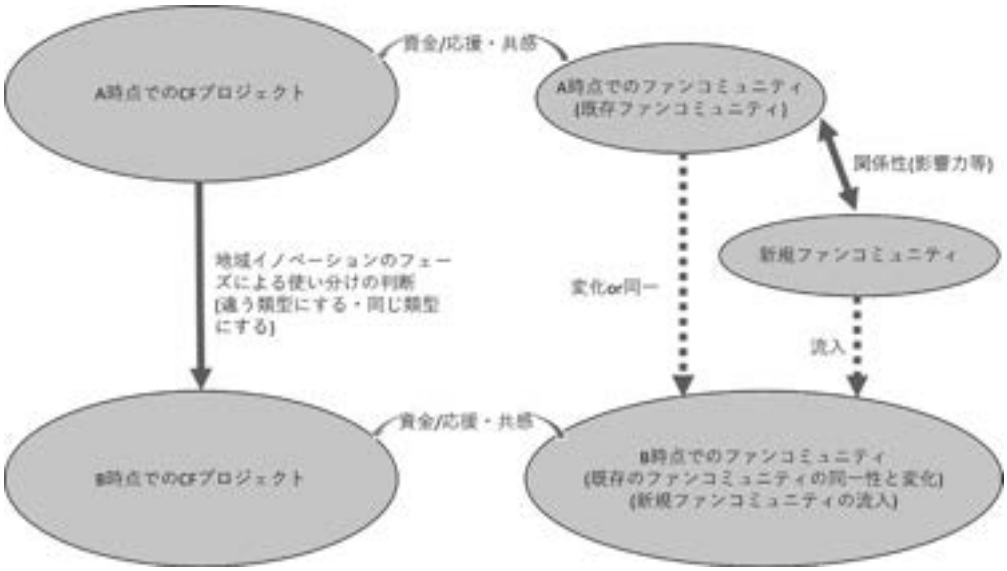


図3　ファンコミュニティが拡大する場合の CF プロジェクト

（出所：拙稿(2024), p.15.）

地域活性化との関連で、先行研究上でトークンが着目されたのは 2010 年代からである。国内では最初期の議論として、地域コミュニティにおける地域通貨としてのトークンの可能性が考察されている。浅野（2015）では、浅野が企画・座長を務めたワークショップにて、地域通貨であるエコマネーとしてトーク

ンが位置付けられ、議論されている様子が報告されている[7]。前田他（2021）は、「実験的に創造した地域通貨の利用前後の主観的ウェルビーイングをはかる[8]」ために、地域のコミュニティ経済の中で地域の利用により価値が増大するという実験的な地域通貨の理論的枠組みとしてトークンの保有量が概念的な前提となっていた[9]。資金調達という側面に着目した先行研究として、藁品（2023）では、デジタル証券であるセキュリティトークンを活用した資金調達について、同トークンは「商品設計次第では SDGs や地方創生に貢献できる等、社会的意義の高い投資対象に馴染む[10]」と指摘している。しかし､CF におけるトークンの活用については、先行研究が乏しい状態にあり、その効果・限界について、現時点において定まった見解がない状況と言える。

2.2　ケースサイト

本研究は、株式会社佐賀バルーナーズ経営戦略室にインタビュー調査を行った[11]。当該企業は、プロバスケットボールチーム「佐賀バルーナーズ」を運営し、佐賀市をホームタウンとして 2018-19 シーズンに創設され、2022-23 シーズンに B2 リーグを優勝し、翌 2023-24 シーズンより国内トップリーグである B1 リーグに参戦している。2023 年 5 月に開業した九州では最大規模の固定席 6300 人、最大収容人数 8400 人を誇る多目的アリーナ「SAGA アリーナ」を本拠地としており、2023-24 シーズンでは平均 5061 人の観客を集めている。B1 リーグ全体での 2023-24 シーズンの観客動員数は 4617 人であり[12]、トップリーグへの新規加入チームとしては高い数値を残していることがわかる。さらに、今期にあたる 2024-25 シーズンのホーム開幕戦では、本拠地の最大収容人数を超える 8782 人の集客を記録し、チームにおける史上最多記録を更新した。佐賀市という地域に根ざした活動を非常に重視しており、これらが浸透したことにより、観客動員数の結果を着実に出している状況にある。

佐賀バルーナーズの特徴は、Web3 をクラブ経営に積極的に活用している点にある。Web3（Web3.0）は、ブロックチェーン技術を用いることで、中央集権的な管理組織に依存せずに信頼を構築し、個人やクリエータに帰属するデータやコンテンツに唯一無二性や所有権を保証することにより、プラットフォーマーの枠を超えてインターネット上で価値の創出と交換を可能とする[13]。佐賀バルーナーズは、2021 年 9 月から「佐賀バルーナーズトークンプロジェクト」をスタートさせ、2022 年にはブロックチェーン技術を活用することで偽造を難しくしたデジタルデータであり、鑑定書と所有証明書が付随するノンファンジブルトークンである「選手名鑑 NFT」を岩手ビッグブルズ・鹿児島レブナイズとともに発行している。これらの NFT は、外部の NFT マーケットプレイスで二次流通を行うことが可能である。現在は、これらを包括する「バルーナーズ DAO」と呼ばれるファンコミュニティの構築を進めている。これは、チームのビジョンである「地域社会の課題解決に持続的に取り組むため、世界一地域課題が集まるバスケットボールクラブになる」というコンセプトに賛同する人々が協力して、自律的に運営される共創的なトークンコミュニティである。DAO は、Decentralized Autonomous Organization の略称であり、「分散型自立組織」または「自立分散型組織」と訳されることが多く、中央集権的な管理機構を持たず、参加者による自立的な運営が行われることを特徴とするとされている[14]。組織内の活動は公開・可視化され、メンバーによる投票等によって DAO の意思決定が行われる。この意思決定には、株式会社フィナンシェが提供するスマートフォンアプリ「FiNANCiE」をダウンロードし、佐賀バルーナーズのコミュニティをフォ

[7] 浅野（2015）, p.160.
[8] 前田他（2021）, p.33.
[9] *Ibid*, pp.31-33.
[10] 藁品（2023）, p.45.
[11] 2024 年 11 月 27 日 17:00（JST）より、Zoom ビデオコミュニケーションズによる Web 会議システム「Zoom」をプラットフォームとして、株式会社佐賀バルーナーズ経営戦略室 Web3 事業責任者 A 氏をインタビュイー、著者両名がインタビュアーとなる半構造化インタビューを実施した。
[12] B リーグ公式ホームページ「B. LEAGUE IN DATA : データで見る B リーグ 2023-24 シーズン レギュラーシーズンデータ（2024. 5. 7 時点）」（https://www.bleague.jp/indata/）
[13] 石黒他（2023）, p.520.
[14] 増田・岡野（2024）, p.22.

ローすれば参加が可能である。意思決定を含めたプロジェクトへの参加や一部コンテンツにアクセスするといった、より深いコミュニティへの関与のためには、一定数以上のトークンを購入し保有することが求められる。これは、トークンを活用したCFの一形態に位置付けられ、トークンはスマートフォンアプリを通じて購入するため、コミュニティに参加したいチームのファンは佐賀市外からも購入と参加が可能となっている。

本研究のリサーチクエスチョンは、観客動員数という結果を着実に残している佐賀バルーナーズが、地域に根ざした活動に、CFの一形態としてトークンを活用することをどのように捉えているのかを通じて、その議論から地域活性化とその循環について考察することである。

3．考　　察

3．1　地域活性化の概念とその循環

榎並（2013）はエクイティ文化[15]という概念を軸に、多数の地域活性化事例を分析している。この事例分析にあたり榎並は、地域活性化の言葉が様々な意味で使われ、混乱をきたしていることを指摘し、その扱いには注意が必要としたうえで、地域活性化の概念を捉え直している[16]。ここで榎並が用いる地域活性化という言葉には、経済的な価値観と非経済的な価値観が含まれているとするものである。前者は「地域経済活性化」とし、所得の増加、雇用の増加や人口の増加など経済的な効果をもたらすものである。後者を「地域交流活性化」として、交流の増加、親密さの向上や教育水準の向上など非経済的な効果をもたらすものとした。このように地域活性化、地域経済活性化、地域交流活性化という３つの言葉を明確に区別することにより、地域活性化の議論が整理され、的確な分析が可能となるものとしている。このため本稿では、この区別を採用し議論を進めていくことにする。

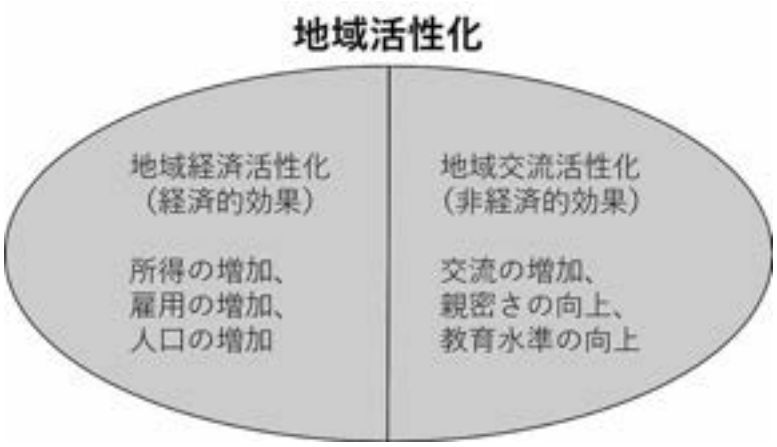


図４　地域活性化の概念

（出所：榎並(2013), p.27. より筆者作成）

筆者らが行った佐賀バルーナーズに対するインタビュー調査において明らかになったことがある。本来のCF利用の目的は、CF固有の特徴である「新たな資金調達先の獲得」という利点、「広告宣伝効果の獲得」という効力がある。しかしながら佐賀バルーナーズは、トークンを活用したCFにおいては、球団経営に

[15] 榎並はエクイティ文化を「過去の権威やしがらみに囚われることなく、自主自立・自己責任の精神をもって、対等な関係のなかで、人々が自らリスクを取り、地域のために積極的に活動に関与し自ら行動を起こしていくような地域の状況」とした（榎並(2013), p.21.）。
[16] *Ibid*, pp.26-27.

おける経済的効果とは分離して考えており、地域課題の解決、またこれに参加するコミュニティを形成することにあるとしていた。つまり、トークン活用は経済的効果とは切り離された地域活性化への貢献としてのものといえる。このため、トークンコミュニティでは参加者の意見を重視し、地域課題の解決に向けた複数のプロジェクトを立ち上げるなど、特に、試合観戦者の増加やこれに伴うチケットの売り上げ向上などは目指しておらず、あくまでも地域を良くしたいと考える有志の集まりと捉えている。当初のトークンコミュニティは、球団のファンから始まっておりファンコミュニティとの区別が不明瞭であったが、このような目的から特に球団のファンではない人たちの参加も見られるようになっている。これは、CF 利用の目的として一見矛盾すると考えられるが、榎並の地域活性化の概念で捉えることにより、地域活性化という大枠のなかでは繋がりを持ってくる。つまり、地域経済活性化と地域交流活性化の分離である。

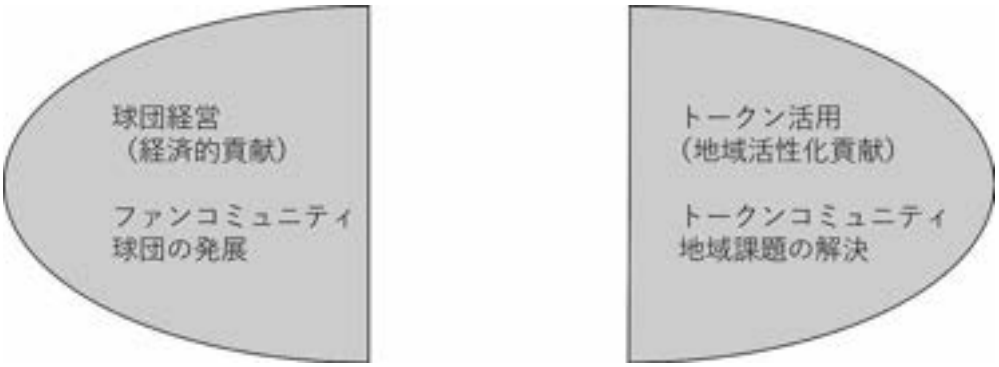


図５　佐賀バルーナーズの CF 利用による球団経営とトークン活用の分離

（出所：インタビューをもとに筆者作成）

このような佐賀バルーナーズの経済的効果と非経済的効果の分離は、ネットワーク理論の視点から見ると大きな意味を持ってくる。それは、拙稿（2024）で指摘した CF 資金提供者による地域外ネットワークとは異なる、トークン購入者による地域内ネットワークが形成されるというということである。本来、CF とは一企業もしくは、その企業の新商品やサービスに対する応援・共感がベースにあって、はじめて成立するものである。このため CF の対象は全国（あるいは全世界）の不特定多数に向けて発信されている。つまり、CF ファンコミュニティとは必然的に地域外ネットワークとなる。ところが、トークン購入者によるコミュニティは、一地域企業の応援・共感を超え地域を活性化させるという意図を持った地域自体の応援・共感による地域内ネットワークと呼べるものであり、これは、トークンが地域内においてもネットワーク形成の一翼を担う新たな CF の機能となることを示唆している。

この前提に立つと、ここに新たな論点を見出すことができる。それは、トークン購入者によるトークンコミュニティによる企業の経済的効果を目的とせず、非経済的効果つまり地域交流活性化を目的とした活動が、地域全体の地域経済活性化に繋がる可能性があるのかという問いである。図３に示したように、CF による地域外ネットワークとしてのファンコミュニティには、継続的な CF プロジェクトの立ち上げとともに、単発的ではあるが再び資金調達が可能になるという利点と同時に新たに資金を提供するファン獲得というファンコミュニティの拡大が期待できる。これらは、企業側にとって経済的効果に直結している。しかしながら、トークンコミュニティではもっぱらコミュニティ内の交流や地域課題の解決を目的としているため、これらの活動が経済的効果に繋がるかどうかはわからない。以下では、トークンコミュニティによる非経済的効果が地域の経済的効果への貢献へ繋がるのか、という問いに焦点を絞り考察を行う。

なお、本稿での議論において留意が必要な点について言及しておく。このようにトークンコミュニティを地域内ネットワークと捉える場合には、一般的に同一地域内に居住する個人、または企業などを指して

いる。しかしながら、インタビューにおいても地域外（例えば首都圏等）に居住するトークン購入者が一部存在していることが確認されている。このような地域外の個人あるいは企業がどのような動機でトークンを購入したのかは不明である。この点は、今後の研究課題として取り扱う必要があることを付記しておく。

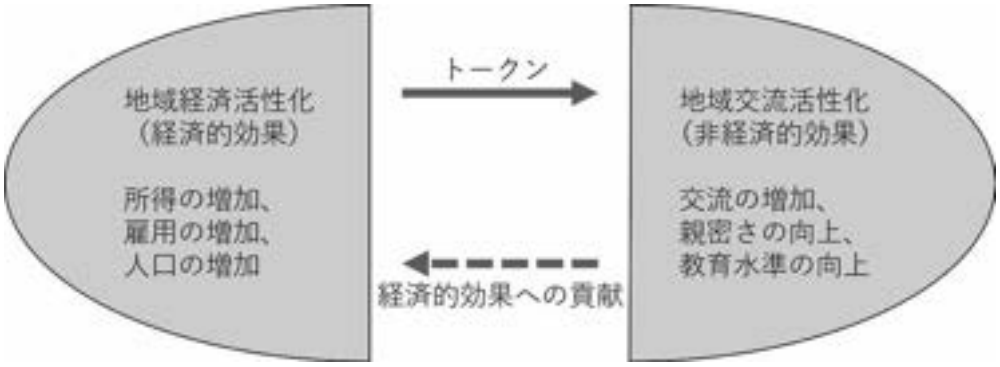


図６　トークンによる地域活性化の循環

（出所：榎並(2013), p.27. に筆者加筆）

３．２　地域交流活性化から地域経済活性化へ

ここからは、トークンコミュニティによる非経済的効果がどのようにすれば経済的効果に繋がるのかについて、佐賀バルーナーズの事例をもとに検討を行っていく。

佐賀バルーナーズのトークンコミュニティの形成は、はじめに佐賀バルーナーズのファン（ファンコミュニティ）がトークンを購入することからはじまる。その後、ファンコミュニティからトークンコミュニティへの流入が増加していく。そして、ファンコミュニティとは直接関係性のない個人等がトークンコミュニティへ参加し始める。現状ではまだまだその規模は小さいものの、このような流れが拡大していけば今後のコミュニティの広がりが期待できる。このようなトークンコミュニティにおいて、佐賀バルーナーズは様々なプロジェクトを立ち上げている[17]。佐賀バルーナーズは「世界一地域課題が集まるバスケクラブになる」を目標にトークンコミュニティを運営しており、その活動の中では、様々なプロジェクトを立上げ実行している。現状では、「若者の日『アリーナに集合』プロジェクト」、「みんなで『ユース支援』プロジェクト」といった球団のファンコミュニティ向けのプロジェクトが多数を占めているが、徐々にではあるものの「地域貢献 課題解決」といったプロジェクトも立ち上がってきている。例えば、地域の健康と福祉の向上支援として、「医療的ケア児ブース」あるいは「腰 HAL ブース」の設置などがある。これらは、試合観戦を通した活動であり、直接的に経済活動に繋がるものではないものの、今後は、より幅の広い地域貢献や地域課題の解決に向けたプロジェクトの立ち上げも期待できる。さらに、このような活動はファンコミュニティに留まらないトークン購入者の増加に寄与していく可能性も持っている。

そして、非経済的効果から経済的効果への流れは、このような地域課題の解決から生じることが推察できる。地域課題解決プロジェクトが増加することにより、そのプロジェクトが進化・発展し、また企業が参加することによって、新しい CF プロジェクト化が期待できる。実際に「腰 HAL ブース」では、HAL の研究開発・販売を行う企業が協力している。また、このようなプロジェクトへの参加は、トークンコミュニティ内の地域活性化への興味・関心を高める効果が在り、CF プロジェクトへの新たな資金提供者となることも期待できる。つまり、トークンコミュニティの拡大と購入者の多様化は、地域課題解決のプ

[17] バルーナーズ DAO ホームページ「活動報告」（https://ballooners.jp/dao/report/）

ロジェクトの増加を促し、このプロジェクトから新たなCFプロジェクトの立ち上げ、またCF資金提供者の増加へと繋がる流れをつくることが可能になる。

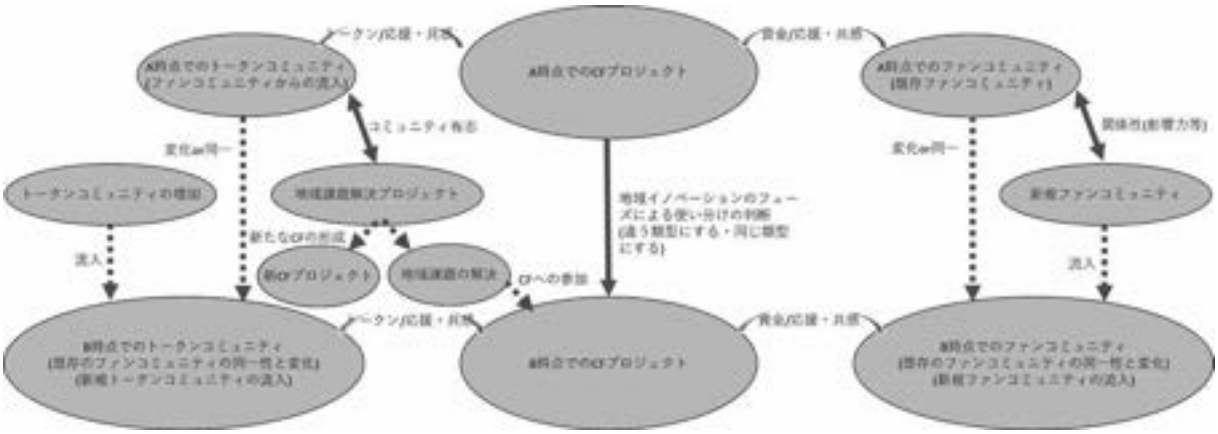


図7　トークンコミュニティによる地域内ネットワークの形成

（出所：拙稿(2024), p.15. に筆者加筆）

3.3　地域外ネットワークと地域内ネットワークの拡大に向けて

前節では、非経済的効果から経済的効果への流れとして２つのルートを指摘した。ひとつは、新規CFプロジェクトの立ち上げであり、もうひとつは、CF資金提供者の増加である。この２つの循環が活発化することにより、地域交流活性化が地域経済活性化へと繋がり、相互間における循環が生まれることがわかる。このような地域内コミュニティの形成は、通常のCFによる地域外コミュニティの形成と合わさることにより、地域イノベーションの創出に大きな役割を果たすことができる。つまり、トークンコミュニティにおける地域課題解決プロジェクトが、地域イノベーションのフィジビリティ（実現可能性）の場として機能することが可能となる。これは、拙稿（2022）で指摘した、通常のCFが商品開発のテストマーケティングの場として機能することと同様に地域イノベーションのアーリーステージ（アイデア創出から事業萌芽期への移行期）において重要な役割を果たす。この役割は、CFをファンドとして捉えた場合、エンジェルとして捉えることができよう。これまでの研究で筆者らが指摘したCF固有の特徴である「新たな資金調達先の獲得」という利点、「広告宣伝効果の獲得」という効力の２点に加え、トークンを活用

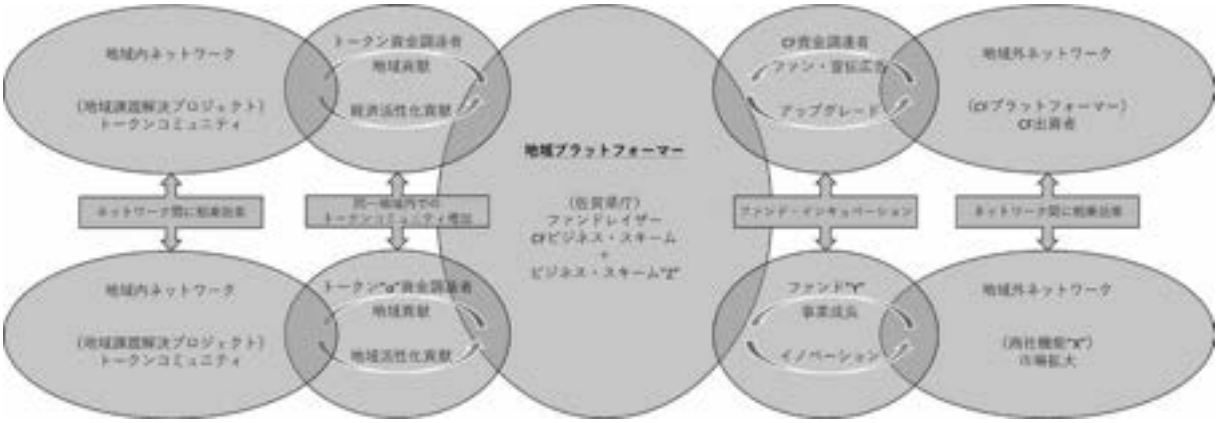


図8　トークンコミュニティによる地域内ネットワークの拡大

（出所：拙稿(2024), p.21. に筆者加筆・修正）

することにより、第３の特徴として「実現可能性確認の場の獲得」という効用が追加されることとなる。

一方で、地域交流が活性化すれば、自然発生的に経済的効果への循環が生まれるものではない。２つのルートが生じるための仕組み、あるいは支援の仕組みが不可欠である。また、地域内でのトークンコミュニティの乱立は活動の重複や対立も懸念されるため調整機能も必要である。さらに地域内ネットワークと地域外ネットワークのマネジメントも重要となる。本稿では、地域外ネットワークと地域内ネットワークの形成・拡大を図り、地域全体の経済活性化に繋げていく司令塔としてこれらの役割を担う「地域プラットフォーマー」を地域活性化の中核として位置付ける重要性を指摘したい。

最後に、本稿の結論を以下として纏める。

（１）トークンは、CF による地域イノベーション創出において地域経済活性化と地域交流活性化を分離する効果を持つ

（２）CF は主に地域経済活性化を目的とした地域外ネットワークの形成・拡大に、トークンは主に地域交流活性化を目的とした地域内ネットワークの形成・拡大に繋がる

（３）トークンを活用した地域内ネットワークにおける地域交流活性化の活動を通して経済的成果への循環が生まれ、地域課題解決以外にも以下２点において地域経済活性化への貢献が期待できる。

①新たな CF プロジェクトの立ち上げ

② CF 資金提供者の増加

（４）トークンコミュニティの活動には、地域イノベーション創出に向けた「実現可能性確認の場の獲得」という効用があり、中長期的な地域イノベーション創出への貢献が可能である

（５）地域内外のネットワーク･マネジメントの主体として、地域プラットフォーマーの存在が必要である。

４．お　わ　り　に

本研究は、トークンを用いた CF のスキームが、ファンド・インキュベーション概念における一つの方策として、概念的に機能することを示した。ただし、このスキームの中長期的な効果については現段階で未知数の部分が大きく、今後の継続的な調査が求められると言える。

最後に本研究の限界を示す。本稿は、インタビュー調査に基づき､CF にトークンを用いた場合のスキームを主検討対象としており、これが従来のファンド・インキュベーション概念の中でどのような効果が期待されるのかを概念的に整理したに留まっている。これは事業者サイドへの調査に限定されており、特にトークンを CF の報酬とした場合の顧客への具体的な影響や効果については、本研究の検討では不足していることに留意されたい[18]。

参考文献

Boukis, A.（2024）The effect of tokenized rewards on customer loyalty programs, *Annals of Tourism Research*, 109, 103851, pp.1-15.

浅野俊夫（2015）「地域と共に生きる（1）－地域通貨：トークン・エコノミーの実践－（ワークショップ 2, 熊野集会）」『行動分析学研究』29, p.160.

石黒正揮・山崎重一郎・佐々木貴之（2023）「Web3.0 時代のサイバーセキュリティ－インターネット経済のパラダイム転換に向けた課題と展望－」『情報処理』64（10）, pp.520-523.

[18] Boukis(2024)では、観光用ホテルのロイヤリティプログラムのトークン化を調査する実証研究において、高級ホテルにとって効果的な顧客獲得戦略になりうると結論づけた一方で、価格帯の低いホテルでは効果を見込めないとしている（Boukis(2024), pp.11, 13)。これは、トークンに対する顧客の受け止め方がある種のグルーピングによって異なることを示唆するものである。

榎並利博（2013）『地域イノベーション　成功の本質』第一法規 .
熊田憲・小杉雅俊（2019）「地域金融機関によるクラウドファンディングを用いた新規事業支援における組織間連携の利点と課題についての一考察」『地域未来創生センタージャーナル』(5), pp.17-25.
————（2021）「クラウドファンディングと地域イノベーション：ファンド・インキュベーション概念の探究的考察」『個人金融』16（3), pp.89-100.
———（2022）「ファンド・インキュベーション概念の発展可能性：クラウドファンディングを用いた商品開発過程の考察」『地域未来創生センタージャーナル』(8), pp.13-20.
———（2024）「ネットワーク理論の視座によるクラウドファンディングについての一試論」『地域未来創生センタージャーナル』(10), pp.13-22.
前田拓生･阿部嶺一･保井俊之（2021）「群馬県西毛地域の共創と活性化に資する地域通貨の可能性についての調査研究」『生活経済学研究』54, pp.29-44.
増田雅史・岡野智（2024）「DAO に関する法的論点」『KDDI 総合研究所ネクストコム』(57), pp.22-31.
藁品和寿（2023）「「新しい資本主義」で期待されるデジタル社会の実現 : セキュリティトークンの活用で期待される資金調達手段の多様化」『信金中金月報』22（3), pp.38-48.

バルーナーズ DAO ホームページ「活動報告」https://ballooners.jp/dao/report/（2025 年 1 月 5 日閲覧）
B リーグ公式ホームページ「B. LEAGUE IN DATA : データで見る B リーグ 2023-24 シーズン レギュラーシーズンデータ（2024. 5. 7 時点）」https://www.bleague.jp/indata/ （2025 年 1 月 5 日閲覧）

中泊町宮越家所蔵の渡辺省亭関係書簡
―省亭晩年期の注文制作について―

佐々木　あすか[1]

はじめに

渡辺省亭（1851-1918）は、明治時代から大正時代に活躍し、花鳥画を得意とした日本画家である。本稿は、青森県北津軽郡中泊町の宮越家が所蔵する史料のうち、９代宮越正治に宛てられた大正時代の渡辺省亭関係の書簡を解読し年代順に整理したものである。後述のように、正治は昭和６年（1931）11月９日に東京美術倶楽部でおこなわれた入札会において、収集していた絵画、工芸品を売却している。省亭の書簡には、売立目録に掲載される省亭作品２点のうち、１点に関する内容を含むことも明らかになった。売立目録に掲載される作品が書簡に言及される点でも注目される。省亭関係の書簡からは、正治が注文によって省亭作品を購入していたことがわかり、大正時代の省亭晩年期における注文制作の一端を報告したい。

１、渡辺省亭の評価と研究の歴史

渡辺省亭のこれまでの評価や研究の歴史をふりかえると、明治10年（1877）に制作し翌年開催のパリ万国博覧会に出品された《群鳩浴水盤ノ図》（フリーア美術館所蔵）が、エドゥアール・マネの弟子だったイタリア人画家ジュゼッペ・デ・ニッティスによって購入されて以降[2]、在世時から欧米における省亭の評価は高かった一方、第２次大戦後、日本国内では省亭の名は語られなくなっていったとされる[3]。しかし、1980年代の日本美術院百年史編纂のための作品調査を嚆矢[4]に、省亭の百回忌以降、省亭の回顧展や書籍も多く出版され[5]、省亭とその作品が再評価されるようになった。例えば、省亭の生涯をまとめた古田あき子氏の『評伝　渡辺省亭　晴柳の影に』[6]や、落款書体の変遷および印章から作品の制作年代を検討された古田亮氏の「渡辺省亭　作品および落款印章に関する基礎的研究」[7]、これまでの省亭の作品調査・研究の集大成とも言える『渡辺省亭画集』[8]などが基礎的な文献として挙げられる。また、省亭の書簡については、小林優氏・三澤拓弥氏によって埼玉県杉戸町の濱田清左衛門宛の明治30年（1897）～同33年（1900）の書簡12通が翻刻、紹介されている[9]。明治30年代以降、省亭は公の展覧会などには出品せず、特定の美術団体にも属さなかった一方で、注文による制作を多くおこなったこと、多くの省亭

[1] 弘前大学人文社会科学部助教
[2] 野地耕一郎「近代初期「日本画」における西洋絵画表現の直接的受容―渡邉省亭の行跡をめぐって」（『美學美術史論集』19）、2011年３月。
[3] 古田亮「渡辺省亭　その画業と作品」（山下裕二・古田亮監修『渡辺省亭画集』）、2021年３月、小学館。
[4] 古田亮「渡辺省亭　作品および落款印章に関する基礎的研究」（『国華』1504）、2021年２月。
同論文には、省亭研究のこれまでの経緯が述べられる。
[5] ①岡部昌幸監修『渡辺省亭―花鳥画の孤高なる輝き―』、2017年２月、東京美術。
②東京藝術大学大学美術館編『渡辺省亭―欧米を魅了した花鳥画―』、2021年３月、小学館。
③山下裕二・古田亮監修『渡辺省亭　花鳥画の絢爛』（『別冊太陽　日本のこころ』296）、2022年２月、平凡社。
[6] 古田あき子『評伝　渡辺省亭　晴柳の影に』、2018年３月、ブリュッケ。同著『評伝　渡辺省亭　晴柳の影に　増補改訂版』、2021年７月、小学館。
[7] 前掲注４古田亮氏論文。
[8] 山下裕二・古田亮監修『渡辺省亭画集』、2021年３月、小学館。
[9] 小林優・三澤拓弥「足立区文化遺産調査　資料紹介　濱田家資料　渡辺省亭および近代日本画家関連書簡群」（『足立区立郷土博物館紀要』41）、2021年３月。

作品を購入した筆頭は後藤象二郎であることが指摘される[10]。こうした注文制作は注文主によって個別の事情があると思われるが、省亭の円熟期から晩年期を支えた注文制作の様子を知る一材料として、宮越家所蔵の大正時代の渡辺省亭関係の書簡を紹介することとしたい。

2、宮越家と９代正治のコレクション

中泊町尾別に所在する宮越家[11]は、江戸時代後期に豪農となり、明治時代に入り、８代要三郎の代に、地主に加え商業、金融業を発展させていった。渡辺省亭と書簡のやり取りをしていたのは９代正治であり、現在宮越家には下村観山、木村武山、橋本関雪などの近代日本画家や、尾崎紅葉などの文学者、大正９年（1920）に正治が建立した離れ詩夢庵のステンドグラスを製作した小川三知の書簡などが残される。特に近代日本画家の書簡からは、正治が津軽から書簡のやり取りを通し、東京や関西の画壇の第一線で活躍する画家に注文し、作品を購入してきた様子をうかがうことができる[12]。

先述のように、正治は昭和６年（1931）11 月９日に東京美術倶楽部でおこなわれた入札会において、それまでに収集してきた絵画、工芸品 432 点を売却した[13]。この際の売立目録『津軽宮越家所蔵品入札』によって、正治のコレクションのうち 159 点を具体的な画像から知ることができる。売立目録に掲載される作品のうち、追跡調査によって現時点で少なくとも４点の現存が確認できた[14]。すなわち松岡映丘《雨宿》（目録番号 24、現在《山科のおとつれ》として個人蔵）、平福百穂《獅子》（目録番号 50、現・宮城県美術館蔵）、浦上玉堂《詩画》（目録番号 80、現在《惜別江山図・草書七絶三首》として個人蔵）[15]、橋本関雪《煉丹》（目録番号 100、個人蔵）である。しかし、省亭の《梅花宿鴨》（目録番号 37）（図１）、《桜花雉子》（目録番号 39）（図２）は、現時点で現存が確認できていない。後述する省亭の書簡に登場する作品の１つは、目録掲載の《桜花雉子》である。また、《梅花宿鴨》については、離れ詩夢庵に掛けられた写真が、『アルス建築大講座』第５巻の口絵に掲載される（図３）[16]。

こうした正治のコレクションは、絵画については大半が近代日本画家の作品であることが特徴と言える。宮越家に残された書簡は、それらの作品が直接画家から購入したことを示す証としても重要である。

3、宮越家所蔵　渡辺省亭関係書簡の概要

ここでは、表も参照しながら宮越家に残る渡辺省亭関係の書簡の概要をまとめる（以下、文中の No. は、表の書簡番号を示す）。

渡辺省亭関係の書簡は、表のとおり合計で 22 通である。ただし、うち１通（No.19）は封筒のみで、本文は残されていない。２通（No.11、12）を除いて、手紙の本文または封書には執筆された月日のみが書かれており、執筆年については消印を参考に整理した[17]。これによると、宮越正治との書簡の往来は、年不詳のものがあるため確定はできないものの、おおよそ大正３年（1914）２月頃から、大正５年（1916）12 月頃までの約３年間に集中する。省亭は大正７年（1918）４月に 68 歳で没しているため、正治との書簡のやり取りは省亭 64 ～ 66 歳の最晩年になる。

[10] 前掲注６古田あき子氏書。
[11] 宮越家の歴史については、『静川園名勝調査報告書』（2025 年３月、中泊町教育委員会）を参照した（中泊町博物館提供）。
[12] 正治の作品購入については、書簡からうかがわれる注文のほかに、売立目録の作品売買の検討より、入札会で購入した作品もあったと思われる。正治の作品収集の全体像については、稿を改めたい。
[13] 『津軽宮越家所蔵品入札』、昭和６年 11 月９日入札、東京美術倶楽部。
また、入札会でのおもな落札価格については、東京美術倶楽部百年史編纂委員会編『美術商の百年―東京美術倶楽部百年史』（2006 年２月、東京美術倶楽部・東京美術商協同組合）にまとめられる。
[14] 『津軽宮越家所蔵品入札』の所在追跡調査は、筆者に加え、2022 年度の人文社会科学部芸術史ゼミナール所属の学生５名が参加しおこなった成果である。
[15] 浦上玉堂《惜別江山図・草書七絶三首》については、安永拓世「売立目録デジタルアーカイブから浮かび上がる近世絵画の諸問題」（『東京文化財研究所　研究報告書　売立目録デジタルアーカイブの公開と今後の展望―売立目録の新たな活用を目指して―』、2021 年３月、東京文化財研究所）にすでに指摘がある。
[16] 『アルス建築大講座』第５巻、1926 ～ 1930 年、アルス。
第５巻の小川三知「モザイック及スティンドグラス」の口絵として掲載された。
[17] そのため、書簡 No.20、21 については、消印が欠けて年不詳であり、No.22 は消印が不鮮明のため年月日不詳となった。

図版

図 1　渡辺省亭《梅花宿鴨》
（『津軽宮越家所蔵品入札』）

図 2　渡辺省亭《桜花雉子》
（『津軽宮越家所蔵品入札』）

図 3　　宮越家　離れ詩夢庵に掛けられた《梅花宿鴨》
（『アルス建築大講座』第 5 巻　口絵より）
出典：国立国会図書館デジタルコレクション　https://dl.ndl.go.jp/pid/1021188

表　〔凡例〕

No. 項：省亭書簡を年代順に並べ、番号を付した。年不詳のものは最後にまとめた。
月日項：手紙または封筒に記されたものを記入。
推定執筆者：筆跡から推定される執筆者を記入。No. は参考にした書簡番号を指す。

No.	西暦	和暦	月日	執筆者	推定される執筆者	封書／葉書	おもな内容／備考
1	1914	大正３	2.2	渡辺省亭 執事	／	封書	依頼した画料 100 円の内金 30 円と、絹代２円落手。画題の変更について。
2	1914	大正３	2.21	渡辺省亭 執事	／	封書	鮑拝受。 御申出のあった図について承知（詳細は不明）。
3	1914	大正３	7.3	渡辺省亭 執事	／	葉書	御約束の画は６日頃に出来。
4	1914	大正３	7.10	渡辺省亭 執事	／	封書	御依頼の画出来。早速小包便で送付。 揮毫料の残額七捨円落手。
5	1914	大正３	10.31	渡辺省亭房室 にて	渡辺省亭内 （No.7、８、11、16 など）	葉書	※差出人住所：東京浅草区西三筋町五十番チ
6	1915	大正４	8.7	渡辺省亭	渡辺省亭執事か （No.4 など）	封書	依頼の件、潤筆料及び期限の事承知。
7	1915	大正４	8.17	渡辺省亭内	／	葉書	桜に雉子の図（売立目録 No.39） 絹代について。
8	1915	大正４	8.18	渡辺省亭内	／	封書	御依頼の画の内金 50 円及び絹代３円領収。
9	1915	大正４	12.5	渡辺省亭 執事	／	封書	かごとりんご送付への御礼。
10	1915	大正４	12.12	渡辺省亭	渡辺省亭内 （No.7、８、11、16 など）	封書	桜花雉子の図は本月中に出来。 潤筆料の残額及び追加料領収。
11	1915	大正４	4.12.31	渡辺省亭内	／	封書	桜花雉子の画、15 日頃には御送付。
12	1916	大正５	5.1.3	渡辺省亭	渡辺省亭執事 （No.3、13 など）	葉書	※年賀状
13	1916	大正５	1.21	渡辺省亭 執事	／	葉書	風邪のため、御依頼の画延引。26 日に出来次第、直ちに送付。
14	1916	大正５	1.30	渡辺省亭 執事	／	葉書	御依頼の画延引。全快次第、直に御送付。
15	1916	大正５	2.25	渡辺省亭	渡辺省亭執事 （No.3、13 など）	封書	延引について、病気は快方に向かっているが、家内に取り込みがあり、来月２日まで休業。来月 10 日までには必ず御送付。 鰹節送付への御礼。
16	1916 か	大正５か	3.13	渡辺省亭内	／	葉書	御依頼の桜花雉子の図、15 日までに御送付。
17	1916	大正５	3.20	渡辺省亭内	／	封書	桜花雉子の図出来。去る 17 日に御郵送。 雉鴇の図の潤筆料について。
18	1916	大正５	12.24	渡辺省亭	渡辺省亭執事 （No.3、13 など）	葉書	りんご送付への御礼。
19	1916 または 1917 か	大正５ または６か	10.14	渡邉□□	／	封筒のみ	※封筒のみ。消印の年が判読しにくい。差出人の最後の文字は封筒が破れ判読できない。
20	不詳	不詳	7.10	渡辺省亭 執事	渡辺省亭内 （No.8 など）	葉書	御依頼の尺八絹本□花小禽の図出来。 残額が来次第郵送。 ※消印が欠け年不明。
21	不詳	不詳	-.5 （消印）	渡辺省亭	渡辺省亭執事 （No.1、２）	葉書	消印が欠ける。「うとし春」とあり、卯年の大正４年の年賀状とみられる。
22	不詳	不詳	不詳	／	／	葉書	※年賀状。 消印不鮮明により年月日判読不能。宛名書きは省亭執事とみられる No.15 と筆跡が同じ。本文は印字で日付なし。

書簡の執筆者は、表記上は基本的に①渡辺省亭、②渡辺省亭執事[18]、③渡辺省亭内の３種類に分けられる。しかし表の「推定される執筆者」項に記したように、「渡辺省亭」とあるものも、筆跡から執事または省亭内が執筆したと判断された[19]。また、①渡辺省亭とある書簡の「省亭」の文字が、省亭作品の落

[18] 執事とある書簡においても、筆跡から２名に分かれるように思われたが、詳細は今後の課題としたい。
[19] 小林氏・三澤氏は、濱田家所蔵の渡辺省亭書簡について、関本千代が代筆していた可能性を指摘されている（前掲注９論文）。

款[20]と異なることもその証左となるかもしれない。これら書簡の内容からは、差出人がいずれであっても作品の注文や制作に関わる内容であり、省亭の意思が反映されているものとみてよいと思われた。

住所については、表記に若干の異同や省略はあるものの、送り先については陸奥国（または青森県）北津軽郡内潟村大字尾別三十四である。差出人住所については、20通が東京市日本橋区浜町二―十一[21]である。唯一No.5のみ、「東京浅草区西三筋町五十番チ」とあり、省亭の別宅兼アトリエの住所[22]であることがわかる。

4、書簡にみる晩年期の渡辺省亭の注文制作

次に、書簡から読み取れる渡辺省亭の注文制作の様子について紹介したい。

・宮越正治が注文した絵画について

先述のように、『津軽宮越家所蔵品入札』に記載される絵画は《梅花宿鴨》《桜花雉子》の2作品である。このうち、後述するように《桜花雉子》の注文制作の様子が書簡に記される。このほか、正治は少なくとも1点の作品を注文している（No.1～4）。また、年不詳の7月10日付書簡（No.20）には、「尺八絹本□花小禽の図」（□は判読不明）が出来とある。これについては、No.1～4で注文した作品名が不詳であるためそれに当たる可能性も考えたが、No.4が大正3年7月10日付でNo.20と同日となり、内容にやや齟齬があるため、No.20はNo.1～4に関わる書簡ではないように思われる。また、大正5年3月の書簡（No.17）には、「雉鴇の図」の潤筆料に関する記載があるが、この作品が制作されたかどうかは、以後執筆年の確かな書簡がないことから知ることができない。

このうち、No.1～4で注文した作品については、大正3年2月2日に画料の内金と絹代を支払い（No.1）、同年7月10日頃に完成し小包で送ったこと、画料の残額70円を落手したことがわかる（No.4）。また、No.1によると、当初正治から依頼のあった河骨に千鳥の主題について、「季節違いの取り合せとて他の図に変更」とあり、省亭が季節の取り合わせを重視していた様子がうかがわれる。

・《桜花雉子》の制作過程について

《桜花雉子》の制作過程については、おおよそ大正4年（1915）8月7日（No.6）～大正5年3月20日（No.17）の12通の書簡から知ることができる。つまり、これらの書簡から、売立目録『津軽宮越家所蔵品入札』に掲載された《桜花雉子》の完成年は、大正5年（1916）3月頃であることが判明した（No.17）。最も早くに作品名が記されるのはNo.7の大正4年8月17日付の書簡（「桜に雉子の図」）であるが、同月7日付の書簡（No.6）に「御依頼の件」とあり潤筆料のことなどが記されており、日付の近さからNo.6も《桜花雉子》に関するものであろう。

費用については、大正4年8月18日付書簡（No.8）に内金50円と絹代3円領収とあり、本来は年内に完成予定だったようで、同年12月12日付書簡（No.10）において潤筆料の残額と追加料を領収したとある。こうした内金と絹代を先に支払い、完成前に残額を支払う形は、No.1～4の書簡でも同様である。

ところが、《桜花雉子》の制作については風邪などによって順調には進まず（No.13～15）、大正5年3月17日に送付されたことが記される（No.17）。

このように、《桜花雉子》は現時点では現存が確認されていないものの、上記書簡から大正5年3月に完成したことがわかり、その画像を『津軽宮越家所蔵品入札』によって知ることができる点も貴重と言えるだろう。

[20] 前掲注4古田亮氏論文。
[21] 日本橋浜町は、明治44年（1911）に西鳥越から転居した省亭の自宅であることが指摘される（前掲注6古田あき子氏書）。
[22] 前掲注6古田あき子氏書。

《桜花雉子》に近い現存作品として、個人蔵《春野鳩之図》が挙げられる[23]。画面向かって右から左上へ伸びる太い幹と、向かって右上から左下へ垂れる桜の細い枝と花の描写や、画面下部の蕨などが共通する[24]。また、雉の体勢や全体の構図などは異なるものの、落款の書体から明治40年代から大正時代の作と推定され、中でも秀逸な出来栄えと評される[25]個人蔵《十二ヶ月花鳥図》のうち三月　桜下雉子からも、雉や桜の花、舞い落ちる桜の花弁について、《桜花雉子》の描写や彩色を想像する参考となるだろう。正治が所蔵していた《桜花雉子》も、《十二ヶ月花鳥図》《春野鳩之図》のような明るい色彩によるものであったと想像される。

お わ り に

宮越家所蔵の近代日本画家の書簡のうち、渡辺省亭に関する22通を整理し、大正３年～同５年頃にかけての、省亭晩年期の注文制作について述べてきた。宮越家所蔵の書簡は、宮越正治が津軽においてどのように自身のコレクションを収集してきたのかを知る材料としてだけではなく、画家それぞれの注文制作の過程を知ることができる点でも貴重と言えるだろう。

[図版出典]

図１、図２は『津軽宮越家所蔵品入札』（昭和６年11月９日入札、東京美術倶楽部、中泊町博物館所蔵）から、図３は国立国会図書館デジタルコレクションウェブサイト（https://dl.ndl.go.jp/pid/1021188、最終閲覧2025年１月９日）より転載させていただいた。

[付記]

本論文は、2022年度から実施している中泊町と本学との共同研究「宮越家資料調査研究」（代表　人文社会科学部　原克昭教授）の研究成果の一部です。

研究に際して、中泊町博物館　齋藤淳館長より資料のご提供と写真掲載の御許可をいただき、宮越家当主　宮越寛氏からも写真掲載の御許可をいただきました。心より御礼申し上げます。

[23]《春野鳩之図》は、落款の書体と画風から、明治40年代から大正時代に描かれたと推定されている（柴田美貴「春野鳩之図」解説〔前掲注５③書〕）。
[24]《桜花雉子》の類似作品については、田澤采子氏のご教示による。
[25] 古田亮「十二ヶ月花鳥図」解説（前掲注８書）。

地方大学生の地域間移動の決定要因について
The Determinants of Labor Mobility of Local University Students

李　永俊[1]
花田真一[2]

I はじめに

本稿では、地方大学生のパネルデータを用いて、初職地選択行動の決定要因を明らかにする。昨今、東京一極集中が人口減少に拍車をかけていることに対して政策的関心が高まっている。増田（2014）では、地方から都市への人口移動が地方の過疎化を招き、地方の晩婚化・未婚化を引き起こしているという。そして、婚姻を前提とする出産が一般的な日本においては、晩婚化・未婚化は出生率の低下に直結することや、都市部では過密による生活コストや子育て費用の増加を招き、都市部の出生率を急減させているということを指摘した。つまり、地方から都市への若年層の移動は、地方と都市の両方における出生率の低下を招き、マクロ全体の人口減少を加速させると主張している。

地方から都市への若年労働力の移動については、人口学、社会学、経済地理学、経済学の諸分野から様々な研究がなされている。ここでは、労働経済学の分野の研究を整理してみよう。まず、実質賃金格差および失業率の格差が移動の規定要因だとするものである。つまり、都市部へ移動する期待効用が、移動費用を上回るために移動が行われていると主張する。日本における代表的な研究としては、太田（2005、2010）、戸田・太田（2009）、太田ほか（2017）などがある。続いて、経済的な要因だけでなく家族関係や社会関係資本あるいは実家の存在が移動の規定要因だとする研究である。この研究については石黒ほか（2012）、李･杉浦（2017）などがある。その他、橘木･浦川（2012）は都市部のアメニティーの良さが人々を呼び込んでいるという。また、経済的な要因や人間関係、アメニティーなどの物質的な要因とは異なり、地元愛着などの心理的な要因に注目した分析が近年行われている。代表的なのは、小山（2016）、李･山口（2019）、李・花田（2023）などである。これらの研究では、地元愛着は地方大学生の地元定着に繋がる強い決め手にはならないと結論付けている。

以上の研究は、主に「国勢調査」、「住民基本台帳人口移動報告」や独自の調査結果を用いて分析を行っている。分析対象者は、20 ～ 34 歳までの若者や新規高卒者を分析対象としている。このような若者全体や新規高卒者に関する研究は数多く行われてきたが、地方大学生の初職地選択行動に関する分析は数少ない。その中で、小山（2016）、李・山口（2019）、李・花田（2023）は地域志向教育の教育効果を測定するために、地方大学生に分析対象を絞って研究を進めている。ただ、地方大学生の初職地選択行動の時間を通じた変化に関する詳細な分析はほとんど行われていない。そこで本稿では、地方大学生の入学時から卒業時までの追跡調査結果を用いて、どのように意思決定がなされているのかを丹念に把握する。

本稿の構成は以下の通りである。次節では、調査方法とデータを紹介する。また、出身地別の就職パスを描くことによって、大学生活を通してどのように意思変化が行われているのかを概観する。３節では就

[1] 弘前大学人文社会科学部・教授
[2] 弘前大学人文社会科学部・准教授

初職地選択行動のプロビット分析を用いて、入学直後と３年次、卒業直前の初職地決定要因を明らかにし、どのような違いがあるのかを比較分析する。４節では、市場の制約の有無について検証を行う。最後は結語である。

Ⅱ　調査方法とデータ

1　調査方法

ここで用いるデータは、筆者らが 2019 年、2021 年そして 2023 年に実施した「大学生の地元意識と就業に関する意識調査」の結果である[3]。同調査は、若年者の県外流出を抑制し、地域定着を促進するための対策を講ずるべく、その基礎資料として利用するために実施したものである。調査は、A 大学の 2019 年度入学した者を対象とし、2019 年５月の入学時、2021 年 11 月（３年生の就職活動開始前）、2023 年３月（卒業直前）の３つの時点を追跡調査したものである。本稿では、同調査のパネルデータを用いて、地方大学生の初職地選択行動を明らかにする。ここでは、３回の調査のデータがそろっていて、性別や出身地、就業希望地の回答に未回答がない 216 名のうち、就職内定が決まった 156 名を分析対象とする。

表１は属性の基本統計量である。表から卒業時の調査では、女性の割合が多く、男性の回答が少ないことがわかる。３回の調査に全て回答していることがハードルとなって、パネルの自己選択バイアスが生じていると思われる。結果を読み解く際にはこの点を十分に注意されたい。また学部別では、女子学生の割合が高い人文社会科学部と医学部保健学科の割合が高く、理工学部の割合が入学時と比較して低くなっている。

表１　基本属性

	卒業時(2023 年３月)		入学時(2019 年５月)	
	度数(人数)	構成比(%)	度数(人数)	構成比(%)
男性	47	30.1	538	50.7
女性	109	69.9	519	48.9
不明	0	0.0	4	0.4
人文社会科学部	56	35.9	216	20.4
教育学部	17	10.9	148	14.0
理工学部	23	14.7	313	29.5
農学生命科学部	22	14.1	187	17.6
医学部保健学科	38	24.4	191	18.0
不明	0	0.0	6	0.6
合計	156	100.0	1061	100.0

2　就職地選択パス

ここでは、出身地別に１年次時点と３年次時点の希望就業地、そして４年次時点の内定先の初職勤務予定地をパスで見てみたい。図１はパスを示したものである。まず、出身地をみると、分析対象者の 51.9％が県外出身者、48.1％が県内出身者である。入学直後の調査では、67.8％が県内出身で 31.3％が県外出身者だったのと比較すると県外出身者の割合が高いことに注意が必要である。

次に県内出身者のパスをみると、県内出身者 75 名のうち 49 名（65.3％）が県内に留まり、残り 24 名（32.0％）は県外で就職していることがわかる。他方、県外出身者の場合は 81 名のうち 74 名（91.4％）が

[3] 調査の詳細については，『令和元年大学生の地元意識と就業に関する意識調査報告書』（弘前大学人文社会科学部）『令和３年大学生の地元意識と就業に関する意識調査報告書』（弘前大学人文社会科学部）を参照されたい。https://human.hirosaki-u.ac.jp/irrc/book

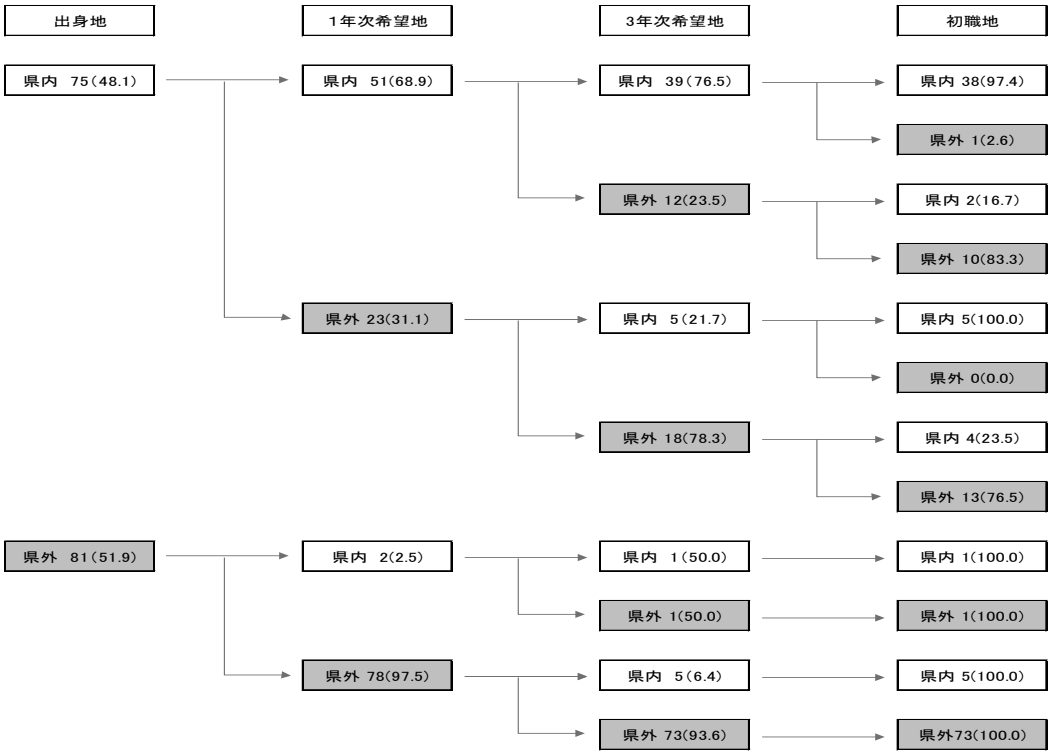


図１　希望初職地パス[4]

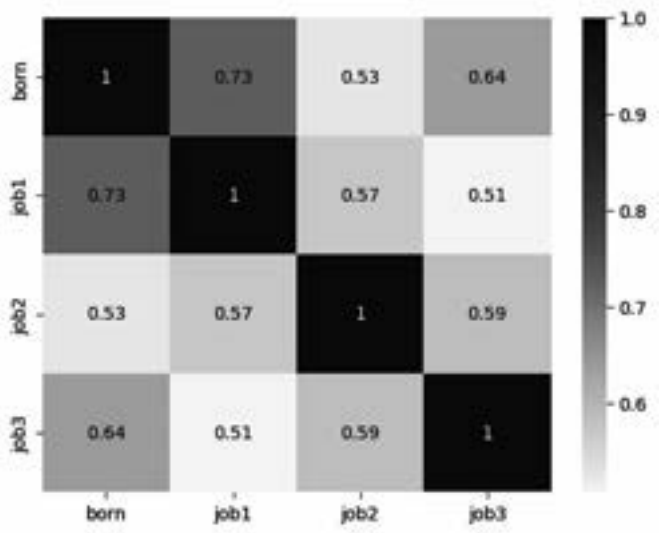


図２　相関図[5]

県外で、６名（7.4%）のみが県内に就職している。この結果は図２の相関図からもよく分かる。初職地と最も強い相関関係を示しているのは出身地で、相関係数は 0.69 となっている。また県外出身者の場合は、81 名のうち 74 名が県外で就職しており、進学先の所在地で定着するのは、たったの６名（7.4%）に留まっている。

[4] 就職内定地について，県内出身者は２名，県外出身者は１名の無回答者がいた。
[5] born は出身地，job1,2, 3 はそれぞれ１年次，３年次の希望就職地および初職内定地を示す。

次に、希望の実現率を比較してみたい。1年次に県内を希望していた53名のうち、県内で就職が内定したのは39名で実現率は73.6%となっている。他方、県外希望者は101名で、県外に就職内定したのは86名で実現率は85.1%である。県内と県外を比較すると県外の実現率が高いことがわかる。3年次の希望を比較すると県内希望者が50名で、49名が県内就職内定しており、実現率は98.0%である。一方、県外希望者は104名に対して、97名が県外に就職内定しており、93.3%の実現率を示している。つまり、3年次の就職希望が県内・県外ともにほぼ実現していることがわかる。

最後に、1年次時点と3年時時点を比較すると、県内出身者の場合は、75名中17名、22.7%が希望を変えているのに対し、県外出身者の場合は81名中6名、7.4%のみが変化している。総じて、希望就職地の変化は一般的なものではなく、入学時の希望が実現する確率が高いことがわかる。また入学時の希望は出身地と強く相関していることも指摘しておきたい。

Ⅲ　推計方法と結果

本稿の問題意識は、地方大学生の初職地選択が、経済社会情勢に関する要因をコントロールした上で、どのような属性や要因により影響を受けているのか、そしてその決定要因が在学中にどのように変化しているのかを統計的に明らかにする点にある。そのため、推計方法としてはプロビットモデルを用いた。

プロビットモデルに用いる基本的な変数について概要を述べておきたい。被説明変数は、希望地もしくは内定した就職先の勤務地が、県内であれば1、県外であれば0とした。説明変数には次のようなものを用いた。属性については、①性別、②学部、③県内出身ダミーを用いた。次に家族環境として、④実家の所在地が父親または母親の出身地であれば1、両方とも移住者であれば0とする両親の出身地有無のダミー変数を用いた。また、⑤兄弟や祖父母と同居している場合は1、一人っ子であれば0とする同居家族有無ダミー変数を用いる。この点は樋口（1991）が強調した一人っ子の増加が地元定着傾向を強めているのかを確認するためである。次に経済的な要因として、就業機会と賃金に関する説明変数を用いた。⑥就業機会に関する代理変数としては大学所在地の産業構造から大卒者の労働需要が期待できる強みのある産業として、公務、サービス業、建設業のダミー変数を用いた。⑦賃金については、働く予定の企業の初任給を自然対数に変換して用いた。

表2　基本統計量

	1年次	3年次	4年次
地域就業（希望）ダミー	34.4	32.1	37.7
男性		30.1	
県内出身		48.1	
人文社会科学部		35.9	
教育学部		10.9	
医学部保健学科		24.4	
両親の県内出身有無		40.4	
核家族有無		14.1	
地元愛着	6.47±2.16	6.79±1.93	6.94±1.97
アルバイト（経験有り）		75.0	
ボランティア活動（経験有り）		64.7	
サークル（所属している）		72.9	
成績優秀（優以上が6割以上）		47.3	
公務	51.6	59.4	25.0
製造業	4.5	7.7	5.1
サービス業	17.4	25.8	5.8
初任給（希望）		21.3±3.87	20.7±3.04

注）地域愛着および初任給（希望）（千円）は平均±標準偏差、その他は構成比である。

表３　推定結果

	1年次		3年次		4年次	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
男性ダミー	−0.05	0.40	0.54	0.33	0.06	0.49
県内出身ダミー	2.78	0.47 ***	2.00	0.33 ***	2.20	0.44 ***
人文社会科学部	−0.56	0.41	−0.40	0.38	−0.32	0.54
教育学部	0.59	0.74	0.38	0.57	0.49	0.65
医学部保健学科	0.32	0.56	0.17	0.47	0.70	0.61
両親の県内出身有無	0.07	0.32	−0.11	0.28	−0.42	0.37
核家族有無ダミー	0.17	0.54	0.51	0.41	−0.91	0.67
地元愛着	0.14	0.09	0.10	0.08	0.21	0.12 *
アルバイト（経験有り）ダミー	−0.59	0.39	−0.04	0.33	0.26	0.42
ボランティア活動（経験有り）ダミー	0.56	0.35	0.07	0.30	−0.15	0.40
サークル（所属している）ダミー	0.12	0.38	0.55	0.36	−0.52	0.48
成績優秀（優以上が6割以上）ダミー	−0.46	0.36	0.17	0.29	0.23	0.40
公務ダミー	0.91	0.40 **	0.40	0.33	1.04	0.49 **
製造業ダミー	0.30	0.89	−0.10	0.60	(omitted)	
サービス業ダミー	−0.34	0.43	0.26	0.40	−0.23	0.94
初任給（希望）			0.37	0.37	−1.91	1.60
定数項	−3.32	0.81 ***	−3.71	0.90 ***	−0.48	2.26
サンプルサイズ	146		147		104	
類似決定係数	0.5476		0.3651		0.4127	

注）***、**、*印は1%、5%、10%水準で有意であることを示す。

次に大学生活の要因として、⑧大学の成績、⑨サークル活動の有無、⑩ボランティア活動の有無を用いた。そして、最後にその他の要因として地域愛着指標を用いる。本調査では、「私は地域の一員であると感じる（所属感）。」「私はこの地域に愛着を感じる（愛着）。」の質問に対して、「あてはまらない」から「あてはまる」まで５段階で尋ねている。ここでは、両質問の回答を合計した指標を地域愛着の指標として用いる[6]。合計は最低点が２点で、最高点が 10 点である。李・花田（2023）では、大学での地域志向教育が地元愛着を高めるということを明らかにしている。そのため、地域愛着指標の中には地域志向教育を受講したことにより、地域愛着が高まった効果も含まれていることに留意されたい。基本統計量は表２の通りである。

このような定式化を用いて、各年次別の就職希望地が県内か否かについてプロビット分析を行った。分析結果は表３である。

被説明変数は、県内が１、県外が０である。１年次の希望初職地の推定で有意になったのは、県内出身ダミーと公務ダミーである。両方ともに正の係数を示しており、県内出身であることと公務の仕事を希望する学生ほど、県内の定着を希望していることがわかる。次に３年次の推定では、唯一県内出身ダミーのみが有意となっている。正の係数を占めており、１年次の結果と同じ結果となっている。最後に４年次、つまり就職内定地についての結果をみると、県内出身ダミー、地元愛着、公務ダミーが有意となっている。すべて正の係数を示しており、県内出身で地元の愛着が高く、公務を希望する学生が地元に定着していることがこの結果からうかがえる。

Ⅳ　労働市場の制約

この節では、表３の推定結果の頑健性を確かめるために、勤務地と業種に関する検定を行った。表４は県内出身者に限定して、業種と勤務地の分布をみたものである。初職内定地が県内の者についてみると、公務が 40.8％で突出して高くなっていることが分かる。他方、県外に勤務する予定者では観測数が限られているので端的には言えないが、医療・福祉や運輸・通信業の構成比が高くなっている。またカイ二乗検定では、１％水準で有意になっており、勤務地と業種の間に有意な差があることが分かる。ただし、公務を除いたカイ二乗検定の結果では有意な差がみられず、県内出身者が特定の業種に就くために地域外へ移

[6] 李・花田（2023）では，差の差分析（Difference-in-Difference）を用いて，地域志向教育が有意に地元愛着を高めていることを明らかにしている。ただし，地元愛着が地元就職に繋がっていないことも明らかにしている。

動せざるを得ないという労働市場の制約は認められないと考えられる。ただし、この結果は今回の調査コホートの結果であり、恒常的なものであるとは言えない。

表４　業種別勤務地分布

（単位：%）

	県内	県外
公務	40.8	8.0
農林漁業	2.0	0.0
建設業	0.0	8.0
製造業		
電気・ガス・水道業	0.0	8.0
運輸・通信業	2.0	16.0
卸売・小売業	10.2	8.0
サービス業	2.0	8.0
金融・保険業	6.1	0.0
不動産業		
教育・学習支援業	12.2	8.0
医療・福祉	16.3	20.0
飲食業・宿泊業	0.0	4.0
その他	8.2	12.0
合計	100.0	100.0
合計（人数）	49	25

注）Pearson chi2(11)=24.81 Pr=0.010

次に学校成績と勤務地の関係を見てみよう。人口の地域間移動を通して、人的資本が地域間に偏在することについては国内外の多くの研究で指摘されている（太田（2007）、Moretti（2013））。そのため、人々の移動は地域間の生産性の格差、つまり所得格差の要因にもなりうる。そのため、地域間を移動する労働者の間で質の差があるか否かを明らかにすることが重要な意味を持つ。

表５は大学の成績レベル別に、初職内定地の県内・県外の構成比を示したものである。県内就職内定者の 51.8％が、優以上が６割以上の成績優秀者であるのに対し、県外内定者は 44.7％が、優６割以上である。数字的には県内内定者の成績が優秀なように見えるが、カイ二乗検定の結果、両グループ間の統計的な差は認められなかった。つまり、地方大学生において、成績と勤務地についての有意な差はなく、成績上位層が地域外に流出し、成績下位層が地域内に残る（あるいはその逆）ことはないと言える。また、成績と業種については、公務員を除くと有意な差はなかった。また、成績最下位層を除くと公務員を含めても有意な差は見られなかった。基本的に、業種と成績には関係がない。業種にひかれて地域外に流出する傾向も確認できなかった。

表５　大学成績別勤務地分布

（単位：%）

	県内	県外
優以上が6割以上	51.8	44.7
優以上が4割以上	25.0	35.1
優以上が2割以上	19.6	19.2
優以上が1割程度	3.6	1.1
合計	100.0	100.0
合計（人数）	56	94

注）Pearson chi2(3)=2.6260 Pr=0.453

Ⅴ おわりに

本稿では、地方大学生のパネルデータを用いて、初職地選択行動の決定要因を明らかにした。分析の結果、地方大学生の初職地選択行動に最も強い影響を与えているのは出身地、つまり実家の所在地であることがわかった。出身地は、入学直後から就職内定に至るまで、一貫して強い影響を与えており、若年者の中に地元志向が強まっていることがうかがえる。そして、そのような地元志向を強めているのが、地元愛着である。特に地域志向教育などは地元愛着を高める教育効果が明らかになっており、若者の地域志向を強めるのに貢献していることがうかがえる（李・花田（2023））。最終的には、地域における大卒者の受け皿となりうる仕事が初職地決定の決め手となっていることが分かった。

今回の調査対象地では、公務の仕事のみが大卒者の受け皿となっていることが明らかになった。この結果から大卒者の受け皿となりうる労働需要が十分に確保できれば、出身地の強みを活かせる地方に若者が定着する可能性が高くなることが示唆された。地域愛着を高める教育プログラムと労働需要の拡大が若者の地元定着そして長期的には人口減少問題の解決策になりうると思われる。

前述したように、本稿で用いたデータには、4年間の長期にわたる調査であったため、サンプルの自己選択バイアスが生じていると思われる。そのため、本調査の結果が地方大学生の行動を代表するようなものではないことに注意が必要である。また、今回の調査対象者はすべての2023年4月の新卒採用にあたり、労働市場にコロナ禍の影響が残っている可能性も留意する必要がある。今後、コロナ禍が労働市場に及ぼす影響が薄れた場合、特に労働市場制約に関する結果が変わる可能性がある。このようなバイアスを取り除くために、類似した地域での更なる調査やヒアリング調査などを今後検討していきたい。

【謝辞】

本研究は、JSPS科研費20K02107の助成を受けた研究成果の一部である。

【参考文献】

石黒格・李永俊・杉浦裕晃・山口恵子（2012）『「東京」に出る若者たち―仕事・社会関係・地域間格差』ミネルヴァ書房.

李永俊･杉浦裕晃（2017）「地方回帰の決定要因とその促進策―青森県弘前市の事例から」『フィナンシャル･レビュー』131号，123-143

李永俊，花田真一（2023）「地方大学における地域志向教育の教育効果を検証する」『地域未来創生センタージャーナル』第9号，5-12

李永俊，花田真一（2022）「小中高の地域体験学習が地元愛着と地元就職希望に与える影響―弘前大学生への質問紙調査より―」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』（18），61-70

李永俊・山口恵子（2019）「大学における地域志向教育が地域愛着と就職地選択意識に及ぼす影響―弘前市における大学生への質問紙調査より―」『都市社会研究』（10），61-74

太田聰一（2005）「地域の中の若年雇用問題」『日本労働研究雑誌』539号，17-33

太田聰一（2007）「労働市場の地域間格差と出身地による勤労所得への影響」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズムⅢ経済格差変動の実態・要因・影響』慶應義塾大学出版会，145-172

太田聰一（2010）『若年者就業の経済学』日本経済新聞社.

太田聰一・梅渓健児・北島美雪・鈴木大地（2017）「若年者の東京移動に関する分析」『経済分析』第195号，117-152

小山治（2016）「地方大学における地域教育は出身大学所在地への就職を促すのか――社会科学分野の大卒就業者に対するインターネットモニター調査」『都市社会研究』12，127-140

橘木俊詔・浦川邦夫（2012）「都道府県別労働移動の再検証―『国勢調査』による粗フロー分析」清家篤・駒村康平・山田篤裕編『労働経済学の新展開』慶應義塾大学出版会.

戸田淳仁・太田聰一（2009）「都道府県間労働移動の再検証―『国勢調査』による粗フロー分析」清家篤・駒村康平・山田

篤裕編『労働経済学の新展開』慶應義塾大学出版会，81-98
樋口美雄（1991）『日本経済と就業行動』東洋経済新報社.
増田寛也編著（2014）『地方消滅――東京一極集中が招く人口急減』中央新書.
Enrico Moretti（2013）“Real Wage Inequality”*American Economic Journal: Applied Economics* 5（1），65-103.

Ⅱ プロジェクト事業

未調査資料の整理・研究と地域還元
――五戸町所蔵「圓子家文書」を素材として――（続）

古 川 祐 貴[1]

はじめに

本プロジェクト事業は、筆者である古川が青森県五戸町から委託されている受託研究「五戸町有古文書調査」に、本学学生（学部生・大学院生）を参加させ、歴史資料（特に古文書）の調査方法を実践的に身に付けてもらおうとするものである。３ヶ年の継続事業であり、令和６年（2024）度は２ヶ年目に当たる。

前回報告では、受託研究開始の経緯と令和５年（2023）度第１回調査・第２回調査の概要を述べた。その後、第３回調査を経て、１ヶ年目調査の全体を終えることができた。今回報告においては、第３回調査後に行った成果報告および成果展示について述べるとともに、２ヶ年目第１回調査（通算第４回調査）についても触れておきたい。

１、令和５年（2023）度成果報告

第３回調査を終えて、１ヶ月も経たない令和６年（2024）３月 27 日（水）に、五戸町役場（於五戸町長室）で成果報告を行った。受託研究の代表者である古川に、本学八戸サテライトの大沢英教地域連携コーディネーター、佐藤公嗣地域連携コーディネーターが同席した。古川の方から一通りの報告を終えると、若宮佳一町長から激励の言葉があり、まもなく公務のため退室。副町長・教育長を含めた幹部職員との意見交換の場となった。

町側の関心はやはり「大発見」と呼べるような古文書があるのか、である。まだ初年度で全貌がつかめていないこと、そもそも圓子家文書の性質上、「大発見」につながるような古文書は存在しにくいこと、を返答すると、いささか残念そうではあったが、想定を超えるペースで作業が進捗していることに対しては満足を示していた。この成果報告をもって、令和５年（2023）度事業の全てが完了した。

１年間、受託研究をマネジメントしてみて反省したことがある。資金管理の問題である。五戸町から毎年度受託研究費を受領するかたちをとっているが、１ヶ年目の執行がそれ以上に及んでしまったのだ。勿論、オーバーした分は「別の研究費」で賄うことができた。オーバーした理由はいくつか考えられる。①初年度ということもあり、必要な備品・消耗品が多かったこと、②メンバーがほぼ外部機関所属であるために旅費・人件費が嵩んだこと、③大量に使用する中性紙封筒の価格が物価高で高騰してしまったこと、である。

①については一過性のものであり、次年度以降続くものではない。ただ、②③は事業が継続される限り続くものであり、どこかで何らかの手立てを打たなければならないだろう。オーバーした分を賄った「別の研究費」とは、本学社会連携本部の弘前大学ハピネスプロモーション事業費であり、受託研究費を膨らませるべく、古川が年度初めに申請し、獲得していたものである。しかし、弘前大学ハピネスプロモーション事業費は限りある予算であり、オーバーした分を賄い続けることはできない。初年度のこうした経

[1] 弘前大学人文社会科学部

験をもとに、次年度以降、より計画的なマネジメントが求められる。

2、令和５年（2023）度成果展示

メンバーのうち古川・鈴木・藤田・熊谷・中野渡・滝尻の６名[2]は、調査した圓子家文書の中から興味深いものを展示パネルにして、ごのへ郷土館に展示する、といった課題を共有していた。一人当たり２枚を担当し、それぞれに翻刻（くずし字釈文）と解題（200 字解説）を付す。年度末に〆切を設け、６名が執筆した展示パネル原稿は、五戸町長への成果報告の際にも披露がなされた。ごのへ郷土館では、令和６年（2024）５月 16 日（木）～９月１日（日）を会期として、実物の圓子家文書を並べるかたちでの成果展示（企画展）が開催された。

ごのへ郷土館に企画展示室は存在しない。ゆえに常設展示室の一角を使わざるを得なかったのだが、常設展示の一部を入れ替えることも想定されていなかった。通路スペースに展示ケースを新たに配した“ミニ展示”として企画せざるを得なかった。展示ケース内に実物の圓子家文書を展示し、ケース外にメンバーが執筆した展示パネル原稿＝キャプションを配置する。手作り感満載の展示であり、国立博物館や有名私立博物館で見るような洗練さはない。ただ、とても感慨深く感じられた。自身が調査に携わっているといった事情がそうさせたのであろう。

しかし重要なのは、自己満足で終わらせてはならないといったことである。展示は自身の興味・関心で並べ立てればよいわけではない。来館者（多くは町民）の目線も意識されなければならない。会期中、何名の方が来館したのか、企画展を見て何を感じたのか、受託研究にどのようなことを期待するのか、を私たちは意識する必要がある。受託研究費は全て五戸町の公金で賄われているからである。また、こうした要望は私たちが今後調査を行っていくうえでのモチベーションにもつながっていくだろう。そのような意味で企画展は調査忙しさに忘れがちな“地元の存在”を浮かび上がらせてくれる。地域未来創生センタープロジェクトに応募した際、プロジェクト名を「未調査資料の整理・研究と地域還元」としたことの意味を改めて考えさせられた。「整理・研究」だけではなく、「地域還元」のあり方についても今後メンバー内で協議していく必要がある。

3、令和６年（2024）度第１回調査

２ヶ年目第１回調査（通算第４回調査）は、令和６年（2024）８月８日（木）～ 12 日（月・祝）にかけて、五戸町立公民館（研修室３）を会場として実施した。例によって、初日は 13 時に現地集合し 17 時まで、翌日以降は９時から 17 時まで調査に取り掛かった。メンバーは基本的に昨年度同様であったが（一部、肩書きが変わったメンバーも）、地域未来創生センターのプロジェクト事業費を使って参加させていた学部生２名に代わって、新たに弘前大学大学院修士１年生１名と同大学学部生１名を参加させることにした。参加の総延べ人数は 51 名、うち９名が本学学生である。初日と最終日には東北デーリー記者と東奥日報記者の取材を古川が受けた。

今回、調査対象としたのは、箱番号 20・21・22・27・28・29・33 である。前回調査の続きを含んでおり、全体として明治・大正・昭和初期の圓子家を窺い知れる内容が多かったように思われる。中でも江戸時代以来の水車技術を活かして「圓子水車店」なる店を構えていたこと、「圓子工業部」なるタービン会社を立ち上げていたことには驚かされた。江戸時代の水車技術が近代以降も圓子家を支え続けていたことが分かったからである。また人物特定ができていないが、子息・子女が農業関係の学校に通っていたり、八戸高等女学校・和洋裁学校に進学していたりした事実も発明した。こうしたことから、圓子家の具体的な家族構成・系図を復元できる可能性がある。他に特約店としての商品広告が見つかるなど、近代以降も圓子

[2] 受託研究「五戸町有古文書調査」の中核となるメンバーであり、事業立ち上げに際して全員、五戸町から五戸町歴史資料等整理検討委員会委員の委嘱を受けていた。古川を除くメンバーの所属は、それぞれ鈴木淳世（東北大学東北アジア研究センター）、藤田俊雄（青森県文化財保護審議会）、熊谷隆次（八戸工業大学第二高等学校）、中野渡一耕（青森県環境生活部環境政策課）、滝尻侑貴（八戸市立図書館歴史資料グループ）である。

家が地域の有力者であり続けたことなどが確認できた。

調査の途中、中性紙封筒がなくなってしまい、茶封筒からの入れ替え作業がストップしてしまった。中性紙封筒は500枚入り２ケースがあったにもかかわらず、である。今回調査の合計点数は1,251点で、想定を遥かに超えていた。解読しにくい文書が含まれていたのは事実だが、圓子家の子息・子女が用いた教科書・参考書類が多数あったことが調査点数を上振れさせる結果となった。ただ、入れ替え作業自体はストップしてしまったため、次回調査への持越しとなった。最終日に第２回調査（通算第５回調査）の日程を令和７年（2025）２月26日（水）～３月２日（日）と定め、散会した。

お わ り に

受託研究「五戸町有古文書調査」は、字面だけ見れば調査のみの事業である。成果報告は必須としても、その後の活用＝成果展示までは含まれていないと考えることができる。実際、受託研究を設計する段階においては、そこまで意識されていなかった。ただ、私たちが何に基づいて事業に取り組んでいるのかを鑑みるとき、上記のように“別物”と考えることはできない。繰り返すように、受託研究費は五戸町の公金によって賄われているからである。

その意味で受託研究は単なる調査事業ではあり得ない。活用＝成果展示まで含めたものと認識されるべきだろう。地域未来創生センターのプロジェクト事業に応募した際、「地域還元」なる言葉を用いたのは、参加した学生たちとともに活用の側面についても考えたいと思ったからであった。受託研究にせよ、プロジェクト事業にせよ、活用はマストと言うべきものだろう。

しかし、本文でも述べように、１ヶ年目は活用についてそこまで考えることができなかった。調査を実施し、成果報告の準備を行い、展示パネル原稿を書くだけで精一杯だったからである。とにかく怒涛のように１ヶ年目が過ぎていった。その分、２ヶ年目は臨機応変に対応できているように思われる。１ヶ年目の経験が生きているからだろう。

成果展示におけるアンケートも今後は実施していく予定である。全てのことを最初から見通すことはできないし、立てた計画もそれ通りには進まない。直面した事態に、メンバー全員で協力し合いながら当たって行くしか方法はないであろう。時間はかかるかもしれないが、１ヶ年目よりは２ヶ年目が、２ヶ年目よりは３ヶ年目がよりよいものになっていくと信じて、引き続き全体のマネジメントに当たって行きたい。

〔付記〕

新聞記事の掲載を御許可いただいたデーリー東北新聞社、東奥日報社に感謝申し上げたい。

デーリー東北　2024年（令和６年）５月22日付



圓子家に関する古文書が並ぶ会場

圓子家の生活 ひもとく

ごのへ郷土館 古文書紹介企画展

五戸

五戸町最古の圓子家文書が展示されている＝ごのへ郷土館

地域研究の手段としてのフィールドワークの意義に関する多分野横断的検討

葉山　茂[1]
白石壮一郎[1]・近藤　史[1]
新永悠人[1]・松井　歩[1]
髙島克史[1]・林　彦櫻[1]
佐々木あすか[1]・古川祐貴[1]
泉　直亮[1]・諏訪淳一郎[2]
高橋憲人[3]

1　はじめに―背景と目的

本プロジェクトでは、フィールドワークという調査プロセスの必要性、可能性を検討することを目的とし、成果としてのフィールドワークの教科書づくりを目標としてきた。これまでに人文分野の各ディシプリンにおけるフィールドワークの意義を、報告書『フィールドワークという探索活動の可能性』(2023年)と『フィールドワークという探索活動の可能性2』(2024年)で検討してきた。本プロジェクトは「『研究におけるフィールド調査の重要性』に関する多分野横断型研究」(2023年度)を構想して以来、3年目となった。

昨年度の12月に実施した地域未来創生センターフォーラム「市民協業時代における大学的フィールドワークの可能性」で大学的フィールドワークの課題として挙がったのは、「大学的フィールドワーク」を実社会で活用してもらうために、大学スタッフが学生のフィールドワーク教育において、その使い方を教える責務を担っているという点であった。現在、大学のフィールドワークは社会で活用する場所が理解されていない現状がある。そこで、使い所を提案するような継続的で地道な教育実践が必要なのである。本研究がフィールドワーク教育のための教科書づくりをめざす上で、地道な教育実践は重要である。本年度はこれまでの検討を教育に実装するという観点で、教養教育科目「大学的フィールドワーク入門―人類学・人文地理学・歴史学・美術史・経営史のフィールドワーク―」(以下、「大学的フィールドワーク入門」)を8名の教員で担当し、検討した。なお、この授業は高大連携のハイフレックス授業であり、高校生も教育の対象となった。

2　実　施　内　容

教養教育科目「大学的フィールドワーク入門」は15回のハイフレックス授業であり、2回の講義と1回のワークショップを1サイクルとして、4サイクルの授業を実施した。とくにワークショップには複数人の教員が立ち会い、学生たちの議論に教員が参加して、理解を深めるように工夫をした。

(1) 第1回～第2回［葉山茂ほか、全員が参加］

第1回では、大学的フィールドワークを概観し、コストパフォーマンスが悪く、時間のかかるフィール

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] 弘前大学国際連携本部
[3] 弘前大学教育学部次世代ウェルビーイング研究センター

ドワークの特質を説明した。その上で第２回では、学生たちが経験してきたフィールドワークについてまとめた。このワークショップでは、学生たちが実施したフィールドワークの多くがインタビューを中心としたものであったことが明らかになった。

（2）第３回〜第５回［おもに松井歩、白石壮一郎］

第３回は、松井歩が 2022 年度報告書『フィールドワークという探求活動の可能性』所収の「「地理学的フィールドワーク」と論文に記されないデータ」をテキストとして講義した。講義では１）地理学分野におけるフィールドワークの位置づけを概観し、松井が実施したフィールドワークを例に、２）論文に実際に記載したデータの取得方法の紹介し、３）「本調査」以外のフィールドワークの存在とその重要性を解説した。

とくに３）では、以下の３点を通して、研究全体のプロセスにおけるフィールドワークの重要性を強調した。第一に論文に掲載するデータは調査のごく一部分であり、そのデータを取得できる状況をつくることこそがフィールドワークの根幹であること、第二に論文に掲載される主要データはそれ単体では十分に意味をなさず、それらを適切に解釈する素地となる副次的なデータを得ることもフィールドワークの重要性であること、第三に研究の各段階でフィールドワークは目的・戦略・手法は多様であり、この多様性こそが総合科学としての地理学におけるフィールドワークの総合性につながり、その重要性・必要性を裏付けることである。本講義は高大連携科目かつ教養科目であり、受講生の専門・バックグラウンドは多様であった。講義後のリアクションペーパーでは、自身の取り組んだフィールドワークと比較しながら記述した受講生も多かった。

第４回の講義で白石壮一郎は「地域社会学のフィールドワーク:インタビュー調査の方法論」と題して、2022 年度の本共同研究報告書『フィールドワークという探索活動の可能性』所収の拙稿「インタビュー調査の現場性」［同報告書 pp.38-49］をテキストとし、インタビュー聞き取り調査の方法を深く考えてもらうための講義をした。

この講義が対象としたのは話者の経験談の綿密な聞き取りであり、そのことによって個人が経験した生活や人生（life）と地域史との絡み合いを発見し解釈することを目的におくようなインタビュー調査である。多くの場合、インタビュー調査で重要なのは良い質問をすることだと思われているが、かならずしもそうではない。

講義ではインタビュー聞き取り調査を参与観察によるフィールドワーク、質問票調査と比較し方法論的理解を深め、次の実践的なポイント２点を紹介した。（１）対話的に二次質問を重ね、話者の生業・生活・人生経験を詳細に知り、自分（調査者）の研究テーマとの連続性を見出せる経験談をさがすこと、（２）聞くだけでなくみせてもらうこと（話者の仕事場や住まいなどの現場の観察、写真アルバム閲覧 etc.）。講義では地域行事調査をするの場合を設定し、異なる調査法の使い分けをクイズとして出題し、理解度を試した。

第５回は第３回と第４回の講義をもとに、調査計画の立案するワークショップをした。

（3）第６回〜第８回［おもに泉直亮、近藤史］

第６回は泉直亮が、まず、人類学の主要な調査方法である参与観察型のフィールドワーク（以下、フィールドワーク）が誕生、発展してきたプロセスを概説した。その出発点は、20 世紀前半にフィールドワークの基礎が確立するまでの経緯である。とくに、生態人類学の古典でもあるマリノフスキーによる調査事例を紹介し、対象社会の内的論理を把握することの重要性を確認した。

その後、人類学や社会学のなかでフィールドワークの方法論が普及するが、その他の分野には広がらなかった。そのおもな理由は、当時の学術界では量的なデータに還元されるような「客観的」な調査が評価されていたことである。

しかし、1960 年代以降は環境汚染、市場経済がつくり出す格差、終わりの見えない戦争の連鎖といった負の側面を背景に、欧米諸国を中心にした近代社会の内部から自己批判的な動きが活発になった。そう

した反省から、人びとが実感をもって「生きる世界」を捉えることが重視され、質的調査やフィールドワークが広く評価されはじめた。現在では、フィールドワークの手法は、医療、経営、環境といった多様な分野で取り入れられている。

授業後半では、上記で学んだことについて、タンザニアの農牧社会を対象にした泉による生態人類学のフィールドワークの事例を紹介した。生態人類学は、周囲の環境との関わりに注目しながら対象社会について明らかにする。講義では、農牧民スクマ社会の牧畜や農耕（稲作）といった生業を軸に、世帯間の格差をつくる社会的なしくみがあること、そして突出して富をもった世帯が貧しい世帯のセーフネットになっていることを示した。

第７回は近藤史が、地域活動論・地域研究の分野のフィールドワークを講義した。まず、近代西洋という特定の歴史的・地理的な環境で発展した従来の学問分野の理論では捉えきれない社会を理解するために、地域研究という新たな学問分野が登場した経緯を紹介した。また、理論追求を偏重してきた従来の学問への反省から、地域研究には現場でおきている課題への対応を強く意識し、地域の実情にもとづいて解決策を構想する側面もあることを述べた。そうした経緯ゆえに、地域研究では調査対象の人びとと共に課題解決や新たな価値の創造にとりくむ地域活動を取り入れた「実践的フィールドワーク」が発展してきたこと、そこには地域を多角的・分野横断的にみるという特徴があることを述べた。

そして、アフリカゾウ保護やサヘルの砂漠化防止にかんする地域研究の事例を引用しながら、実践的フィールドワークへの理解を深めた。講義のほかに、次回ディスカッションのための宿題として、「家庭の冷蔵庫からフードロスについて考える」というフィールドワークの課題を設定し、やり方を説明した。これは、社会課題の解決を考える際に、参与観察型のフィールドワークによる実態把握を通して現場からの目線で多角的に考えるプロセスを体感してもらうものである。

第８回は第６回と第７回の講義を下敷として、学生たちに自分の家を冷蔵庫を記録してもらい、そのデータをもとにフードロスについて考えるワークショップを実施した。

（4）第９回～第 11 回［おもに林彦櫻・古川祐貴］

第９回は、林彦櫻が自身の経験に基づき、経営史のフィールドワークの事例を紹介した。経営史は1920 年代のアメリカ発祥の学問であるが、1960 年代日本に導入され、日本の経済史学と融合しながら発展してきた。一般的に企業経営史と産業経営史に分かれているが、林彦櫻は小売業の産業経営史を研究している。産業史の研究では、まず各種の統計データから産業の変遷を把握することが一般的であるが、その大局的な把握を踏まえて切り口を探り、そこから定性的な史料を収集することが多く、その際には資料収集というフィールドワークが必要である。

林彦櫻は東京商工会議所資料室、経済産業省資料室、大阪経済大学図書館等、全国各地で資料収集をした経験がある。現地に資料収集に行く必要性として、タイトルのみでは把握できない資料の中身が確認できること、予想外の資料が見つかることがあること等をあげた。また、資料収集以外に、林彦櫻は研究で日本ボランタリーチェーン協会、福山市、弘前市等各地の商店街に聞き取り調査を実施した経験がある。聞き取り調査は直接研究の素材として使わなくても、仮説を立てる際に重要なヒントを与える点を指摘した。

第 10 回は古川祐貴が３つの観点から授業を展開した。①日本史という学問、②根拠（エビデンス）獲得のための思考クイズ、③新しい歴史的事実を解明するための方法、である。①に関しては、日本の歴史の中で起こった「ありとあらゆる問題」が日本史学の研究対象となり得ることを説明し、新しい歴史的事実を解明するためには、仮説に誰もが納得できる根拠（エビデンス）＝歴史資料を付してあげる必要があることを述べた。②に関しては、架空の事件現場イラストを見せ、真相解明に向けていかなるアクションを起こせるのかを考えてもらった。指名した学生に口頭発表させ、⑴被害者の手に握られた「メモ」を調べること、⑵被害者が飲んだ「ワイン」を調べること、⑶「ワイン」の中に入れられた「毒物」を調べること、⑷現場にいた人物から「証言」を得ること、を引き出していった。そしてこれらを踏まえ③では、

⑴が関連する文献資料（古文書）を読解する【文献史学】であること、⑵が関連するモノ資料を調査する【考古学】であること、⑶が素材を追究する【文化財科学】であること、⑷が関係者の記憶を辿る【オーラル・ヒストリー】であることを確認した。

つまり日本史学は誰もが考え付くような方法で研究をしているのであり、決して特殊な方法を用いているわけではないことを理解してもらった。真相（新しい歴史的事実）解明に向けてあらゆる方法を尽くすこと――それ自体が「日本史のフィールドワーク」であることを伝えて、授業を締め括った。

第11回は第9回と第10回の講義を踏まえ、「私が遺す弘前の「いま」」と題して、学生たちが将来に残したいと考える現在の弘前について検討するワークショップを実施した。

（5）第12回～第14回［おもに佐々木あすか・葉山茂］

第12回は、佐々木あすかが美術史におけるフィールドワークの方法と研究における重要性を講義した。まず美術史という学問分野の特徴や研究方法を紹介し、美術史研究におけるフィールドワークの位置づけを説明した。美術史は美術作品を研究対象とするため、そのフィールドワークは作品の調査、つまり調査対象は人ではなくモノであること、調査によって形状、構造、技法、保存状態などといった作品の基本的な情報を得るために必須のものであることを述べた。

次に、講義担当者の専門である日本彫刻史（仏像）を例に、フィールドワークの歴史とその成果について解説した。そして調査の過程を意識しながら、いくつかの調査事例を紹介した。例えば、調査前の準備段階でおこなう情報取集や、調査の下見、本調査での調査者との議論などを紹介しながら、調査の知見をどのように研究へ生かし、美術作品の価値づけへとつなげていくかなどである。また、調査先では多くの人々と関わることを説明し、調査の機会が単なる作品の知見を得る行為というだけではなく、美術作品の価値づけや作品を守り伝える意味について考えるきっかけの場にもなること、研究を通じて美術作品との向き合い方を学ぶことにもつながることを解説した。

第13回は葉山茂が博物館学・民俗学のフィールドワークを解説した。本講義では①博物館学・民俗学の視点、②モノ（物質）とくらしの関わり、③モノ（物質）をめぐるフィールドワーク現場での観察、④フィールドが照射する「私たち」、⑤語られる「彼ら」の立場の５つに分けて、物質文化を対象として人びとのくらしを検討する博物館学・民俗学のフィールドワークについて外観した。

①では葉山の研究が生態人類学的調査から始まったことを説明し、現代の人と自然の関わりを、人びとの生活実践によって構築される知識の体系としてのエスノ・サイエンスの視点から検討してきたことを説明した。その上で、自然と人の関係をモノとの関係に敷衍する観点としてアクターネットワーク理論を紹介した。そして博物館が実物資料にこだわる場所であり、また実物資料は情報とともにあるべきとする「博情館」の考え方を紹介して、博物館学・民俗学のフィールドワークにおけるこれらの観点の必要性を解説した。

③、④、⑤では自らのくらしを、モノを通してみつめる方法、そして葉山が雲南省でおこなった調査を通じて学んだモノと人の関わりを検討して他者を調べることを通して自己をみつめ直す観点を紹介した。そしてそれでもなお、他者は必ずしも調査を歓待するわけではなく、調査者と調査対象者とは分かりあえない可能性があることを理解した上で、それぞれが声を挙げて違和感を共有する場を設けることの大切さについて解説した。

第14回では、佐々木と葉山の物質文化に関する調査を踏まえて、学生それぞれに自らにとって重要なモノを持ち寄って、互いにそのモノについて聞き取り、他者に説明するワークショップを実施した。これは自分が調査対象者になり、他者に説明される経験を模擬的にするものであり、その経験を通じて感じた違和感や気恥しさなどを共有した。

3 おわりに

今年度の活動は、研究成果を教育に反映して実践し、その成果を検討することを目的としてきた。まだ試行錯誤の段階であり、今後、学生たちにフィールドワークを伝え、活用してもらえるような体制を構築していくには多くの改善が必要であることが明らかになりつつある。今後、フィールドワークの教育手法の検討と、これまでのフィールドワークによる学問領域を構築してきた研究者たちの経験を掘り起こし、教育に反映する手法を検討したい。


弘前大学人文社会科学部
令和5年度 地域未来創生センターフォーラム
市民協業時代における
大学的フィールドワークの
可能性
参加無料
申込不要
当日参加可能
さまざまな立場の人びとがともに学び、新しい実践をつくっていくことを求められている現代に、大学的な問題発見型フィールドワークを活かす方法を考えます。
令和5年
12月16日(土)13:00-17:45
会場 弘前大学人文社会科学部 多目的ホール
〒036-8560 弘前市文京町1 弘前大学人文社会科学部棟4階
お問合せ 弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
青森県弘前市文京町1
TEL 0172-39-3198(平日10:15-17:00)
E-mail irrc@hirosaki-u.ac.jp
対象 一般・行政関係者・学生・高校生（120名）
主催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
地域未来創生プロジェクト
「地域研究の手段としてのフィールドワークの意義に関する多分野横断的検討」
後援：弘前市・東奥日報社・陸奥新報社
弘前大学文京キャンパス
会場
4階
地域未来創生センター

市民協業時代における大学的フィールドワークの可能性

近年、フィールドワークは社会のなかで広く認知され、多くの場所で活用されるようになってきています。一方で、行政や企業などが求めるフィールドワークと大学が求めるフィールドワークの間には観点、得たい結果、手法の点で顕著な違いがみられます。

この両者の違いを確認し、大学のフィールドワーク、人類学とその近接領域を例に大学と地域コミュニティとの関わり方の諸相を概観して、市民協業時代における大学のフィールドワークの可能性を検討します。お気軽にお越しいただき、議論にご参加下さい。

プログラム

12:30	開場	
13:00-13:10	挨拶―飯島 裕胤（弘前大学人文社会科学部長）	
13:10-13:20	趣旨説明―葉山 茂（弘前大学人文社会科学部・准教授）	
13:20-13:55	辻本 侑生（弘前大学地域創生本部・助教） 学術的フィールドワークと、実務的フィールドワークのあいだを考える	
13:55-14:30	近藤 史（弘前大学人文社会科学部・准教授） 津軽塗に創造の余地を取り戻す―塗師・大学・地方公設試験研究機関の協働の試み	
14:30-14:45	休憩	
14:45-15:20	葉山 茂（弘前大学人文社会科学部・准教授） 地域とコミュニケーションする博物館展示をめざした結果：大学と行政と地域が協働して継続的なフィールドワークの場をつくる	
15:20-15:55	内藤 直樹（徳島大学総合科学部・准教授） 四国の山村でフィールドワークしてたら、国連 FAO＠ローマにいた件：基礎自治体＜職員＞のニーズに応える研究の展開	
15:55-16:10	休憩	
16:10-16:25	コメント 1	木村 周平（筑波大学人文社会系・准教授）
16:25-16:40	コメント 2	白石 壮一郎（弘前大学人文社会科学部・准教授）
16:40-17:40	総合討論	
	司会	髙橋 憲人（弘前大学教育学部附属ウェルビーイング研究センター・助教）
	パネリスト	木村 周平（筑波大学人文社会系・准教授） 白石 壮一郎（弘前大学人文社会科学部・准教授） 辻本 侑生（弘前大学地域創生本部・助教） 近藤 史（弘前大学人文社会科学部・准教授） 葉山 茂（弘前大学人文社会科学部・准教授） 内藤 直樹（徳島大学総合科学部・准教授）
17:40-17:45	主催者挨拶・閉会	
総合司会	佐々木あすか（弘前大学人文社会科学部・助教）	

【協力】
科学研究費補助金 基盤研究（B）ソーシャルデザインの人類学的研究：生活・地域・人をどう生み出すか
（課題番号 21H00641）代表：木村 周平
科学研究費補助金 基盤研究（B）富の体現、再配分政治に対する実践とアセンブリ形成：アフリカ都市中間層ボトムの研究
（課題番号 22H03833）代表：白石 壮一郎
科学研究費補助金 基盤研究（C）職人と地方公設試験研究機関の関係史から構想する津軽塗の多様性の復権と技術継承
（課題番号 22K01089）代表：近藤 史
科学研究費補助金 基盤研究（C）漁業者のライフヒストリーにみる地域居住継続の要因
（課題番号 21K01075）代表：葉山 茂

地域未来創生政策科学研究会

李　　永俊[1]

1．目的と概要

地域未来創生政策科学研究会は、弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターと青森県企画政策部の共催による、政策科学に関する連続研究会である。2018 年４月からおおむね年６回のペースで行われ、今年度で６年目になる。

本事業の主な目的は次の３点である。

［１］ 政策の企画立案に携わる県職員に対して、政策に関する学術的知見を幅広く提供すること

［２］ 政策の企画立案に携わる県職員と、政策の現場の実情や課題、これまでの政策の成果などについて情報交換を行うこと

［３］ 将来的には大学教員と県職員の共同研究を促し、地域における政策研究を振興すること

つまり、大学がもつ知識を社会還元するとともに、県職員との情報交換を通じて、地域政策の科学的研究を振興することである。本年も「人口減少対策」と「EBPM（Evidence-based policy making（証拠に基づく政策立案））」をテーマに研究会を実施した。

2．研究報告の要約

第１回研究会

日　時　　2024 年４月 24 日（水）18：00 ～ 20：30

場　所　　弘前大学人文社会科学部４階多目的ホール

プログラム

１．話題提供１：原油価格高騰が公共交通事業者（バス事業者）に与える影響について

（青森県統計分析課・佐藤大晃）

この報告では、地域交通の担い手の一つであるバス事業者が、原油価格の高騰によって、経営にどの程度影響が出ているのかを定量的に把握することを目的として、国土交通省「乗り合いバス事業の収支状況について」のデータにより、実車走行距離当たり経常収支率や運送原価の伸び率への寄与要因について分析し、原油価格以上に人件費の高騰が経営に影響を与えることが示唆された。

２．話題提供２：本県の観光消費額の増減に与える要因について　　（青森県統計分析課・佐藤大晃）

本報告では、本県の観光消費額の増減に与える要因について明らかにすべく分析に当たってのアイディアを受け付けた。アイディアとしては、行動パターンが観光消費に与える影響や電子決済機器利用の可否

[1] 弘前大学人文社会科学部

の影響等が示された。

第２回研究会

日　時　　2024 年 6 月 28 日（金）18：00 ～ 20：30

場　所　　弘前大学人文社会科学部 4 階多目的ホール

１．話題提供１：Welfare Impact of Profit Shifting in an Open Economy　　（弘前大学・潘鋭）

本報告で、貿易自由化と多国籍企業（MNEs）による利益移転が、先進国と発展途上国の経済に与える影響を理論的に分析したものである。特に、MNEs の本社所在地の分布における非対称性を考慮し、租税回避地を介した国際的な租税競争のモデルを構築した。

分析の結果、利益移転による福祉効果は、貿易自由化の進展度合いによって異なることが分かった。貿易自由化が初期段階にある場合、先進国の福祉は向上する一方で、発展途上国の福祉は低下する可能性が示された。しかし、貿易がさらに自由化されるとその効果は逆転し、先進国の福祉が低下する一方で、発展途上国の福祉は向上するという結果が得られた。この非単調な関係は、利益移転が国際税制や貿易政策において慎重な検討を要する要因であることを示している。また、租税回避地の存在は、先進国が貿易自由化の恩恵を享受しやすくする一方で、発展途上国においては税収減少やリソースの浪費を引き起こす可能性があることも明らかになった。

本研究の知見は、貿易自由化や MNEs の活動が国際経済における福祉や経済格差に複雑な影響を及ぼすことを示唆しており、国際的な税制設計や貿易政策の策定に重要な示唆を提供するものである。

２．話題提供２：観光客の年間消費がもたらす県内産業への経済波及効果について

（青森県統計分析課・加藤春花）

本報告では、コロナ禍後の観光需要が、どの程度県内経済に影響を及ぼしたかに焦点を当て、産業連関表を用いて経済波及効果の推定を行った。その結果、2022 年の 1 年間に観光客の消費がもたらした県内産業への経済波及効果は総額約 1,962 億円、うち粗付加価値誘発額約 1,059 億円は、県内名目 GDP（2021 年度）の 2.37% に相当、雇用効果として、従業者約 21,469 人、雇用者約 17,378 人を誘発することが分かった。宿泊客と日帰り客の費目別消費割合を比較すると、生産波及力の高い産業である「飲食料品」、「その他の製造工業製品」、「運輸・郵便」の財・サービスは、宿泊客よりも日帰り客の方が割合としては多く消費していた。観光消費による県内経済への波及効率性は、日帰り客の方が（若干）高い可能性を示唆した。報告に対しては、青森県の観光関連産業の従業者数は全体の何割を占めるか、またその生産性や客単価の向上戦略について議論されたほか、地域ごとの宿泊施設のキャパシティや従業員数にも注目してみること、県内外からの観光客の動向を把握し、北海道の観光市場などとの関連性についても分析してみることがアドバイスされた。

３．話題提供３：青森県への UI ターン移動に関する分析　　（青森県統計分析課・佐藤大晃）

本報告では、本県の高校卒業者に関する概況として、大学等進学率は 53.5％と高く、半数以上が進学している一方、就職率は 23.7％と低くなっていること、県外への就職先では首都圏が最も多いものの、コロナ禍以前と比べて減少し、代わりに東北地方での就職が増加していること、進学先では県内大学等が最多で、県外では首都圏への進学割合が減少し、東北地方が増加していること、コロナ禍で一時的に本県への転入者数は増加したが、その後減少に転じており、特に首都圏からの転入が減少し、宮城県からの転入が増加していることを明らかにした。転入者の動向を分析すると、コロナ禍による転出行動の抑制や、コロナ後の転入者数減少の影響があること、UI ターン別では、男女共に首都圏や宮城県からの U ターンが多く、特に就職や 20 代の退職による U ターンが顕著となっていることなどを明らかにした。報告に対して

は、人口移動統計調査の質問項目の拡充や月別の就職・転職トレンドの分析、自発的・非自発的Uターンの区別の必要性や、有力な製造業の立地や県内産業構成の調整がUターン促進、具体的な地域区分での分析や、Uターン意向と就職先選定の関係性を調査することがコメントされた。

第３回研究会

日　時　　2024年9月27日（金）18：00～20：30
場　所　　弘前大学人文社会科学部4階多目的ホール

１．話題提供１：所得向上・労働力不足に関する分析　　（青森県統計分析課・佐藤大晃）

本報告では、本県の労働市場は人口減少により働く人の絶対数が減少し、就業者数も減っているため企業は労働力不足に直面しており、物価高騰により実質的な給与の伸びは抑えられていること、新規学卒者の基本給も上昇傾向にありますが全国平均と比べると低い状態が続いていること、賃金の上昇には労働生産性の向上が重要だが、本県では就業者数の減少が分母となり労働生産性は上がっているものの、付加価値の増加によるものではないことなどを明らかにした。報告に対しては、インフレ率や資本ストックの考慮が不足し、短期的な分析に偏っているという指摘やフィリップス曲線の傾き復活や中小企業の借入金政策の考慮の必要性、最低賃金の影響、大企業の賃上げ、特許の少ない青森県の市場支配力についての考察や、労働力不足が市場の効率化という誤解を避け、資本が課題であることを明確にし、産業構造の分析も加えるべきとコメントされた。

２．話題提供２：除雪優先道路としての病院と門前薬局ネットワーク解析　（慶應義塾大学・大友翔一）

除雪の優先度を考えるときには様々な問題を考慮する必要がある。特に、除雪費用を削減するだけであれば、交通量の多寡や主要生活道路の優先度に合わせればよい。しかし一方で、除雪が遅延することで本当に困る者は誰なのか、日常生活を自力で維持することが困難になる者はどこにいて、どこに行く必要があるのか勘案することは必須である。そして、医療機関にはそうした人々が多く集まるであろう。今年度の筆者の報告は、医療機関と門前薬局の最短経路検索の軽量計算手法を提示した。だが、医療機関周辺の除雪優先度を高くする場合でも、幾つか方法が考えられる。例えば、病院と門前調剤薬局間の経路を必須とする場合や、病院のから徒歩５分圏内程度、あるいは救急車の通る箇所等である。

ここで、あえて救急車の通り道とせず、箇所としたのは、実は除雪の問題は、除雪よりも排雪や雪塊に関する要望の方が多いためである。つまり、実際には降雪時の問題は優先度ではなく、除雪した雪をどこに置けば支障が少ないかが本質である。特に、雪は降ったあと日が経つにつれて重くなり、また凍結の可能性もある。そうした点を加味して、今後はどのような方法で除雪をすることが望ましいのかという点を考えていきたい。

第４回研究会

日　時　　2024年11月27日（金）18：00～20：30
場　所　　弘前大学人文社会科学部4階多目的ホール

１．　話題提供１：本県観光産業の現状と課題について　　（青森県統計分析課・加藤春花）

本報告では、観光サービスの需要と供給に関連する様々なデータから、本県観光産業における現状と課題について分析を行った。分析結果として、国内観光客においては、需要がコロナ前の水準に回復しつつあるものの、近年の物価上昇等により節約志向となっており、旅行にかけるお金や時間はそれほど増えていない一方で、インバウンドにおいては、円安等の影響でコロナ前を上回る水準で回復しており、県内では韓国・台湾の定期便再開などによって、今後さらなる需要の増加が期待されること、また、雇用におい

ては、変動の激しい観光需要に合わせて労働力を調整するため、非正規雇用の割合が高く、労働力の定着率が低いことから、労働生産性が上がりにくく、結果として賃金水準が低くなっており、サービスの特性上労働時間が長いなどの雇用環境の厳しさも相まって、深刻な人手不足となっていること、などが分かった。報告に対しては、データを可能な限り宿泊業と飲食サービス業に分けることや、宿泊施設の規模や形態も労働生産性に影響している可能性があるため、先行研究を参照すること、宿泊料金などの価格の動きにも着目してみることなどがアドバイスされた。

2．話題提供２：地方大学生の地域間移動の決定要因について　（弘前大学・李永俊）

本報告では、「青森創生人財育成・定着推進協議会」で行われた県内 16 高等教育機関に在籍する 13,957 人を対象に実施された「学生の意識調査」の中間分析結果を紹介した。分析の主な結果は以下の通りである。①母親の県内出身ダミーと小中高での地域イベント参加経験は、地元意識を有意に高める要因であることがわかった。②地元への愛着と離れることの困難さは、地元定着に正の有意な効果を持っていることが明らかになった。③初任給水準と雇用機会が市場条件として重要な要因であることが示された。④階層別分析の結果、経済的に豊かな家庭の若者は地元への愛着が定着に大きく寄与している一方、経済的に厳しい家庭の若者では初任給水準が定着において最も重要な理由であることがわかった。この結果から、地域への愛着を高める教育の拡充と困窮家庭への的確な経済的支援が、幅広い層の若者の県内定着に寄与する可能性が示唆される。

第５回研究会は、2024 年２月末に開催される予定である。

4

地域のなかの松丘保養園の再発見：生活誌・自然景観・身体経験を通して

白石壮一郎[1]
澤田大介[2]
木村直[3]
廣瀬俊介[4]
田原範子[5]
岩谷洋史[6]

はじめに

近代以降の日本国内のハンセン病政策においては、戦後早い時期に治療薬が導入されてからも1907年以来続けられた隔離政策が継続して採られ、1996年にその根拠法であった「らい予防法」が廃止されるまで全国に13箇所ある国立療養所は法の下の隔離施設として機能してきた。世界的には1950年代から隔離政策離れがすすんだなか、日本国内では2001年の熊本地裁原告側勝訴、すなわち「らい予防法」の違憲判決に至るまで、ハンセン病問題をめぐる当事者らの闘いの歴史は長きにわたったのである。

このようなハンセン病問題の歴史について、国立ハンセン病資料館（東京都東村山市）による国内でのハンセン病の歴史の編纂と普及・啓発活動はこれまで一定の成果をおさめてきた。各地域においても各療養所の社会交流会館を拠点として、普及・啓発活動はおこなわれている。本学においても、青森市の松丘保養園との協働は医学部の専門的見地からの人的交流があるほかに、人文社会科学部や教育学部の学生スタディー・ツアーがおこなわれているし、2023年度には人文社会科学部元教員からの関連図書寄贈もおこなわれた[7]。

一方で、各地域の療養所における生きられた歴史については社会学や文学、近現代史などの分野での研究がすすんでいるものの、そのなかで暮らした人々の生活の記憶・記録を残し、編纂していく作業はまだ途上にあるといえる。

1 背景と目的

2023-24年度の2年間にわたるこの共同研究プロジェクトは、資料館企画展示やフォーラムでの議論を通して、国立療養所松丘保養園（青森市石江）の記録と記憶を、将来の社会遺産として意味づけていく公

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] 松丘保養園社会交流会館
[3] 東京藝術大学大学院
[4] 風土形成事務所
[5] 四天王寺大学
[6] 姫路獨協大学

[7] 近年のスタディー・ツアーについては、本学人文社会科学部経済法律コースの平野潔教授が課題教育プロジェクトで学部生と隔年で訪問、教育学部社会科教育講座の小瑤史朗教授が学部生と訪問している。また、人文社会科学部の城本るみ元教授は、2023年に関連図書270冊を社会交流会館に寄贈している。

的かつ学際的な議論の場を創ることが目的である。そのほか本共同研究のコンセプトなど詳細については昨年度の本誌第 10 号における報告、およびこの報告の末尾に添付した 2024 年度オープンキャンパスにて展示したスライドを参照されたい。

昨年度の活動の中心は大学資料館企画展だった。今年度の活動の中心は、フォーラムの開催、ならびに２年間の共同研究を踏まえた研究報告書の執筆と編纂、本誌における特集論文の執筆である。研究報告書および特集論文は本体をお読みいただくとして、この報告ではおもにフォーラムについて報告することにしたい。

2 実 施 内 容

2024 年 11 月 9 日（土）、人文社会科学部棟 4 階多目的ホールにて、地域未来創生センターフォーラム「ライフ・ドキュメントの継承へ：国立療養所の歴史化に際して」を開催した。プログラムは以下のとおりである。

- 開会のあいさつ　飯島　裕胤（弘前大学人文社会科学部学部長）
- イントロダクション　白石壮一郎
- 報告１「ハンセン病経験者にとっての記憶と場所」　廣瀬　俊介
- 報告２「宗教団体、サークル活動、地域住民からみた松丘の記憶の広がり」　澤田　大介
- 報告３「ハンセン病療養所に纏わるアート作品の価値：人間を書く上に於ける一つの「場合」」　木村　　直
- 報告４「松丘保養園に暮らした人びと：声を文字にする試みをとおして」　田原　範子
- パネルディスカッション「ライフドキュメントの継承へ？」　ディスカッサント：岩谷　洋史
- 閉会のあいさつ　平野　　潔（弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター副センター長）



写真　飯島学部長による開会あいさつ

共同研究のフォーラム主題をこのように設定した意図は、次のとおりである。ハンセン病回復者らの暮らす国内 13 箇所の国立療養所はすでに超高齢化の時代を迎えており、例えば松丘保養園は 2023 年 4 月時点で入所者平均年齢が 88 歳を超えている[8]。客観的にみて療養所としての機能は 10–20 年後に終えることになるのは明白であり、この状況をもって、どのように国立療養所を歴史化していくかということが問題

[8] 松丘保養園の web サイト（2024 年 12 月 22 日閲覧）。

としうるだろう[9]。

この共同研究では松丘保養園の「生活の記憶の継承」を一貫して議論しようとしており、その理念はこのフォーラムのテーマにも込められている。ライフ・ドキュメントとは、ある人や人びとの人生・生活の記憶を想起させるモノの総称とし、具体的には書面に限らず映像や写真、作品、自然物や場所・風景などもふくめた広い意味をもたせた。

国立ハンセン病資料館は、すでに1873年の病原菌発見から2001年熊本地裁における原告側の国賠訴訟勝訴による裁判闘争勝利までの歴史をいくつかの角度から照らし出し、日本のハンセン病政策問題の「正史」と呼ぶにふさわしい常設展をもつ。また、さまざまなトピック・観点からの企画展も数多く開催してきた。

しかしながら国内各療養所の個別の歴史、個別の療養所に暮らしてきた人びと(患者･回復者ら、スタッフら）が築いてきた生活世界に接することができるコンテンツを残していく可能性についてはまだ考える余地がある。たしかに社会学・文学研究ではライフヒストリーの収集、自治会発行の機関誌を対象とした文献研究などがこれまでにおこなわれてきたし、国立ハンセン病資料館には療養所で暮らした人々の美術作品などが一部残されている。しかし、各療養所に遺された膨大なモノ、生活の痕跡、場所の記憶などのライフ・ドキュメントはこのままだと失われる一方である。松丘保養園について扱われた研究はいまだ多数とはいえないのである[10]。

ただし、この共同研究は具体的なライフ・ドキュメントの保存と継承の具体的・技術的方法や、そのための予算を獲得した実践を守備範囲としていない。そのためには別途大きな予算の別プロジェクトを必要とするだろう。そうではなく、この共同研究では、その前提となる理論的な基礎づけをおこなうべく、社会学・文学研究・文化人類学のみならず、博物館学・景観地理学および美学・芸術学をふくむ人文社会科学の知を応用して議論することを目的とした。

3　意義・反響など

本研究プロジェクト（2023／2024年度）は、人文社会科学に軸足を置き、学外研究者・専門家との学際的な連携、および地域・市民社会への効果的アウトリーチをねらっている。今年度のフォーラムではおもに弘前市内外の市民にむけてのアウトリーチがねらいだった。当日の参加者数は20名。こちらの準備不足で事前の広報に出遅れがあり、参加者数じたいはふるわなかったが、このフォーラムのために秋田県からお越しの方、松丘保養園の入所者の方からも参加があるなど、アウトリーチとしてのある程度の成果はあった。

共同研究メンバー各々は、前掲のプログラムのとおりこの２年間の研究成果を口頭発表した。そこで示された各具体的事例の内容は参加者の関心を得ており、有意義な成果の共有ができたと思う。いっぽうで、それらを題材にした議論そのものについては、文化人類学が提出してきた当事者・当事者性をめぐる抽象的な議論に時間を割いてしまい、こうしたアウトリーチ目的のフォーラムにおいてその議論の重要性を伝えるにじゅうぶんな時間の確保への配慮が欠けていた[11]。このフォーラムでは、一般的に「社会問題･人権問題・差別問題」として認識されているハンセン病政策問題を、たんに広く知らしめるという啓蒙に終わらず、上述した記憶と歴史化の問題として議論するということが開催者のねらいだったが、その目的

[9] もっとも、日本におけるハンセン病問題の歴史は、2024年6月に家族補償期間の延長が参議院で決定されるなど継続中である。また、松丘保養園をふくめて現在の国立療養所は一般診療（外来）にも開かれている。

[10] 田原範子はこれまでにいくつかのライフヒストリー聞き書きやモノグラフ的な論考を刊行している［田原 2018、田原 2021、Tahara 2022など］。また、小林彗子は全国の他の国立療養所の入所者の聞き書きと合わせ、松丘保養園の歴史をも対象とした単著［2011］を上梓している。廣瀬俊介は、自然環境や景観への地誌学的観点から、廣瀬ら［2019］、廣瀬［2022］などいくつかの口頭発表をおこなっている。また、本学においては白石（人文社会科学部）が諏訪淳一郎（国際連携本部）と担当した2020-2021年度社会調査実習において、学部生と松丘保養園自治会機関誌『甲田の裾』の1960–70年代のバックナンバーをレビューする調査をおこなっている［社会調査実習しらかば班 編 2021および2022］。

[11] このことのおもな責任は、ディスカッサントの投げかけを受けてこの点について概説を始め、議論を引き延ばした白石による。

がじゅうぶんに達成されたかどうかは疑問が残る。この点は、本ジャーナルの特集論文および今年度末に発行する共同研究報告書によって補うこととしたい。

＜参考文献＞

小林彗子［2011］『ハンセン病者の軌跡』同成社。

社会調査実習しらかば班 編［2021］『短歌から読み解く療養所の生：機関誌『甲田の裾』と松丘保養園』、弘前大学人文社会科学部地域行動コース。

社会調査実習しらかば班 編［2022］『「不治の病」から「治す病気」へ：松丘保養園『甲田の裾』からみる療養者の「戦い」』、弘前大学人文社会科学部地域行動コース。

田原範子［2018］「「療養所も人間の生きる社会」：滝田十和男さんのライフヒストリー（1）」、『四天王寺大学大学院研究論集』12 号、pp. 49-66.

田原範子［2021］「自由への意思としてのモビリティ：松丘保養園における生活実践から」、松田素二・安部利洋・井戸聡・大野哲也・野村明宏・松浦雄介 編『日常的実践の社会人間学：都市・抵抗・共同性』、山代印刷株式会社出版部、pp. 158-172.

TAHARA, Noriko［2022］'Conviviality Created through Resilience: Cultivating the Imagination of 'Different Others' in the Leprosaria of Japan'. In Enomoto, Tamara, Marlon Swai, Kiyoshi Umeya & Nyamonjo B. Francis Eds. *Bouncing Back: Critical Reflections on the Resilience Concept in Japan and South Africa*. Langaa RPCIG.

廣瀬俊介・川西健登・石川勝夫・逢坂淳・奥脇嵩大・西村慎太郎［2019］「ハンセン病経験者の生活史に学ぶ持続的な生活環境の形成」、『日本地理学会発表要旨集』、2019 年度日本地理学会春季学術大会。

廣瀬俊介［2022］「ハンセン病療養所の災害地誌学的研究:国立療養所松丘保養園を例として」、『日本地理学会発表要旨集』、2022 年度日本地理学会秋季学術大会。

2024 年度オープンキャンパスでの展示スライド

弘前大学人文社会科学部 地域未来創生センター研究プロジェクト（2023-2024）

地域のなかの
松丘保養園の再発見

生活誌・自然景観・身体経験を通して

1

ハンセン氏病と国立療養所

●青森市石江に、国立療養所 松丘保養園（まつおかほようえん）がある。ハンセン氏病のための療養施設である。同様の国立療養所は、現在国内に13箇所ある。



出所：厚生労働省webサイト https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/hansen-doctor/facilities.html

2

ハンセン氏病と国立療養所

●ハンセン氏病は、感染力が微弱な伝染病であり、1873年にノルウェーの医師ハンセンによって病原菌が発見された。

●末梢神経に影響をおよぼす感染症であり、手足や顔面など外貌の変化をともなうため、古来より世界で奇病として恐れられ、差別の対象となってきた。

●国内では1907年に最初の隔離法制である「癩予防ニ関スル件」が制定された。これにより1909年、全国5箇所に公立の療養所が設立された。療養所長には懲戒検権が与えられた。「癩（らい）」はハンセン病の古い呼び名である。

●1931年、新たに「らい予防法（旧）」が制定され、これにより療養所が順次国立となった。隔離政策は強化され、衛生局が全国的に市町村で聞き込みをおこない、患者を特定して入所を促す「無らい県運動」がおこなわれた。

3

隔離政策の長期化

●1943年、アメリカで治療薬「プロミン」が開発される。国内でも日本国憲法が定められた1947年に治験がはじまり、1949年にはプロミン使用費が国家予算に組み込まれた。これにより、以後〈不治の病〉だったハンセン氏病は〈治す病気〉となった。

●また、戦後国内の公衆衛生状態がよくなったことで、新規の感染者は減少し、ほとんどいなくなった。1958年の国際らい会議（東京）では隔離政策の全面廃止の推奨が決議され、1963年の同会議では隔離政策廃止の必要性が強調された。

●この世界的潮流のなか日本のハンセン氏病隔離政策は長期にわたり、「らい予防法」が廃止されたのは1996年である。同年に厚生大臣がこの法律の廃止の遅れを謝罪した。

●2001年、熊本地裁で患者・療養者ら原告団が国賠訴訟に全面勝訴。長期化した隔離政策の違憲性がみとめられた。同年に補償法成立。

4

当事者運動の歴史

●長期化した隔離政策は、療養所入所者たちの人生を劇的に変えてしまった。療養所のなかでの一生。

●また、療養所内での療養者らの処遇も人権問題として告発されてきた。①医療とケアの体制（医療スタッフは長年不足状態で、軽症者が重症者をケアする「患者作業」に支えられた体制がつづいた）、②不妊手術（所内結婚の条件とされていた）、③所長権限による懲罰（草津に重監房が設置された）の3点がおもなものだ。

●「全国らい療養所患者協議会（全患協）」は隔離法制の廃止、所内人権問題の改善などをめぐって運動をつづけた。1953年に「らい予防法（新）」に改定され、隔離法制の継続が決まり、以後の運動は長期化していき、ようやく1996年の同法の廃止にいたる

●こうした運動の歴史は多くの書物に残されており、厚生労働省や国立ハンセン病資料館、各国立療養所のホームページでも知ることができる。

5

国立療養所にかんする研究

●人文・社会科学面からの国立療養所をめぐる公的言説は大きく2つの文脈に属している。第1は、前述の隔離政策との闘争という文脈であり、おもに国賠勝訴にいたるまでの当事者自治会（全患協）や支援者を中心に形作られてきたものである（正史）。

●第2は、社会学者を中心に形成されたものであり、機関誌など公刊された文献調査と当事者へのインタビューによって、療養所内の社会や当事者諸個人の自我を、全体社会の構造的差別との連関のもとで捉えようとするものである（学術上の議論）。



6

この共同研究のねらい

●本研究プロジェクトは、資料館企画展示やフォーラムでの議論を通して、国立療養所松丘保養園（青森市石江）の記録と記憶を、将来の社会遺産として意味づけていく公的かつ学際的な議論の場を創ることが目的である。

●とくにフォーカスするのは、入所者らの日常生活における記憶と記録である。100年を超える集団生活の場としての松丘保養園での記憶と記録を、現在の松丘保養園と地域（青森県、青森市石江）との関わり、あるいは地理景観的な環境もふくめ、将来の社会遺産としての松丘保養園について考える場をつくっていく。

●入所者の超高齢化の時代を迎え、10–20年後にはその役割を終えるであろう国立療養所の社会的な記憶を残していくことは、将来の歴史・社会遺産としての同園の価値を創っていく基礎となる。

7

この共同研究のねらい

●弘前大学人文社会科学部を拠点に構築されたネットワーク。全国の大学に所属する、学際的な共同研究のメンバーによるプロジェクト。

- ●白石　壮一郎（代表；　文化人類学、弘前大学）
- ●田原　範子（社会学、四天王寺大学）
- ●木村　　直（写真家・アーティスト、東京藝術大学博士課程）
- ●廣瀬　俊介（風土形成事務所／東京大学）
- ●岩谷　洋史（文化人類学、姫路獨協大学）
- ●澤田　大介（学芸員、松丘保養園社会交流会館）
- ●伊地知紀子（2023年度のみ参加；　社会学、大阪公立大学）

8

大学資料館での企画展（2023）

●弘前大学資料館第33回企画展「ダイアローグ：松丘保養園と出会う」　会期：2023年12月-2024年1月

●松丘保養園の入所者２人の絵画作品（成瀬豊）・陶芸作品（伯龍）、および共同研究メンバーによる松丘保養園敷地内外の写真作品（木村直）・風土スケッチ作品（廣瀬俊介）を展示、文化人類学・社会学の研究者（田原範子・白石壮一郎）、学芸員（澤田大介）によるテキストハンドアウトで構成。





9

大学資料館での企画展（2023）



●この企画展は、web版『美術手帖』（美術出版社）の「有識者が選ぶ2023年の展覧会ベスト3」（国際芸術センター青森学芸員 慶野結香 選）に選ばれた。

10

学部実習、社会交流会館

●松丘保養園については、弘前大学人文社会科学部が地域行動コース、経済法律コースなどの実習で見学や文献調査をおこなうほか、医学部や教育学部においても見学や実習などで関わりをもってきた。

●松丘保養園は、JR新青森駅から徒歩で15分。敷地内の社会交流会館は関連図書や機関誌を配架している資料館であり、学芸員の澤田大介さん（人文社会科学部出身）を窓口に訪問することができる。

●澤田さんによるミュージアムトーク「松丘保養園のあゆみ」（YouTube掲載）

https://www.youtube.com/watch?v=hxsYNb5v8pM&t=24s

11

ライフドキュメントの継承へ

国立療養所の歴史化に際して

弘前大学人文社会科学部
地域未来創生センターフォーラム

ハンセン病の回復者の方がたが暮らす全国13箇所の国立療養所は、超高齢化の時代を迎えている。たとえば青森市石江にある松丘保養園（1909年設立）の入所者は48名、平均年齢は88.9歳である（2023年4月現在）。将来にむけて日本のハンセン病問題および国立療養所の記録と記憶をどのように継承していくかが、喫緊の社会課題といえる。

本フォーラムは、療養所の「生活の記憶を継承する」ことをテーマに掲げる。療養所における生活記録（ライフドキュメント）から、われわれはどのようなことを読み取れるのか。また、生活記録といえるものの範囲はどこからどこまでなのか。そして、市民がそれらにアクセスできるミュージアム展示とはどのような可能性をもっているのか。これらの議論の端緒をつくることが、このフォーラムの目的である。

白石　壮一郎（弘前大学）
岩谷　洋史　（姫路獨協大学）
木村　直　　（東京藝術大学）
澤田　大介　（国立療養所松丘保養園社会交流会館）
田原　範子　（四天王寺大学）
廣瀬　俊介　（風土形成事務所／東京大学）

2024年11月09日（土）13:00-17:00
会場　弘前大学人文社会科学部4階　多目的ホール

参加無料・事前申込み不要（どなたでもご参加いただけます！）
問い合わせ先　0172-39-3198（地域未来創生センター）
E-mail：irrc@hirosaki-u.ac.jp

ライフドキュメントの継承へ

国立療養所の歴史化に際して

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターフォーラム

2024年11月09日（土）13:00-17:00
於　弘前大学人文社会科学部4階　多目的ホール

ライフドキュメント（documents of life）とは、ある人や人びとの人生・生活の記憶を想起させるモノの総称である。全国の国立療養所と同じく、青森市石江にある松丘保養園もまた、あまたの文芸作品や記事を載せた入所者自治会による機関誌『甲田の裾』があり、通巻705号をかぞえる［1930年創刊−2021年休刊］。絵画や陶芸など入所者によるさまざまな作品も残されている。きちんと年月が記録されたものから撮影時期不詳のものまで無数の写真がある。そして、もともと公開される意図のなかった葉書・書簡や日記・ノートなどの手記。それだけではない。松丘の敷地とそれをとりまく地域の地理景観や環境自体が、松丘での生活とともにあったはずだ。

松丘で暮らした人や人びとの人生・生活の記憶を想起させるモノ。では、ライフドキュメントとは誰が・どのように見出すものなのだろうか。それはハンセン病を患った経験をもつ「当事者」だけのものなのか。働いた人びとや関わった人びと、これから関わるかもしれないわれわれにとって、松丘における生活の記憶を分有することは可能なのか？もしも可能なのだとすれば、それはどのような場において？

これらのことが、このフォーラムを通して議論されるべきことだろう。以下４つの報告では、なんらかの結論が述べられるわけではない。ここに提出されるのは、こうしたことを考え始めた報告者による中間報告であり、フォーラムでの議論にひらかれている。

PROGRAMME

12:30　開場
13:00　開会のあいさつ　飯島 裕胤（弘前大学人文社会科学部　学部長）

13:10　イントロダクション　白石壮一郎（弘前大学人文社会科学部）

13:40　報告1
「ハンセン病経験者にとっての記憶と場所」　廣瀬 俊介（風土形成事務所／東京大学）

14:15　報告2
「宗教団体、サークル活動、地域住民からみた松丘の記憶の広がり」
澤田 大介（国立療養所松丘保養園社会交流会館）

－　休憩　－

15:00　報告3
「ハンセン病療養所に纏わるアート作品の価値：人間を書く上に於ける一つの「場合」」
木村　直（東京芸術大学大学院修士課程）

15:35　報告4
「松丘保養園に暮らした人びと：声を文字にする試みをとおして」
田原 範子（四天王寺大学社会学部）

16:15　パネルディスカッション
「ライフドキュメントの継承へ？」
ディスカッサント：岩谷 洋史（姫路獨協大学人間社会学群）

16:55　閉会のあいさつ
平野　潔（弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター　副センター長）

自然栽培を用いた農業の持続的な経営及び伝播を行うための施策

加藤惠吉[1]
黄孝春[1]
内藤周子[1]
商哲[1]
V.カーペンター[2]

はじめに

当研究グループは、これまで自然栽培法による農業を継続的に営み、六次産業化までを含めた事業における生産・流通・販売を実践し経営を行っている企業、団体の持続可能性への取り組みが、同業者や地域経済に与える好ましい影響と課題を明らかにしてきた。そして、これまで数百名規模の参加者を集めたフォーラムやシンポジウム、ワークショップを本学部の支援、牧誠財団等の支援をいただき研究活動を行ってきた。

2024年度の研究プロジェクトは、引き続き各地域において自然栽培法と呼ばれる無肥料、無農薬にて農業を営み、事業収益をあげている農家・企業等の取り組みについて焦点をあてた。

本年度も、自然栽培農業者及び地域社会にどのように貢献するか、研究メンバー各自の学術的観点により明らかにしていくことを目的に調査、研究を行った。そして、今年度も多くの参加者が集うシンポジウムをZoomにて開催し、多くの関心のある個人、農業者、企業の方84名の参加を得た（参加申し込み数148名）。

1．背景と目的

本研究チームの目的は、無肥料、無農薬による自然栽培農法を中心とする農業生産法人等の経営に関する、生産・流通・販売等の課題に注目し、農家、農業生産法人・団体の経営マネジメントが、日本全国の自然栽培農業者及び社会に経営学的見地からどのように貢献するか、明らかにすることである。

本研究チームは全国における自然栽培農家や関係者を取材し、その実践活動についてさまざまな形で発信してきた。2024年度は、2025年1月12日にシンポジウムをZoomにて開催した。その開催趣旨は、長らく続く円安や物価高による化学肥料や農薬の高騰で慣行栽培のコメ農家の経営が一段と苦しくなっている背景がある。コスト引き下げなどで活路を求めているが、現状は厳しい。一方、有機農業や自然栽培といった異なる農法へ転換しようとする農業者もいるが、これまで自然栽培農業にかかわりのなかった方々にとっては難しい。

このような需要に応えて設立されたのが自然栽培農学校である。今回はこれらの２つの自然栽培農業を実際に行っている関係者に登壇いただきシンポジウムを開催した。 １つは北海道の村松法律事務所の

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] 弘前大学人文社会科学部（客員研究員）

村松弘康弁護士によって開校され2024年度で13期生を送り出したHokkaido木村秋則自然栽培農学校の関係者。もう1つは2021年に創設された全国各地で 自然栽培農学校を運営している一般社団法人シゼンタイ全国循環型社会協議会の農業教育部門「シゼンタイ」の関係者にお願いした。 そして、自分たちの取組を紹介していただいたうえで自然栽培の人材育成とその課題について探り、自然栽培に関心のある方々に価値のある情報を提供した。

2．実施内容（今年度の活動の概要）

本プロジェクト遂行に当たっては、千葉県佐倉市佐倉自然栽培農学校、千葉県芝山町芝山自然栽培農学校にて調査を行った[3]。

また、メインイベントであるシンポジウムは、最初に黄･加藤で自然栽培による農業の紹介と開催趣旨、関連研究の進行状態について講演を行った。そして、自然栽培農学校の関係者の２つの講演を開催し、最後に自然栽培の大家であり、NHKや映画にもなった「奇跡のりんご」で有名な木村秋則氏に全体の講評をお願いした。

講演の１つは北海道の村松法律事務所の村松弘康弁護士によって開校され、2024年度で13期生を送り出したHokkaido木村秋則自然栽培農学校の武田義和氏にお願いした。また、次に2021年に創設した一般社団法人シゼンタイ全国循環型社会協議会の農業教育部門「シゼンタイ」で、全国各地で自然栽培農学校を運営する佐伯康人氏からバトンタッチした板東諭氏に講演をお願いした。

本稿では2025年1月12日のシンポジウムの内容について記載するとともに、今後は農業従事者・関係者と成果を共有し、地域社会の自然栽培ビジネスを下支えしていくとともに当研究グループのプロジェクトを通して、自然栽培法を用いて農業を営む農業関係者の戦略やマネジメントを分析することでいかに供給を喚起するかという問いに応えられるように調査、分析を行い広く貢献していく。

3．研究調査・発表

2024年度の調査活動を紹介する。

「研究調査」

- 黄孝春、ヒアリング調査「佐倉自然栽培農学校（千葉県佐倉市）」
 2024年11月17日
- 加藤恵吉、ヒアリング調査「芝山自然栽培農学校（千葉県芝山町）」
 2024年11月24日

「研究発表」

- 商哲・加藤恵吉・黄孝春「自然栽培における価格決定の特徴の解明：原価計算の視点から」日本原価計算研究学会第50回記念大会（於：明治大学駿河台キャンパス）
 2024年9月1日

「ディスカッションペーパー」

- Shang, Z., Huang X., and Naito S. 2024. Examining the Management Controls Mechanisms between Farmers and Sellers in Natural Farming. Melco Management Accounting Research Discussion Paper Series. DP番号：MDP2024003

「研究公開シンポジウム」

上記のインタビュー調査、市場調査、シンポジウム他を基に、査読誌等への投稿、最終著作物の出版へ

[3] 3．研究調査・発表参照

向け今後、本研究グループは研究を進めていくことになるが、2025年1月13日に開催したシンポジウム方から2つをピックアップして概要を述べる。

1）　Hokkaido 木村秋則自然栽培農学校運営局長の武田義和氏（写真1）は「自然栽培　理想と現実の狭間で」というタイトルで講演いただいた。

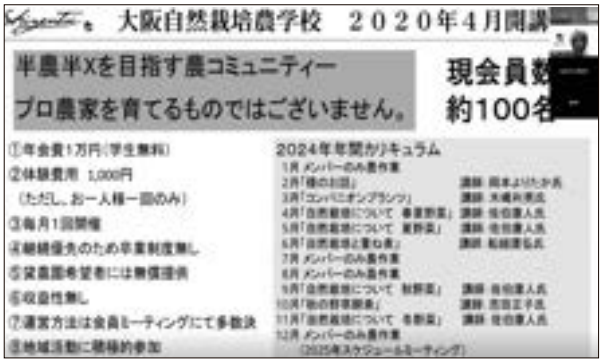


（写真1）「講演する武田義和氏（Zoom参加）」

武田氏は農学校での自然栽培農作物の栽培・販売について述べ、同農学校には、自然栽培の学びの場として、北海道から沖縄まで全国からの参加者があることや、設立者でもある村松弘康弁護士との関係や木村秋則氏との関係を語られた後、多様な授業で自然栽培の技術と環境への考察を深め、持続可能な農業を実現していくことを述べた。また、同農学校は栽培技術の習得や環境との調和や他の有機農家との比較学習や環境問題に対する座学を通じて、農学校の学生は自然栽培以外の視点からも農業を理解し、多角的な知識を得ることができるとした。

同農学校の経営改善に当っては、販売戦略の転換を図りマルシェでの直接販売を中止し、オンライン販売を軸としたことで売れ残りはゼロになったことを述べた。さらに、同農学校の経営にあたっては農場での生産物に対してBtoB契約や障がい者雇用を実現する農福連携で就労支援を行っていることを述べた。また、6次産業化を行って農業生産品の付加価値創出を目指し自然栽培で栽培したブドウによるワイン製造を行ったこと。そして、札幌に醸造所を設立し製品化されたワインは高評価を得ていることなどを紹介し6次産業化を進めていることなどを講演された。

2）　一般社団法人シゼンタイ全国循環型社会協議会理事で大阪自然栽培農学校設立メンバーの板東諭氏（写真2）は元々の講演者であるシゼンタ代表佐伯康人氏に代わって急遽発表者となったが「国民総農業 総自然栽培―自然栽培に関わる人を育て続けます―」というタイトルで講演いただいた。板東氏は所属する大阪自然栽培農学校について講演された。



（写真2）「講演する板東諭氏（Zoom参加）」

同農学校は2020年4月開講で現会員は約100名で毎月佐伯康人氏や他の講師を招き、春夏野菜、夏野菜、秋野菜、冬野菜などをカリキュラムとして開講していることを述べた。

また、農学校設立に当っては10名からスタートし、開講前に大阪府箕面市の耕作放棄地を農学校用地として確保し、草刈り耕うん作業を経て同年に開講にこぎ着けたこと。

同農学校の取組等について箕面市市長の訪問を受けたこと、また高齢化する中山間部の方々と交流し毎年、地域の水路清掃活動を行っていること、そして、箕面市とも契約し2024年12月に箕面市学校給食に自然栽培かぼちゃを登場させたことなどを語


（写真3）「講評を述べる木村秋則氏（於：弘前大学）」

り、農学校の運営状況について講演いただいた。

最後に、木村秋則氏（写真３）から自然栽培農学校運営についての講評や、自然栽培の今後について貴重なお話しをいただいてシンポジウムは終了した。

４．お　わ　り　に

以上、当研究プロジェクトに関しては、2025 年度以降も継続し、補助金助成や科学研究費助成事業に応募するとともにシンポジウムやフォーラムの開催やインタビュー調査、研究を引き続き行う予定である。

当研究メンバーはこれまで、全国の自然栽培農業者の取組や経営を調査によって論文等に纏めると共に毎年のフォーラムやシンポジウム開催や自然栽培に関する HP の開設を通じて大きな実績をあげてきた。今後は、自然栽培を通した食と農業の持続可能な発展と地域づくりのために、当研究プロジェクトメンバーの学識を基に、自然栽培に関わる農業者及び農業法人等の事業者の経営課題についてさらに研究を進展させていく。

おわりに 2024 年度に開催したセミナー、シンポジウムのプログラム等を紹介、掲載する。

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターシンポジウム

タイトル：自然栽培農学校の経営と人材育成

趣旨

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターでは自然栽培研究チームは全国における自然栽培農家や関係者を取材し、その実践活動についてさまざまな形で発信しています。今年度は自然栽培農学校の経営と人材育成をテーマに開催する運びとなりました。

近年農業、とくに有機農業や自然栽培といった異なる農法に関心を示す方が増えています。しかし、これまで農業にかかわりのなかった方々にとって農業のやり方が案外難しいもので、とりわけ、農薬・化学肥料不使用の有機農業、肥料さえ施さない自然栽培となると、プロの農家にとっても難しい仕事です。このような需要に応えて設立されたのは自然栽培農学校です。

その一つは村松法律事務所の村松弘康弁護士によって開校された Hokkaido 木村秋則自然栽培農学校で、2024 年度で 13 期生を送り出しました。もう一つは 2021 年に創設した一般社団法人シゼンタイ全国循環型社会協議会の農業教育部門「シゼンタイ」で、全国各地で自然栽培農学校を運営しています。

今回のシンポジウムは上記二つの農学校の関係者に登壇させ、自分たちの取組を紹介していただいたうえで自然栽培の人材育成とその課題について探り、自然栽培に関心のある方々に価値のある情報を提供したいと思います。

多数のご参加をお待ちしております。

2025 年 1 月 12 日（日）14 時～16:15
Zoom によるオンライン開催
主催　弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター

対象者　自然栽培に興味のある方、自然栽培に取り組んでいる方、どなたでも
参加料　無料
参加申込先

以下の QR コードから申込ができます。締め切り：2025 年 1 月 5 日（日）。先着順 250 名までとし、申し込まれた方に 1 月 8 日（水）までに Zoom URL をお知らせします。

https://forms.gle/sXajgEodA6mZazmDA

オンラインシンポジウム

自然栽培農学校の経営と人材育成

プログラム

総合司会　内藤周子（弘前大学人文社会科学部）

14:00～14:25
「自然栽培農学校における技術と経営の伝授」
　黄　孝春・加藤恵吉　（弘前大学人文社会科学部）

14:25～15:10
「事業化への『壁』理想と現実の狭間で」
　武田義和　（Hokkaido 木村秋則自然栽培農学校）

15:10～15:55
「シゼンタイ　国民総農業　総自然栽培」
　佐伯康人　（一般社団法人 シゼンタイ全国循環型社会協議会）

15:55～16:15
総評
　木村秋則　（木村興農社）

多様な媒体による「郷土資料」の発信と活用
―東北のネットワークを通じた新たな「共有」の形の模索―

山田 巖子[1]
葉山 茂[1]
下田雄次[2]・増田公寧[3]
小山隆秀[3]・村中健大[4]
佐々木太郎[5]・石戸谷勉[6]
佐藤さくらサブリナ[7]

はじめに

地域未来創生センタープロジェクトにおいて、「郷土資料」を発掘し、写真、映像、音声、生活道具など多様な媒体の「資料」を整理しデジタル化する作業を進めてきた。また、県内のネットワークを通じてその成果を共有してきた。本プロジェクトでは、その蓄積の「活用」の幅を広げるためにネットワークを東北地方全体に広げ、企画展示やフォーラムで、本学と青森県の資料の蓄積を発信し、フォーラムや展示の参加者を通して、資料の発掘、活用のアイデアを集積する。

1 背景と目的

青森県の民俗資料の発掘調査によって、廃館になった旧小川原湖民俗博物館の民具と写真資料、青森県の口承文芸研究者佐々木達司氏の遺稿と昔話の音声データ、民俗学実習における学生達の撮影した過去の民俗映像などをデジタル化し、日本民俗学会での発表、オープンキャンパスでのミニ展示、青森県民俗の会での発表などで情報共有、公開してきた。2024年度は毎年持ち回りで開催している東北6県民俗学合同研究会が青森県で開催されることから、青森県民俗の会と連携し、合同研究会の機会に、弘前大学資料館でもフォーラムのテーマとリンクした展示を行うことで、青森県の民俗映像の蓄積を東北からの参加者に広く知らせることを計画した。さらに合同研究会では、それぞれの県での映像の発掘、保存、公開についての取り組みについて発表してもらい、本県の市民、行政関係者、博物館学芸員などと広く共有することを目的とした。

① 青森県民俗の会と連携して､11月16日弘前大学において東北6県合同研究会「撮ること･残すこと･活かすこと―民俗と映像記録―」をフォーラム形式で開催し、各県の代表から、残された映像の活用方法や、新しい媒体で民俗映像を撮影する試みとその活用可能性、など、新しい課題を討議する。

② ①と連動して弘前大学資料館で、葉山茂准教授を中心に企画展示「撮る・残す・活かす―映像資料と東北の民俗―」（11月1日～12月26日）を準備し、青森県民俗の会や本学の民俗学実習などで撮影した民俗映像を多様な切り口とともに展示する。さらにはフォーラムや企画展展示見学者から、映像・音声資料の報告や活用のアイデアを募る。

[1] 弘前大学人文社会科学部 [2] 青森県文化財保護審議会委員 [3] 青森県立郷土館 [4] 十和田市役所 [5] 青森県庁文化財保護課 [6] 青森市役所 [7] 三沢市役所

2 実 施 内 容

① 3月9日の青森県民俗の会例会（於：青森市平安閣市民ホール）において、東北6県合同研究会を弘前大学地域未来創生センターと共催で開催することについて、発議し、併せて、資料館で民俗映像の展示をする計画について説明した。続いて、7月7日の青森県民俗の会（於：弘前大学人文社会科学部視聴覚ルーム）で東北6県合同研究会のプレ研究会「民俗映像作成の経験と課題／可能性」を開催し、論点を整理するとともに、青森県の民俗学関係者、本学の民俗学ゼミナール卒業生などから、自身が作成した映像を持参してもらい、企画展で展示する映像の頭出しを行った。当日のプログラムは以下の通りである。

1、日時　令和6年7月7日（日）10時00分～16時30分

2、次第

10：00～10：20　開会・趣旨説明（司会　山田巖子）
10：20～10：50　研究報告① 村中健大（写真1）
「映像記録の課題―『青森県史 通史編』3付録DVD制作過程から―」
10：50～11：00　質疑応答
11：00～11：30　研究報告②山田巖子・石戸谷勉
「七日堂祭の映像と薬師寺修二会の映像」研究報告
11：30～11：40　質疑応答
11：40～13：00　昼休憩
13：00～13：30　研究報告③葉山茂「民俗映像を撮る側、撮られる側の関係性」
13：30～13：40　質疑応答
13：40～15：10　研究報告④山田巖子「オガミサマ、イタコの映像公開の課題」
15：10～15：20　質疑応答
15：20～15：50　研究報告⑤下田雄次「民俗芸能の実践・保護における映像撮影
―津軽地方の民俗芸能・祭囃子を事例に」
15：50～16：00　休憩
16：00～16：30　意見交換（司会　葉山茂）
16：30　終了

このプレ研究会から、展示内容と大まかな分担者を決め、それぞれ映像の提供と映像解説、必要に応じて映像の編集を依頼した。このときの依頼は次の通りであった。石戸谷勉「津軽の七日堂祭と薬師寺の修二会」（青森県文化財等活性化委員会編『津軽の七日堂祭』と松尾恒一（国立歴史民俗博物館）制作『薬師寺花会式―行方と支える人々―』（部分）を編集）、村中健大「青森県史編さん室作成の民俗映像」、小池淳一（国立歴史民俗博物館）・山田巖子「佐々木達司氏の昔話調査と昔話の映像」（青森県編史編さん室編『成田キヌヨの昔話』）、小山隆秀「青森県立郷土館の映像」、山田巖子「小川原湖



写真1　青森県民俗の会での発表風景

民俗博物館の民俗映像（櫻庭俊美監修）と写真、音声資料（展示用：渋沢敬三の葬儀、一周忌の映像フィルム、渋沢敬三の十和田科学博物館開館の挨拶のレコード）」、葉山茂『モノ語る人々―津波被災地・気仙沼から―』、山田嚴子『オシラサマ信仰の「現在」』（川島秀一・前川さおりと共同制作）、古川実（元青森県立郷土館）「青森県文化財等活性化委員会作成の映像」。

東北６県合同研究フォーラム「撮ること・残すこと・活かすこと―民俗と映像記録―」（於：弘前大学人文社会科学部多目的ホール）を 11 月 16 日（土）に開催し、東北６県の民俗学関係者、行政関係者、市民、学生ら約 60 名が参加した。

１、日時　令和６年 11 月 16 日（土）13 時 30 分～ 17 時 30 分

２、次第

13：30　開会挨拶　青森県民俗の会代表　古川　実
司 会　青森県民俗の会　山田　嚴子（総合）
青森県民俗の会　葉山　茂（フォーラム）

13：35 ～　大会趣旨及びテーマ説明　青森県民俗の会　村中　健大

14：00 ～　当事者参加型のアーカイブの構築―宮城県の「無形遺産」を事例に―
東北民俗の会　今井　雅之

14：25 ～　福島県郡山市における映像記録の事例　福島県民俗学会　豊田　暁

14：50 ～　映像資料の活用事例と可能性―原方刺し子、360°動画の取り組み―
山形県民俗研究協議会　阿部　宇洋

15：15 ～　民俗芸能映像と私の研究　秋田県民俗学会　小田島清朗

15：40 ～　民俗芸能の実践・保護における映像撮影
―津軽地方の民俗芸能・祭囃子を中心に―（写真２）
青森県民俗の会　下田　雄次

16：05 ～　民俗行事と民俗芸能の映像記録を考える　岩手民俗の会　阿部　武司

16：35 ～　意見交換

17：25 ～　閉会挨拶　弘前大学地域未来創生センター副センター長　原　克昭

博物館学芸員、大学教員、行政の文化財保護課担当者、映像撮影会社主催者、民俗学愛好家など、幅広い参加者が豊富な経験をもとに、映像の保存、メンテナンスの重要性、被撮影者との関係、アーカイブの在り方などを語り、参加者からも好評であった。また、参加できなかった他県の学生などから、要旨集の希望や問い合わせがあるなど反響が大きかった。



写真２　下田雄次氏の発表映像

② フォーラムと連携した弘前大学資料館第 37 回企画展「撮る・残す・活かす―映像資料と東北の民俗―」（11 月 1 日～ 12 月 26 日、好評につき開期を 1 月 23 日まで延長）は、森県立郷土館と共催の企画展として開催した。葉山茂准教授を中心に青森県民俗の会、青森県史編さん室、青森県文化財等活性化委員会、三沢市教育委員会、国立歴史民俗博物館、青森文芸協会、弘前大学学生などから協力を得た。入館者数は 412 名で、その内、学内 192 名、学外 220 名であった。県外からの来館も多く、リピーターや感想を残していく来館者も多かったことから、一定の評価を得られたものと考えられる。

東北６県合同研究フォーラム

青森県民俗の会×
弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター企画



撮ること・残すこと・活かすこと
―民俗と映像記録―

令和６年度第40回東北地方民俗学合同研究会青森大会

期　日　令和6年11月16日(土)　13：30～17：30
（受付開始12：30）

会　場　弘前大学 人文社会科学部 4階 多目的ホール
青森県弘前市文京町1　弘前大学文京キャンパス

ホームビデオからスマホへと、映像を撮影する機器が変わることで、記録できる範囲が広がるとともに、撮る側と撮られる側の関係性も変わり、新たな撮影倫理の問題も浮上しています。最新機器の利便性をどのように活かし、また過去の映像をどのように活用するのか、東北６県の民俗学研究会の関係者が集まり、現在の実践と今後の可能性について話し合います。

申込不要

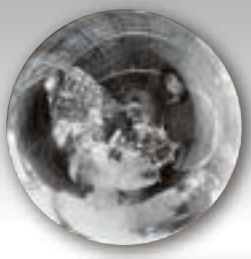
主　催：青森県民俗の会、弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
後　援：青森県教育委員会、弘前市教育委員会、東奥日報、陸奥新報

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター
地域未来創生センター
Innovative Regional Research Center

青森県民俗の会×弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター企画

東北６県合同研究フォーラム

撮ること・残すこと・活かすこと
―民俗と映像記録―







令和６年度
第40回東北地方民俗学合同研究会青森大会

プログラム　**11月16日(土)**









発　表

13：30　**開会挨拶**　青森県民俗の会代表　古　川　　実

司　　会　青森県民俗の会　山　田　巖　子(総　　合)

青森県民俗の会　葉　山　　茂(フォーラム)

13：35～　**大会趣旨及びテーマ説明**　青森県民俗の会　村　中　健　大

14：00～　**当事者参加型のアーカイブの構築**　東北民俗の会　今　井　雅　之

14：25～　**福島県郡山市における映像記録の事例**　福島県民俗学会　豊　田　　暁

14：50～　**映像資料の活用事例と可能性　―原方刺し子、360°動画の取り組み―**
山形県民俗研究協議会　阿　部　宇　洋

15：15～　**民俗芸能映像と私の研究**　秋田県民俗学会　小田島　清　朗

15：40～　**民俗芸能の実践・保護における映像撮影　―津軽地方の民俗芸能・祭囃子を中心に―**
青森県民俗の会　下　田　雄　次

16：05～　**民俗行事と民俗芸能の映像記録を考える**　岩手民俗の会　阿　部　武　司

休　憩

16：35～　**意見交換**

17：25～　**閉会挨拶**　弘前大学地域未来創生センター副センター長　原　　克　昭

連携企画

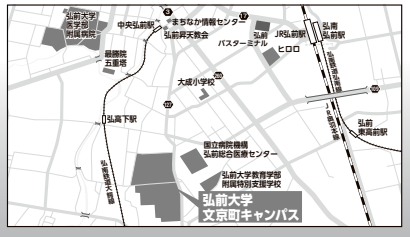
9：00～17：00

弘前大学資料館・青森県立郷土館共催企画展
撮る・残す・活かす ―映像資料と東北の民俗―

フォーラムと連動して弘前大学資料館・青森県立郷土館共催企画展を開催中です（於：弘前大学資料館 11月1日～ 12月26日 10：00 ～ 16：00）。青森県をはじめとする東北の貴重な民俗映像や学生達の撮影した映像を紹介します。

問い合わせ先

〒036-8560　青森県弘前市文京町１　弘前大学人文社会科学部民俗学研究室
山田　　電話　0172-39-3235　itsuko@hirosaki-u.ac.jp
〒030-0802　青森県青森市本町二丁目８－14　青森県立郷土館学芸課内
青森県民俗の会事務局　小山
電話 017-777-1585(代)　FAX 017-777-1588
takahide_oyama@pref.aomori.lg.jp



乳井貢の著述に関する研究
―弘前大学附属図書館小野文庫所蔵資料を中心として―

王　孫涵之[1]
小島康敬[2]
楊　世帆[3]
港　就太[4]
廖　嘉祈[5]

はじめに

乳井貢（1712 ～ 1792）は弘前出身の江戸中期の実務家・思想家である。実務家としては、弘前藩の宝暦改革を主導し、西目屋村の開拓など大きな功績を残した。思想家としては、朱子学を空理空論として徹底的に批判し、山鹿素行・荻生徂徠・太宰春台に見られる実学的な学風に共鳴し、独自の思想世界を構築した。日本思想・中国思想・漢学などの領域にわたって、『志学幼弁』など多くの著述が現代に伝わっている。

地域研究だけでなく、日本の思想文化史の研究においても注目すべき人物だが、信頼に値するテキストがなかったため、これまで乳井貢は十分に研究されてこなかった。このような状況を踏まえて、本プロジェクト事業は弘前大学附属図書館小野文庫の所蔵資料を中心として、乳井貢の著述を調査・整理し、翻刻と注釈を行い、その意義と価値を論ずる。研究者のみならず、郷土文化の愛好者などの一般市民に、信頼できるテキストを提供したい。本プロジェクト事業によって、乳井貢の研究推進だけでなく、弘前の地域文化の振興などが期待される。

1　背景と目的

乳井貢に関する従来の研究は、宝暦改革に集中していたが、近年、本研究チームの小島康敬氏・楊世帆氏の研究によって日本思想史における乳井貢の重要性が一部解明された。特に小島康敬氏は乳井貢の主著である『志学幼弁』を校訂翻刻し、詳細な注釈を施した。その研究成果である『乳井貢　志学幼弁』の公刊によって、乳井貢への注目度が高まることが予想される。

乳井貢の著述の校訂・整理は、重要な一歩を踏み出したが、未検討・未整理のものは多数残されている。これまで、乳井貢の著述を全面的に収集して翻刻したのは、1935 ～ 1937 年に刊行された『乳井貢全集』（全四巻）である。誤植が多く、必要な注釈も欠けているため、利用に支障が出ることがあり、研究の進展を妨げる主な要因となっている。テキストを校訂するために、原本への文献調査は必要である。乳井貢関係の稿本や写本は、主に弘前市図書館と、郷土史研究家・故小野慎吉氏の旧蔵書から構成された弘前大学附

[1] 弘前大学人文社会科学部・助教
[2] 国際基督教大学・名誉教授
[3] 中国江蘇省社会科学院・助理研究員
[4] 国際基督教大学大学院・博士後期課程単位取得退学
[5] 東京大学大学院・博士後期課程

属図書館小野文庫に収蔵されている。前者の弘前市図書館のものはおおむねオンライン公開されている一方、後者の小野文庫のものは高い研究価値を有するものの未公開であることから、調査が不十分である。

本プロジェクト事業は小野文庫の所蔵資料を中心として、乳井貢の著述を調査・整理し、その意義と価値を研究するものである。具体的には下記の三点を行う。①小野文庫に所蔵する乳井貢関連の文献を調査し、目録を作成すること。②乳井貢の著述のうち、研究価値が高いものを翻刻校訂し、詳細な注釈を付けること。③乳井貢の思想について、日本そして東アジアの思想史からその意義と価値を研究する。以上を通じて、乳井貢の研究を推進し、弘前の地域文化を振興することを目指す。

2 実 施 内 容

（1）『大学文盲解』の校訂と注釈

乳井貢の著述の中で、主著『志学幼弁』以外にも、『大学文盲解』はその独特な思想を知ることができる最も重要な著述の一つである。本プロジェクト事業が決定された直後から、オンライン研究会の形で、『大学文盲解』の校訂と注釈を始めた。令和６年６月から 12 月まで計 11 回の研究会を開催し、『大学』本経「物有本末、事有終始、知所先後、則近道矣」までの内容を翻刻し、校訂と注釈を付けた。

翻刻の過程で、弘前市図書館蔵乳井貢自筆本（KK/081/ ニユ /11）『大学文盲解』には、「鄙が（か）ら都へ」「やだ（た）らに」のように共通語の清濁と異なる津軽方言の音韻特徴を反映しているところが発見された。津軽方言は、カ行・タ行が母音にはさまれると濁音になることが指摘されるが[6]、今回の発見によって、津軽方言のこの特徴は遅くても乳井貢が生きた江戸中期にすでにあったことが分かった。

（2）そのほか（令和７年１月上旬以降の実施計画）

○小野文庫への調査　令和７年１月から３月まで、小野文庫の乳井貢関係の写本に対して文献調査を行う予定である。

○講演会の開催　令和７年３月８日（土）に、これまでの研究成果を公表するために、「弘前藩士乳井貢の著述とその思想」と題する国際セミナーを開催する予定である。プログラムの詳細は文末に添付したチラシを参看されたい。

3 お わ り に

弘前出身の実務家・思想家である乳井貢は、今後ますます注目を集めると期待されている。今回のプロジェクト事業によって、一定の成果を得ることができた。今後も、計画通り本事業を推進し、地域文化の研究を後押ししていきたい。

＜参考文献＞

中道等 校編『乳井貢全集』（全四巻）、乳井貢顕彰会、1935 ～ 1937 年
小島康敬「津軽藩士乳井貢―その思想と赤穂四十七士批判」、『哲学会誌』24、 1 -21 頁、1989 年
小島康敬「山鹿素行・荻生徂徠・乳井貢の士道論」、『退渓学論集』 9 、195-248 頁、2011 年
楊世帆「乳井貢の『大学』解釈について」、『東北文化研究室紀要』62、15-26 頁、2021 年
楊世帆「乳井貢における規範と作為について―「至誠」と「数道」をめぐって」、『研究東洋』12、84-99 頁、2022 年
小島康敬『乳井貢『志学幼弁』翻刻・注釈』、科学研究費助成事業（基礎研究 C）報告書、2023 年
小島康敬『乳井貢　志学幼弁』、北海道大学出版会、2024 年

（文責・王孫涵之）

[6] 佐藤和之「若年層話者に見る津軽方言の記述的研究（上）」（『弘前大学国語国文学』8、1986 年）を参照。

弘前大学人文社会科学部
令和６年度地域未来創生プロジェクト

弘前藩士 乳井貢（にゅういみつぎ）の著述とその思想



○乳井貢(1712-1792)
弘前出身の実務家・思想家として
弘前藩の宝暦改革、西目屋村の
開拓など大きな功績を残した。

参加無料

Forms申込

『乳井貢 志学幼弁』刊行記念国際セミナー

日 時
令和7年
3月8日(土) 12:30~16:35（12:10開場）

会 場
弘前市立中央公民館
（弘前文化センター） 第５会議室
〒036-8356 青森県弘前市下白銀町１９－４

申 込
対象：一般・学生（定員 19名）※先着順
〆切：3月2日(日)まで

お申込はこちらから→

プログラム　2025年3月8日(土)　　於：弘前市立中央公民館　第5会議室

12:10　開場

12:30 – 12:45　開会の辞・趣旨説明

12:50 – 13:30　乳井貢の著述について
―小野文庫所蔵関連資料の調査報告―
王孫 涵之（弘前大学人文社会科学部 助教）

13:35 – 14:15　乳井貢の君臣観
―『津軽名臣伝』をめぐって―
廖 嘉祈（東京大学大学院 博士後期課程）

14:20 – 15:00　徂徠学以後の『大学』解釈
―乳井貢と皆川淇園の比較から―
港 就太（国際基督教大学大学院 博士後期課程単位取得退学）

15:05 – 15:45　乳井貢の『大学』解釈について
楊 世帆（中国江蘇省社会科学院 助理研究員）

15:50 – 16:30　もうひとりの「忘れられた思想家」
―「今日唯今」を生きた乳井貢の思惟―
小島 康敬 （国際基督教大学 名誉教授）

16:35　閉会の辞

【主催】
弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
地域未来創生プロジェクト
「乳井貢の著述に関する研究―弘前大学附属図書館小野文庫所蔵資料を中心として―」

【協力】
・科学研究費助成事業　基礎研究(Ｃ)「乳井貢の基礎的研究―「聖人の道」と藩政改革」（課題番号16K02213）代表：小島 康敬
・科学研究費助成事業　研究成果公開促進費『乳井貢 志学幼弁』（課題番号24HP5009）代表：小島 康敬

【問い合わせ先】
弘前大学人文社会科学部・王孫 涵之（おうそん かんし）
TEL: 0172（39）3239
Mail: wangsun@hirosaki-u.ac.jp

青森県における裁判員裁判15年の成果と課題

平　野　　潔[1]

はじめに

本プロジェクトは、昨年度と同様、地域未来創生センター研究プロジェクトの「ネットワーク形成支援事業」に申請し、採択されたものである。制度が施行されて以来、教育・研究を架橋するプロジェクトとして実施してきたものであるが、今年度も継続して行うことが出来た。

今年度も、専修大学法学部の飯考行、弘前大学名誉教授の宮﨑秀一、桃山学院大学法学部の河野敏也の３名とともに研究を実施した。また、今年度は、2017年４月～2020年３月に青森地方裁判所で刑事部長として裁判員裁判の裁判長をされた古玉正紀氏（現在は、宇都宮地方裁判所）にも、実務的な側面からアドバイスをいただいた。

詳細な報告は後日行うこととして、ここでは、本プロジェクトの概要のみを紹介していきたい[2]。

1　背景と目的

2009年に開始された裁判員制度は、今年で15年目を迎え、全国で16,577人が裁判員裁判で判決を受け、128,213人が裁判員・補充裁判員を経験している（2024年10月末の速報値）[3]。本学では、制度施行以降、教育・研究に関するプロジェクトを組織し、学生の裁判傍聴活動、裁判員経験者へのインタビュー、弁護士へのインタビューなどを実施してきた。また、毎年その年のテーマを決めてシンポジウムも開催しているが、とくに５年目、10年目の節目の年には、青森県の裁判員裁判について、様々な角度から分析を行い、シンポジウムの中で公表している[4]。

15年目となる今年度は、15年間の青森県の裁判員裁判を振り返りつつ、１年目～５年目の最初の５年間、６年目～10年目の次の５年間との比較を試みることとした。具体的には、起訴罪名、判決結果等のデータの分析を行うと同時に、これまでの青森県内の法曹関係者、裁判員経験者のインタビューなどから、青森県の裁判員裁判の特徴について取りまとめを行う。これらを通して、裁判員制度の成果を示し、それと同時に今後の課題を示すことが、本研究プロジェクトの目的である。

今年度は、シンポジウム「青森県の裁判員裁判―これまでの15年間を振り返る」を開催し、研究成果

[1] 弘前大学人文社会科学部

[2] 例年通り、活動の詳細は、2025年３月発刊予定の報告書において紹介する予定である。なお、これまでの活動の詳細は、平野潔編『青森県の裁判員裁判と司法関係機関の姿―弘大生による調査報告―』（2015年）、同編『弘大生による裁判員制度と司法関係機関に関する報告書』（2016年）、同編『弘大生から見た青森県の司法および司法関係機関―裁判員制度・更生保護・司法アクセス―』（2017年）、同編『青森県を中心とした司法関連制度の現状―被害者支援・司法制度・裁判員制度―』（2018年）、同編『青森県の地域司法と支える人たち―裁判員裁判・司法制度・更生保護―』（2019年）、同編『制度施行10年を迎えた青森県の裁判員裁判』（2020年）、同編『裁判員裁判を中心とした地域司法の現状―コロナ禍における学生の活動報告―』（2021年）、同編『青森県における地域司法の現状と連携の可能性』（2022年）、同編『青森県を中心とした地域司法の新たな課題』（2023年）、同編『地域司法の諸課題の「共有」と「継承」』（2024年）を参照。

[3] 最高裁判所HP「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和６年10月末・速報）」（2024年）（https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2024/r6_10_saibaninsokuhou.pdf）６頁。

[4] 2014年には、「青森県の裁判員裁判―これまでの５年間を振り返る」（2014年11月１日、弘前大学人文社会科学部校舎多目的ホール）、2019年には、「青森県の裁判員裁判―これまでの10年間を振り返る」（2019年11月３日、弘前大学人文社会科学部校舎多目的ホール）と題したシンポジウムを開催している。

の報告を行った。また、当初の研究計画には含まれていなかったが、本プロジェクトの研究成果に関係する講演も行ったため、以下では、シンポジウムに加えて講演についても、プロジェクトの成果として挙げておく。

2 実 施 内 容

⑴シンポジウム「青森県の裁判員裁判―これまでの 15 年間を振り返る」

今年度のシンポジウムは、2024 年 11 月 16 日（土）に、「青森県の裁判員裁判－これまでの 15 年間を振り返る」と題し、弘前大学創立 50 周年記念会館 2 階岩木ホールで開催された。今年度も Zoom によるオンライン同時配信を行った。

第 1 部は、「裁判員裁判 15 年の成果と課題」とする報告を行った。まず、平野から、「青森県の裁判員裁判 15 年」と題し、青森県の裁判員裁判の実施状況について報告した。青森県では、シンポジウム当日までの間に 124 件の裁判が行われ、133 人に対して判決が言い渡されている[5]。その起訴罪名別の件数の推移、公判回数と実審理期間、判決の結果を報告し、青森県の裁判員裁判の特徴を示した。また、何点か課題も指摘している。続いて、飯から「裁判員裁判 15 年の成果と課題―裁判の質と身近さを中心に」と題する報告が行われた。飯は、全国の裁判員裁判のデータを、平野が示した青森のデータと対照する形で報告し、裁判員裁判の質と運営の維持・向上に向けての課題を指摘した。その後、飯の報告の後半では、関東圏の裁判所で裁判員を務め、様々な形でその経験を伝えている裁判員経験者 2 名にご登壇いただき、裁判員経験者の目から見た裁判員裁判 15 年間の振り返りを、座談会として行った。

第 2 部では、「裁判官の目から見た青森の裁判員裁判」として、3 人の裁判官にご登壇いただき、インタビュー形式で、青森の裁判員裁判に関してご意見を伺った。登壇していただいたのは、古玉氏、2020 年 4 月～ 2023 年 3 月に青森地方裁判所で裁判員裁判の裁判長をされた寺尾亮氏（現在は、東京地方裁判所）、そして、現在、青森地方裁判所で右陪席として裁判員裁判を担当されている小澤光氏である。第 2 部の前半は、裁判員裁判と裁判官による裁判の違いやこの 15 年間で裁判員裁判にどのような変化が表れているかをお聞きした。第 2 部の後半では、青森県の裁判員裁判に関して、他の都道府県と比べた時の特徴、青森の裁判でとくに配慮していること、青森の裁判員裁判で、とくに印象に残っている出来事などについてお話しいただいた。裁判員裁判を担当された裁判官 3 人が同時に登壇することはほぼなく、しかも全員青森県で裁判員裁判を担当されているということも全国的には珍しいため、非常に貴重なインタビューとなった。

第 3 部では、飯がコーディネーターを務め、「青森の裁判員裁判 15 年を振り返って」と題するパネルディスカッションを実施した。登壇者は、第 2 部にご登壇いただいた古玉氏、寺尾氏、小澤氏に加え、青森地方検察庁次席検事の中川知三氏、青森県弁護士会の猪原健氏の法曹関係者と、青森県の裁判員裁判を担当された裁判員経験者 3 名の計 8 名にパネリストとしてご登壇いただいた。裁判員経験者に対しては、裁判員の視点から裁判員裁判を振り返って思うこと、裁判官に対しては、裁判官の視点から裁判員裁判を振り返って思うこと、検察官、弁護士に対しては、検察官、弁護人の視点から裁判員裁判を振り返って思うことをそれぞれお話しいただき、その後は、フロアからの質疑応答なども踏まえながらパネルディスカッションを進行した。

当日は、オンライン参加者を含めて 50 名以上が参加してくださり、質疑応答も活発に行われた。オンライン上でスライドが動かないというトラブルはあったものの、全体としては、参加者に興味深く聞いていただけたのではないかと思う。事後に行ったアンケートの結果もおおむね好評であった。

[5] その後、八戸市で起きた児童虐待事件の裁判員裁判が実施されたため、2025 年 1 月 1 日時点では、制度施行から 125 件の裁判員裁判が実施され、134 人に判決が言い渡されている。

⑵マスコミ倫理懇談会東北地区大会（青森）

マスコミ倫理懇談会は、「マスコミ倫理の向上と言論・表現の自由の確保」を目的として、1955年に東京で創設され、現在では、新聞、放送、出版、映画、レコード、広告、プラットフォーマー等の194企業（団体）を会員とし、秋には全国大会を開き、また、各地区では月例会や総会を開いて事例研究や情報交換を行っている[6]。

当初の研究計画には盛り込まれていなかったが、今年度のマスコミ倫理懇談会東北地区大会の開催地が青森であったこと、今年度のテーマが「裁判員裁判を考える　制度開始15年」であったことから、平野に対して基調講演の要請があった。

マスコミ倫理懇談会東北地区大会は、2024年12月12日（木）に、東北6県の11社約30人が参加して、青森市の東奥日報新町ビルNew's ホールで開催された。平野が、「裁判員裁判15年」と題する基調講演を行った。シンポジウムで報告した青森県の実施状況を、全国と比較し、その上で裁判員制度の課題として「辞退率上昇・出席率低下」「地域の事情への配慮」「学校・職場の環境整備」「刺激証拠の取り扱い」「責任能力の判断」の５つの項目を挙げて説明した[7]。

その後、東北６県の裁判員裁判の実施状況などの報告が行われ、それを踏まえて意見交換等が実施された。

お　わ　り　に

裁判員制度が施行されて15年が過ぎた。その間、本学では毎年シンポジウムを開催し、研究成果を公表するとともに、裁判員経験者や法曹関係者の“生の声”を市民、学生に届けるように努めてきた。節目の年に、これまでの15年間の成果と課題を示すことができたことは、大きな成果であったと思う。

制度そのものは順調に運用されているが、施行されてから15年しか経っていない制度であり、まだまだ課題も多い。今後も、様々な形で、制度に関する教育・研究を続けるとともに、青森から裁判員裁判について発信していく取り組みを続けていきたい。

[6] 一般社団法人マスコミ倫理懇談会全国協議会HP（https://mec-nc.net/index.html）参照（最終閲覧日2025年1月9日）。

[7] マスコミ倫理懇談会東北地区大会の様子については、東奥日報2024年12月13日24面参照。
なお、シンポジウムの報告とマスコミ倫理懇談会東北地区大会の基調講演の内容は、2025年2月発刊予定の『人文社会科学論叢』第18号（2025年）に、平野潔「裁判員裁判の15年―青森県の裁判員裁判を中心に―」として掲載される予定である。

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター
地域未来創生センター
Innovative Regional Research Center

シンポジウム
青森県の裁判員裁判
―これまでの15年間を振り返る

裁判員制度が施行されて10年が経過した2019年に、法曹三者、裁判員経験者等で青森県の裁判員裁判を振り返るシンポジウムを行いました。今回は、それに続いて、15年目を迎えた裁判員制度の成果と課題を検証したいと思います。

本シンポジウムでは、法曹三者、市民（裁判員経験者）、研究者それぞれの視点からどのように裁判員裁判が映っているのかを語ってもらいます。その上で、次の5年に向けて、どのように改善していくべきかを、来場者のみなさんを交えて議論したいと思います。

第1部　報告

「裁判員裁判15年の成果と課題」

平野　潔（弘前大学）　　飯　考行（専修大学）

第2部　インタビュー

「裁判官の目から見た青森の裁判員裁判」

【登壇者】　古玉 正紀（宇都宮地方裁判所）
寺尾　亮（東京地方裁判所）
小澤　光（青森地方裁判所）

【インタビュアー】　平野　潔（弘前大学）

第3部　パネルディスカッション

「青森の裁判員裁判15年を振り返って」

【パネリスト】　裁判員経験者、 法曹関係者など

【コーディネーター】　飯　考行（専修大学）

2024年 11月16日（土）14：00～17：30
弘前大学創立50周年記念会館 2階岩木ホール

（文京キャンパス内）（Zoomによるオンライン同時配信を行います）

【入場無料】

※入場無料、事前申し込み不要（オンライン参加の場合は必要）
※会場にお越しになる場合、事前の申し込みは不要です。
※オンライン参加を希望される方は、下記“問い合わせ先”までメールで「お名前」「ご所属」「連絡先メールアドレス」をお知らせください。追ってZoom会議URLをお知らせします。

HIROSAKI UNIVERSITY

主催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター

問い合わせ先：　弘前大学人文社会科学部·平野 潔
tel&fax：0172-39-3199　e-mail：k-hirano@hirosaki-u.ac.jp

Ⅲ フォーラム事業

市民協業時代における大学的フィールドワークの可能性

葉山　茂[1]

はじめに―フォーラムの背景と課題

「地域研究の手段としてのフィールドワークの意義に関する多分野横断的検討」研究グループでは、2022年からCovid19の感染拡大のなかでフィールドワークをする意味を改めて問い直し、今後ますます重要になるであろうフィールドワークという研究プロセスの必要性とその現代的な課題を検討してきた。本研究グループで「多分野横断」とは、人文分野の研究視点のバラエティである。具体的には、生態人類学、文化人類学、社会学、人文地理学、博物館学・民俗学、言語学・日本語学、美術史、経営学、経営史、日本史、教育学である。これらの分野はそれぞれフィールドワークを実践するが、その手段・観点がそれぞれ異なる。このようなバラエティのあるフィールドワークを一堂に会して特質を検討すると、その多様性とともに「現場」にこだわる意味が改めてみえてくるのではないか。以上の背景から研究会を組織して活動をしてきた。

この研究会の話題の一つが「地域住民との協業」である。フィールドワークという研究プロセスは、対象が地域住民であれ、地域の文化財であれ、地域のくらしや文化を支える人びとと向き合う。フィールドワークは、どんな場合にも地域住民による受け入れを前提としているのである。現在ではさらにフィールドワークの実践は、研究者による一方的な情報搾取や勝手な情報発信が批判され、むしろ地域住民との継続的なコミュニケーションを重視するようになりつつある。本フォーラム「市民協業時代における大学的フィールドワークの可能性」は、こうした学術が置かれた現状を踏まえ、地域住民＝市民と大学がどのように関わることができるのかを検討することを目的として開催した。

なお、本フォーラムにはゲストとして科学研究費補助金 基盤研究（B）「ソーシャルデザインの人類学的研究：生活・地域・人をどう生み出すか」（課題番号 21H00641、代表：木村周平）から筑波大学の木村周平氏と徳島大学の内藤直樹氏にご登壇いただいた。

1．実　施　内　容

（1）フォーラム開催日時：2024年12月16日（土）13:00 ～ 17:45
　　開催場所：弘前大学人文社会科学部多目的ホール

（2）プログラム

1．挨　　拶　　飯島　裕胤（弘前大学人文社会科学部長）
2．趣旨説明　　葉山　　茂（弘前大学人文社会科学部・准教授）
3．学術的フィールドワークと、実務的フィールドワークのあいだを考える
　　辻本　侑生（弘前大学地域創生本部・助教（当時））

[1] 弘前大学人文社会科学部

4．津軽塗に創造の余地を取り戻す：塗師・大学・地方公設試験研究機関の協働の試み
近藤　　史（弘前大学人文社会科学部・准教授）
5．地域とコミュニケーションする博物館展示をめざした結果：大学と行政と地域が協働して継続的なフィールドワークの場をつくる
葉山　　茂（弘前大学人文社会科学部・准教授）
6．四国の山村でフィールドワークしてたら、国連 FAO@ ローマにいた件：基礎自治体＜職員＞のニーズに応える研究の展開
内藤　直樹（徳島大学総合科学部・准教授）
7．コメント１　　木村　周平（筑波大学人文社会系・准教授）
8．コメント２　　白石壮一郎（弘前大学人文社会科学部・准教授）
9．総合討論
討論司会　　高橋　憲人（弘前大学教育学部附属ウェルビーイング研究センター・助教）
パネリスト　木村　周平、白石壮一郎、辻本　侑生、近藤　　史、葉山　　茂、内藤　直樹
10. 主催者挨拶　　日比野愛子
※総合司会　　佐々木あすか

2．各報告の要旨

（1）趣旨説明　　葉山　　茂（弘前大学人文社会科学部・准教授）

本フォーラムの目的は「大学的フィールドワーク」の価値を知ってもらい、社会のなかで何かしらの形で役立てる視点を探ることにある。大学で実施するフィールドワークという研究プロセスは、コストパフォーマンスもタイムパフォーマンスも非常に悪く、外からみると非効率で理解されにくいが、実際には大変におもしろい活動である。

現代はアカデミックとそれ以外との線引きが曖昧な時代である。そうした時代だからこそ、どのようにすれば多声性と合意を前提としたフィールドワークが可能になるのか、つまり「市民協業時代における大学的フィールドワーク」はいかに可能なのかを考えたい。

（2）学術的フィールドワークと、実務的フィールドワークのあいだを考える

辻本　侑生（弘前大学地域創生本部・助教）

報告者がコンサルタント業務で実務的フィールドワークをした経験をもとに、実務的フィールドワークと大学のフィールドワークとを比較し、大学のフィールドワークの課題を検討した。実務的フィールドワークでは、クライアントが「解くべき問題」を提示し、調査者はその問題を短時間に相手の疑問点に答えられるように決ったヒアリング項目を聞き取る方法で進めることが多い。実務的フィールドワークは「限られた時間で、できる限り多くの情報を得ることが善である」という価値観に支えられている。一方、大学のフィールドワークはフィールドで新しい発見をしてそれを掘り下げていくことが強みである。

現在、大学に求められるフィールドワークのあり方も、対象社会の深い理解から課題解決へとシフトしつつある。こうした状況を踏まえると、大学のフィールドワークを血肉化した研究者が実務的フィールドワークを実践することは異文化への接触であるとも言えるが、この異文化への接触を通して研究者自身が変容することも広義の大学的フィールドワークと考えることもできるのではないかという点を指摘した。

（3）津軽塗に創造の余地を取り戻す―塗師・大学・地方公設試験研究機関の協働の試み

近藤　　史（弘前大学人文社会科学部・准教授）

津軽塗に関して若手職人の交流、つくり手とつかい手の交流などをめざした団体、津軽漆連の活動を取

り上げた。津軽塗業界では、塗師の世代の二極化と模様の画一化という二つの問題を抱えている。これらを創造的に解決する手段として、塗師や木地師などの職人、大学や試験場の研究者、ギャラリー経営者や文筆家・デザイナーなどの職人以外の人びとが集まって結成したのが津軽漆連である。近藤らは、この津軽漆連の活動において大学の研究者と学生が調査する場に被調査者以外の職人や職人以外の人びとが参加するフィールドワークをしてきた。本報告では調査者と被調査者以外の人びとが関与するフィールドワークをトライアングル型フィールドワークと名付け、その有効性を検討した。

報告では、これまで津軽塗業界でショップや消費者に説明する際に課題となっていた漆模様の分類について、津軽塗の模様見本である手板をつかい学生が参加して消費者の目線で直感的に捉えた分類を作り上げて、職人・研究者・職人以外のメンバーと共有した事例や、学生が実習で実施した調査に職人や職人以外のメンバーが参加したワークショップの事例などを紹介した。

これらの事例を通じて、トライアングル型フィールドワークの可能性として２点を指摘した。一つはあるコミュニティのなかで世代や立場が異なり交流や接近を避けている人びとの同席機会が生じることで、新たな情報授受の回路が拓かれ、技術の継承や情報の交換･伝播などが生まれることである。もう一つは、ふだんは生活領域が異なる学生や社会人、異業界人などが一堂に会する機会を生み、新たな企画や価値を生み出す糸口となりうることである。

（4）地域とコミュニケーションする博物館展示をめざした結果：大学と行政と地域が協働して継続的なフィールドワークの場をつくる

葉山　　茂（弘前大学人文社会科学部・准教授）

弘前大学の民俗学実習は、2020 年から野辺地町歴史民俗資料館の民俗展示のリニューアルに携わってきた。この活動で研究者、行政、地域住民が関わって制作した展示の制作過程を事例に、博物館を介した双方向性・多声性のフィールドワークの可能性を検討した。

博物館では現在、博物館とその利用者との双方向性のコミュニケーションは重要な課題となっている。展示をつくる上で、多くの人びとを巻き込み、博物館のステークホルダーとして継続的に関わってもらう方策を考えることは、重要なこととなりつつある。

野辺地町の資料館での実践で方針としたのは①野辺地らしさ体験できる展示、②テーマを予め設けず、調査を通じて展示の具現化をめざすこと、③コロナ禍の状況に応じて完成時期を可変的に決定することであった。上記方針に従い、資料館の資料の把握調査では地域住民に資料をみに来てもらう機会をつくったり、学生がつくった展示計画を行政の方々と議論する場を設けたり、またインフォーマントに演示の指導をお願いしたりしながら、大学と行政、地域住民がコミュニケーションをはかりながら展示を制作した。

この展示制作過程は時間と手間のかかる非効率的なフィールドワークのプロセスであったが、結果的に完成した展示には地域住民が頻繁に訪れて展示やそれに関連する自分の経験を語る姿がみられるようになった。この結果から、大学的なフィールドワークが地域との継続的で双方向的で多声的なコミュニケーションができる可能性があることを示した。

（5）四国の山村でフィールドワークしてたら、国連 FAO@ローマにいた件:基礎自治体＜職員＞のニーズに応える研究の展開

内藤　直樹（徳島大学総合科学部・准教授）

文化人類学的なフィールドワークは事業やプロジェクトの目標、目的、課題の定義をする際に役立つという特性がある。その特性を「にし阿波の傾斜地農業システム」という世界農業遺産の国際的な遺産制度の認定場面で実践した事例を紹介した。

「にし阿波の傾斜地農業システム」では行政が登録をめざしていたものの、ストーリーの新規性で苦心している状況にあった。この申請で行政は「里山」を売り出そうとしていたが、ほかの採択例もあったこ

とで新しい枠組みを用意する必要があった。そこで文化人類学者に現地に来てもらった結果、「傾斜地農業」を新たな枠組みとして提示することとなった。しかし「里山」から「傾斜地農業」という枠組みの転換は、その独自性と魅力について行政の理解を得るのに苦労した。この活動を通じて地域の方々が貧困の象徴であった雑穀に注目し、ポジティブな意味や可能性を知り、生産組合を結成するに至った。このプロジェクトで重要だったことは、多様な参与者が各々「学ぶ必要がある」ことを学んだことである。また研究者として関わることで、自分自身が現場で学ぶおもしろさを知った。

一方で次の課題として、現場で学ぶおもしろさをどのように学生に伝えていくかがある。多くの大学でフィールドワーク実習として課題解決型授業が実施されている現状があるが、学生が十分に現場で学ぶおもしろさを実感できない現状がある。それらの問題を改善するには、フィールドワークのために必要な基礎的能力を大学スタッフが言語化し、カリキュラム化していく必要があることを指摘した。

（6）コメント１　　木村　周平（筑波大学人文社会系・准教授）

報告では大学の多様化するフィールドワークのあり方が提示された。一方で変化するフィールドワークだけでなく、伝統的なフィールドワークがもつ意義も示された。

その上で、フィールドワークをコストパフォーマンス（コスパ）重視と結果重視という軸と可変と固定化という軸で位置付けると、大学のフィールドワークは時間がかかり非効率であるが、ディープである。一方、業務的調査はフィールドワークを一つの手段にすぎず、アンケートや統計などをつかい、できるだけ時間が短く効率的なものを選ぶ傾向がある。そうしたなかで、時代の趨勢は結果重視でかつ、固定的な調査を選択する傾向がある。そこでどうやってコスパを重視しつつ、可変的な調査ができるかが課題になる。

こうしたことを実現するには、何かプラス１を実行してみる必要があるだろう。それは研究者の場合であれば、連携相手を増やしてみること、企業・自治体であれば枠組みづくりにフィールドワーク調査に関わる人びとを入れてみること、市民であれば自分たちで調査者を巻き込んでみることなどである。

（7）コメント２　　白石壮一郎（弘前大学人文社会科学部・准教授）

四人の報告を通じて大学的フィールドワークの特徴が論じられたが、その最大のポイントは調査設計をどれだけ気にして調査をするかである。大学のフィールドワークはやりながら考えることが多く、設計通りの調査となりゆきの調査の間で最適点を見つけていくことを多くの研究者はやっている。この最適点をどのようにみつけるのかを議論したい。

つぎに「市民協業」というタイトルにある協業という言葉についてである。この言葉は協働とは少し異なる。協業という言葉をつかったのは、調査する人と調査に協力する人が、どちらかのために一方的に進めるのではなく、双方が調査やその効果・帰結を自分ごととして引き受け意味を見出すというニュアンスで設定されたと記憶している。そこで、大学的なフィールドワークが、どのようなステークホルダー同士のやりとりによって方向性が決まっていくのかをもう少し知りたい。逆に調査設計が明確な実務的フィールドワークでは、調査のなかで当初設計した枠組みを部分的に見直すことがあるのかも知りたい。

（8）総合討論

以上の二つのコメントを踏まえて、総合討論では調査者、調査対象者、そして場を同じくする人びとによる「多声的」なフィールドワークの課題と可能性と、フィールドワークを学生に教育する際のプランニングの問題が検討課題となった。

「多声的」なフィールドワークについては、現代的なフィールドワークにおいて不可欠なプロセスであるという認識を共有するとともに、どれほど言ってみても、結局は研究者がフィールドワークをするときに抱える欲望にすぎない可能性があることが指摘された。一方、学生のフィールドワーク教育において

は、フィールドワークをする学問分野の使い道を学生に教える責務が大学スタッフにあること、一方でフィールドワークを体得しプランニングまで教えることには困難が伴うこと、そしてそうした状況のなかで学生がフィールドワーク経験を通して体得する機会を設けることの重要性を確認した。

なお、本フォーラムの報告と総合討論の詳細は本研究グループの報告書『フィールドワークという探索活動の可能性２』（葉山茂編 2024）に掲載した。

Ⅳ アウトリーチ事業

地域未来創生塾@中央公民館（全５回）

日比野　愛　子[1]

1．は　じ　め　に

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターは、弘前市立中央公民館と連携して「地域未来創生塾@中央公民館」を開催した。「持続的で豊かな地域創造」をテーマに全５回の講座が開かれた。本事業は、人口減少にともなう様々な地域課題の対策や地域文化資源の有効利用策などを模索するために、地域住民の皆さんと弘前大学人文社会科学部の教員及び学生が学び合う場を作ることを目的として、ワークショップ形式で実施した。

昨年に引き続き、対面型とオンライン参加型を並行して開催した。

以下は各講座の要約である。

2．各講座の要約

○第１回「若者の地元定着に係る大交流会」

2024 年 10 月２日（水）　人文社会科学部　教授・李　永俊

本講義では、講師がまず青森県の人口減少とその要因について、公表データに基づく分析結果を紹介した。2050 年には青森県の総人口がピーク時の約半分にあたる 75 万人程度にまで減少すると予測されており、人口減少の最大の要因は若者の流出であると説明された。続いて行われたワークショップでは、地域の高校生、大学生、一般市民が一つのグループとなり、若者の流出の要因や定住の理由、流出を防ぐための対策案について話し合った。このワークショップでは、「大企業が少ない」「仕事の選択肢が限られている」「娯楽が少ない」といった点が流出の理由として挙げられた。一方、定住の理由としては「地元が好き」「家族がいる」といった意見が多く聞かれた。流出を防ぐ対策案としては、暮らしやすさを重視したまちづくりや、若者にとって魅力的な仕事の創出が提案された。最後に、講師から地元の大学生や高校生を対象とした調査の分析結果が紹介された。その調査では、若者の流出が主に大学進学時や卒業後の就職時に発生していることが明らかになった。県外を選ぶ理由としては「仕事や給与、待遇が良い」が挙げられる一方で、地元を選ぶ理由としては「住み慣れていて便利」「出身地域が好き」「親や家族がいる」という回答が多く見られた。さらに、講師は有効な若者定住促進策を打ち出すためには、正確な調査に基づくエビデンスに基づいた政策立案（EBPM）が必要不可欠であると指摘した。

○第２回「恋愛、ジェンダー、推し活について色々と考えてみる」

2024 年 10 月 16 日（水）　人文社会科学部　准教授・古村　健太郎

恋愛、ジェンダー、推し活。私たちがよく見聞きする現象であり、身を持って体験した（している）人も多いであろう。このような身近な現象は、いかにして社会科学領域の研究になっていくのか。本講義で

[1] 弘前大学人文社会科学部

は、学生たちが授業や卒業研究として行った調査の結果を紹介し、恋愛、ジェンダー、推し活について考えた。

主に取り上げた調査結果は２つである。第１に、大学生は性役割（男性は仕事、女性は家庭といった性別による役割分業）を肯定する割合が低い傾向にある。しかし、その傾向に反し、大学生はデート場面で性役割規範に沿った行動（デートは男性がリードする、告白は男性がすべきなど）をすべきだと考えやすい。第２に、恋人と別れたことをきっかけに推し活にハマり、失恋の中で推しを自分の理想を反映させた存在とみなし、それを現実の対人関係に反映させる過程の存在が示唆される。

当日は、これらの話題について、提示されたデータを読み解きながら意見交換をしていくワークショップを行った。参加者の活発な意見交換や新しい視点からの解釈も見られた。参加者の積極的な受講姿勢に感謝するとともに、身近な社会現象を見つめ直す機会になっていれば嬉しい限りである。

○第３回「会計学とデザイン思考」

2024 年 10 月 30 日（水）　人文社会科学部　准教授・内藤周子

本講義は、シマノという自転車部品等のメーカーにおけるケースを用いて会計学とデザイン思考との接点を探索したものである。

会計は、特定の経済主体の活動を記録し、その記録を集約して情報として伝達するプロセスである。財務諸表上の会計情報は、企業のような経済主体がどのような経営活動したのかを貨幣で測定したものである。

ビジネスにおけるデザイン思考は人間を中心に考える思考法であり、デザインの対象は財だけでなくサービスや経営戦略など幅広い。消費者の問題や商品の価値といった人間に焦点を当てた調査を基点として問題を再解釈することで、ビジネスの洞察を得られる。

シマノは、ロードバイク、マウンテンバイクの変速機やブレーキ等に関する自転車部品市場において世界トップシェアを獲得している企業である。シマノが行った経営活動の結果は、財務諸表上に開示されている。デザイン思考を通して得られる新たなビジネスの洞察のうち、利益の向上にかかわる最も効率的な方法を選択する上で必要となる原価情報を提供する目的に会計は役立つ。会計情報は、企業の経営活動を総合的に写像したものであるからである。

○第４回「中国古代の養生思想：導引術の歴史」

2024 年 11 月 13 日（水）　人文社会科学部　助教・劉　　青

長寿を願うことは、古代から人類の普遍的な願望である。しかし、死という現実を無視することはできない。この「生への欲望」と「死の現実」という矛盾を克服するために、魂魄や極楽浄土といった概念が生まれ、人々は様々な努力を重ねてきた。

道教は、死後の世界に焦点を当てるのではなく、不老不死の肉体そのものを追求してきた点が特徴である。そのための養生術として、金丹術、内丹術、導引、行気、符籙などが挙げられる。「導引」という言葉は『荘子』に由来し、古代中国における養生術の一環として発展してきた。1970 年代に発掘された馬王堆漢墓（前漢時代の墓と推定）からは導引に関する最古の文献『導引図』が出土している。この図は 44 枚の彩色された人物図で構成され、様々な運動姿勢が描かれている。また、張家山漢墓から出土した『引書』は、『導引図』に理論的根拠や詳細な説明を補足するものとして注目されている。

「八段錦」は導引術の一つであり、八つの動作からなる身体技法を指している。『神仙伝』や『夷堅志』に記載があることから、晋の時代にはすでに存在していたことがわかる。八段錦の技法や図像は、道書『修真十書』に初めて体系的に記録されている。南宋以後、主に坐式の八段錦が行われていたが、清代以降、現在に至るまで立式の八段錦が主流となっている。

本講義では、中国古代の神仙思想や医学思想を概説し、その中で道教の養生術である導引術の歴史を共

に考察した。また、講義の最後には、清代の八段錦図を参照しながら受講者と共に立式八段錦を実際に練習した。

○第５回「ニュージーランドから学ぶ「ケア」の思想」

2024 年 11 月 27 日（水） 人文社会科学部　准教授・澤田　真一

ニュージーランドは、旧イギリス植民地国家・キリスト教国家・英語圏国家の中では例外的に平和度の高い国として国際的に認知されており、「差異」に起因する様々な問題を、「闘争」ではなく「対話」を通じて解決することで、多文化・多民族が共生できる有機的な社会を創ってきました。そのような国民の成熟した平和意識の根底には、総人口の約 15％を占める先住民族マオリの文化と白人入植者たちが持ちこんだ西洋文化との世界的に極めて稀有と言える弁証法的な融合が存在します。

誰もが持つ人間としての「弱さ」を考慮せず、「生産性」や「能力主義」にのみ価値を置く社会に、はたして私たちは自分の「居場所」を見つけることができるのでしょうか。西洋とマオリの価値観を活かしあうことで紡ぎ出されてきたニュージーランドの「ケア」の思想と実践に触れることで、いつまでも自分らしく生きていくことが出来るオルターナティブな社会とは何かについて考えました。前半は講義、後半は大学で月に１回開催している「対話の森」を参加者の皆さんに体験してもらいました。

３．お　わ　り　に

今年度の講座では、労働経済学にはじまり、社会心理学、会計学、東アジア思想、ニュージーランド文学など、さまざまな分野の目線から、この地域の課題だけでなく、地域の潜在力や地域資源の可能性などを再発見する貴重な場となった。このように地域の現状を多角的な目線で理解し、地域住民の皆さんと共有することは、今後の地域づくりのために大変重要な取り組みとなりうる。このような事業を継続することを通して、より多くの市民や学生が地域の実情を再認識できる場を拡げていきたい。


弘前大学
人文社会科学部×中央公民館
地域未来創生塾
令和6年10月2日㈬～11月27日㈬の期間の隔週開催
おもい想いの
未来を描こう
弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
弘前市立中央公民館
弘前大学との地域づくり連携事業
日程：令和6年 10月2日、10月16日、10月30日、11月13日、11月27日(全5回)
時間：18：30～20：00
対象：弘前市および近隣にお住まいの高校生・一般の方
場所：弘前文化センター 第6会議室(弘前市下白銀町19-4)およびWeb開催
zoom
[ミーティングID] 848 2458 1337
[パスワード] 393187
QRコードでの参加はこちら▷
参加無料
お申込み不要
※全5回のうち4回以上ご参加の方には修了証を授与します。最新情報については、チラシ配布および地域未来創生センターホームページに掲載します。
主催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター　共催：弘前市教育委員会(中央公民館)　後援：弘前市・東奥日報社・陸奥新報社
お問合せ
弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター ☎0172-39-3187
〒036-8560 青森県弘前市文京町1　E-mail irc@hirosaki-u.ac.jp　URL https://human.hirosaki-u.ac.jp/irc/

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター・弘前市立中央公民館　弘前大学との地域づくり連携事業

「地域未来創生塾@中央公民館」

目　的

「持続的で豊かな地域創造」をテーマに全5回の講座を開催いたします。
具体的には、人口減少にともなう様々な地域課題の対策や地域文化資源の有効利用策を模索するために、弘前大学人文社会科学部の教員が、ワークショップ形式で学びを深めます。関心のあるテーマのみのご参加も大歓迎です。



年間計画

第1回	10月 2日(水)	若者の地元定着に係る大交流会	講師：李 永俊(分野：労働経済学) 内容：近年、少子化に伴う人口減少が急激に進んでいます。急激な人口減少には、地方から東京圏へ流れる若年者の人口移動が大きな要因となっています。そこで、本講座では大学生と高校生、そして地域の皆さんで一緒に語り合う場を設けたいと思います。若者の声に耳を傾け、一緒にその解決策を考えてみませんか。
第2回	10月16日(水)	恋愛、ジェンダー、推し活について色々考えてみる	講師：古村 健太郎(分野：社会心理学) 内容：社会心理学は我々の日常生活の疑問にアプローチしていく学問です。恋愛やジェンダー、推し活といった社会現象も興味な研究テーマになりえます。ワークショップ形式で対話しながら、これらの社会現象が我々にとってどのようなものかを考えていきましょう。
第3回	10月30日(水)	会計学とデザイン思考	講師：内藤 周子(分野：会計学) 内容：会計は、ある特定の経済主体の経済活動を記録し、その記録を集約して情報として伝達するプロセスといわれています。そのような会計の数字から、企業のどのような経済活動がわかるのでしょうか。人間を中心に考える思考法であるデザイン思考との接点を探ります。
第4回	11月13日(水)	中国古代の養生思想：導引術の歴史	講師：劉 青(分野：東アジア思想) 内容：古代から、人々は健康を維持するために努力してきました。そのような健康法は「養生」と呼ばれています。養生思想と長寿の技法は、先秦中国文化の中で生まれ、育まれてきましたが、特に明代において一般に広く受け入れられました。本講義では、導引術の歴史を通じて、中国古代の養生思想の具体的な様相を考察します。
第5回	11月27日(水)	ニュージーランドから学ぶ「ケア」の思想	講師：澤田 真一(分野：ニュージーランド文学) 内容：誰もがもつ人間としての「弱さ」を考慮せず、「生産性」や「能力主義」にのみ価値を置く社会に、私たちは自分の「居場所」を見つけることが出来るのでしょうか。西洋とマオリの価値観を活かしあうことで紡ぎ出されてきたニュージーランドの「ケア」の思想と実践に触れ、いつまでも自分らしく生きていくことができるオルタナティブな社会をともに構想しませんか。



お問い合わせ　弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
〒036-8560 青森県弘前市文京町1　TEL 0172-39-3187
E-mail irrc@hirosaki-u.ac.jp　URL https://human.hirosaki-u.ac.jp/irrc/

V 研究会事業

ウェルビーイング実現に向けた人文社会知による研究実践

日比野　愛　子[1]

1　背景と概要

弘前大学では地域の中核拠点となるための取り組みが求められている。特に人文社会科学部には、総合知の観点から共同体レベルでのウェルビーイングに資することが求められていた。こうした全学的な取り組みを考慮しつつ、組織的な整備を行い、研究活動・研究交流を促進するため、当センター内に「ウェルビーイング実現に向けた人文社会知による研究実践検討ワーキング」を設けて検討を進めた。医学をはじめ、ミクロレベル（個人レベル）でのウェルビーイング実現に関する様々な実践が展開されている中、課題として見えている地域コミュニティ（共同体レベル）のウェルビーイング実現に貢献することを本事業の役割とした。センター重点直轄事業「ウェルビーイング実現に向けた人文社会知による研究実践」[2]を設定し、ウェルビーイング研究会による知見収集・連携活動を開始した。

事業内容は以下の三点である。

1）ウェルビーイング研究実践にかかわる人文社会科学部研究資源の可視化
2）センター重点直轄事業の設定・実施
3）学内外組織との連携

2　「サイレント・リスク層」のテーマ設定

健康情報を活用したアプローチはウェルビーイング実現に大きく寄与する一方、健康向上の意識を持ち行動できる個人を前提としており、地域コミュニティの中には通常の働きかけやケアから零れ落ちてしまう層がやむをえず残存する。こうした層を仮に「サイレント・リスク層」と呼ぶならば、この層を手当てすることは地域全体のウェルビーイング実現に重要な意味を持つ。具体的な研究項目として、以下を設定した。

項目１　サイレント・リスクの概念整理
項目２　サイレント・リスク層に対する経済的ケアの可能性検討
項目３　サイレント・リスク層包含の実践と効果検証
項目４　地域の生活者におけるウェルビーイングの意味の確認

人文社会科学の複数の分野が連携することは、サイレント・リスク層の姿を多層的に理解することにつながる。また、サイレント・リスク層を包含する街づくりの実践を組織的に進めていくうえでも人文社会科学部のこれまでの成果を活用できる。さらに弘前大学健康未来イノベーション研究機構における先進的な取り組みに対し人文社会科学（コミュニケーション領域等）の視点から情報提供を行うとともに、機構からも助言を得ることで、文理共創による研究を進展させることもねらいとした。

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] IRRC 運営会議メンバー白石壮一郎、原克昭、葉山茂、日比野愛子（代表・センター長）、平野潔、重点事業協力教員として安中進、李永俊、古村健太郎、花田真一（敬称略、各五十音順）により実施している。

3 実 施 内 容

2024 年度は計 4 回のウェルビーイング研究会を実施した（表 1 ）。

表 1　ウェルビーイング研究会概要

第 1 回研究会	日　時：2024 年 6 月 7 日（金）16：00-18：20 場　所：オンライン（学内公開） 講演者： 岡　　檀氏（統計数理研究所医療健康データ科学研究センター 特任准教授） 「悩みがあったら相談に来てください―この呼びかけの “ 弱点 ” は何か」 茂木良平氏（ポンペウ・ファブラ大学 研究員） 「日本の地域の視点からみた人口減少と少子化」
第 2 回研究会	日　時：2024 年 9 月 24 日（火）16：00-18：20 場　所：弘前大学人文社会科学部多目的ホール／オンライン（非公開） 概　要： 本事業メンバーの李永俊氏、花田真一氏（弘前大学人文社会科学部）より個食／共食と健康増進に関する研究について発表があり、沢田かほり氏（医学研究科 健康未来イノベーションセンター）、COI-NEXT 参画企業等からコメントをいただいた。
第 3 回研究会	※第 49 回弘前大学経済学会大会シンポジウムの共催 日　時：2024 年 11 月 4 日（月・祝）14：30-17：30 場　所：弘前大学人文社会科学部多目的ホール（一般公開） 講演者： 野口晴子氏（早稲田大学政治経済学術院教授・医療経済学） 「持続可能な医療・介護政策をめざして ―ビッグデータに因果推論を応用した政策評価・立案の重要性について―」 高島正憲氏（関西学院大学経済学部准教授・経済史） 「超長期 GDP からみる日本の経済成長：古代から現代まで」
第 4 回研究会	日　時：2025 年 1 月 14 日（火）16:00-18:00 場　所：オンライン（学内公開） 登壇者： 浅野高光氏（株式会社エムエスディ取締役） 「Happiness In Choice ―リビングラボ型プロモーションによる健康寿命延伸プロジェクト」 川端良介氏 （弘前大学教育学研究科准教授） 「保健教育におけるカードゲーム教材の導入 ―ネゴバトを利用した教育実践（準備中）」

4 成果と展望

研究会ならびにワーキングの活動を通じて以下の成果を得た。第一に、サイレント・リスク層の概念整理として、健康向上の働きかけに乗りにくい層の中には社会的弱者層（高齢者、低所得者等）、無関心層、反抗層（健康向上への取り組みに積極的に反抗しうる層）の三類型が含まれることを試験的に提示した（項目１）。第二に、社会的弱者層への経済的ケアや包括的ケアに関わる知見として、低所得者向け保険制度の効果やデータの政策活用の重要性、ならびに、自殺希少地域の研究が示す弱者が開示しやすい風土や街の環境について知見を得た（項目２、３）。第三に、無関心層、反抗層への接近方法として若年者教育やゲーミング、アプリの活用の可能性とその具体的設計を検討した（項目３、４）。第四に、学内の連携を構築した。研究会には学内外から参加があり、ネットワーキングならびに本学部の研究資源の可視化につながった（第１回 24 名、第２回 10 名、第３回 15 名、第４回 18 名）。また研究会を契機として本事業のメンバーが進める研究について医学部、教育学研究科との連携関係を強化できた。以上を踏まえ、今後は項目１から４までの理論的・実証的調査を進展させる予定である。

Ⅵ 共催・後援事業

地域の脆弱性を可視化し住民に寄り添う除雪を科学する

李　　永俊[1]

1．目　　的

地球温暖化による異常気象は気象予測の正確性を低下させ、予測に基づく事前の備えを固めることを一層難しくしている。特に冬季は、豪雪と暖冬が不規則に発生し、一部の地域のみに豪雪が集中するなど、気象予測が困難であり、十分な備えを整えることが難しい。このような状況下では、一人暮らしの高齢者の増加や空き屋・空き地の増加により、除雪の不備によって通学路や生活道路が中断され、社会機能が麻痺するという負の外部性が生じる。快適な冬季の住民生活を維持するため、除雪を科学的に分析し、適切な対策を講じることが不可欠である。本フォーラムは、データサイエンスを用い、除雪に関する現状と課題を見える化し、その解決策を探ることを目的として実施された。

2．実　施　内　容

本フォーラムは2024年２月７日、水曜日の18時00分より、弘前大学人文社会科学部二回棟多目的ホールにて開催された。主催は弘前大学人文社会科学部が担当し、同部の地域未来創生センターが共催した。

第１部は、研究成果報告として、下記の３名の報告が行われた。

- 大友翔一氏（静岡大学・客員准教授）「超高齢化する社会における都市の輪部」
- 花田真一氏（弘前大学・准教授）　「空き家の増加が需要に与える影響の考察」
- 李永俊氏（弘前大学・教授）　「雪対策に関する市民アンケート調査結果から見る現状と課題」

第２部では、除雪に関する現状と課題について、第１部の３名の報告者に加え、金沢星稜大学経済学部・准教授の石野博也氏をまじえて、パネルディスカッションが実施された。

3．お　わ　り　に

本フォーラムは、研究代表者らが科学研究費助成金を受けて実施した調査・研究の成果を共有し、その研究成果を地域社会の雪害対策に活かすことを目的として実施されたものである。2024年末から2025年１月にかけて記録的な豪雪が確認される中、地球温暖化に伴う異常気象が市民生活のみならず、人命を奪う甚大な被害をもたらしている。今後は、これまでの研究成果を基に、更なる研究発展に繋げ、雪害予防に少しでも貢献したい。

[1] 弘前大学人文社会科学部

令和5年度地域未来創生センターフォーラム

地域の脆弱性を可視化し住民に寄り添う除雪を科学する



2024 2/7 WED 18:00〜20:30

弘前大学人文社会科学部棟4階　多目的ホール

地球温暖化による異常気象は正確な気象予測を困難にし、事前の備えを万全にすることがますます難しくなっている。特に、冬季は、豪雪と暖冬が不規則に現れ、一部の地域のみに豪雪が集中するなど、正確に予測し、万全の準備を備えるのがほぼ不可能になっている。このような状況下で、一人暮らしの高齢者や空き家・空き地が大幅に増えると、除雪されないことにより、通学路が途切れ、生活道路がふさがれるなど、社会機能が麻痺する負の外部性が生じる。快適な冬季の住民生活を維持するため、除雪を科学することが必要不可欠と言える。本フォーラムでは、データサイエンスを用いて、除雪に関する現状と課題を可視化し、その解決策を模索するために行うものである。

参加料 **無料**
定員100名
※事前申込み不要

プログラム

- 主催者挨拶 18:00〜
- 第1部 研究成果報告 18:05〜
 - 大友翔一 氏（株式会社GEOJACKASS代表取締役社長・静岡大学客員准教授）「超高齢化する社会における都市の輪郭」
 - 花田真一 氏（弘前大学人文社会科学部・准教授）「空き家の増加が要望に与える影響の考察」
 - 李　永俊 氏（弘前大学人文社会科学部・教授）「雪対策に係る市民アンケート調査結果から見る現状と課題」
- 第2部パネルディスカッション 19:30〜
 - 趣旨説明・コーディネーター　李 永俊（弘前大学人文社会科学部・教授）
 - パネリスト　大友翔一 氏（株式会社GEOJACKASS代表取締役社長・静岡大学客員准教授）・花田真一 氏（弘前大学人文社会科学部・准教授）
 石野卓也 氏（金沢星稜大学経済学部・准教授）

主催：弘前大学人文学部／共催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター

本フォーラムは、日本学術振興会（JSPS）科研費23K11597の助成を受けて行われるものです。

お問い合わせ先　李永俊（弘前大学人文社会科学部）　Ⓔ yjlee@hirosaki-u.ac.jp

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター 地域未来創生センター Innovative Regional Research Center

科研費

研究会の20年のあゆみと子どもを巡る課題

平　野　　潔[1]

はじめに

青森家庭少年問題研究会[2]（以下、「本研究会」と表記する）は、2004年7月に設立され、2024年に20周年を迎えた。本研究会では、毎年、「家庭」「少年」に関する問題を取り上げた学習会を開催してきたが、20周年と言う節目の年を迎えて、これまでのあゆみを振り返ってみようと、今回の学習会が企画された。これまでの本研究会の取り組みは、地域課題にも関わるため、地域未来創生センターにも共催を申請して認めていただいた。

学習会の概要

2024年度第1回学習会は、「研究会の20年のあゆみと子どもを巡る課題」をテーマとして、2024年7月20日（土）に、弘前大学人文社会科学部校舎多目的ホールで開催された。当日は、20人以上の方に来場していただいた。

第1部は、設立当初から会長を務められ、2022年度まで共同代表をされた関東学院大学・村田輝夫氏と、設立当時は事務局を担当され、2007年度から現在まで共同代表を務められている弘前大学名誉教授の宮﨑秀一氏から、「青森家庭少年問題研究会のあゆみ」と題する報告があった。

続く第2部は、2007年度から共同代表を務められている、青森明の星短期大学の最上和幸氏から「20年間の子どもを巡る議論の変遷」と題する報告があった。第1部と第2部を併せて、これまでの本研究会のあゆみと子どもを巡る問題を対比することを試みた。

第3部は、「話題提供」として、現在、本研究会の会員が取り組んでおり、これから議論が積み重ねられていくであろう3つの課題について、報告をしてもらった。①共同親権については、最上氏に、②チャイルドラインについては、宮﨑氏と柴田学園大学の小野昇平氏に、そして③学生ボランティアについては、青森県立保健大学の齋藤史彦氏と弘前大学の大谷伸治氏から、それぞれ報告があった。

第4部は、これまでの報告を踏まえて、質疑応答・意見交換が行われ、活発な議論が交わされた。

おわりに

本研究会では、目まぐるしく変化する社会の中で、地域の「家庭」「少年」の問題について、引き続き、取り組んでいきたいと考えている。

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] 青森家庭少年問題研究会について、詳しくは、研究会HPを参照（https://www.saibanhou.com/aomorishonen.html）。

青森家庭少年問題研究会
2024年度 第1回学習会

研究会の20年のあゆみと子どもを巡る課題

参加無料・
事前申し込み不要

日 時

2024年7月20日（土）
14:30～17:00

会 場

弘前大学
人文社会科学部
4階多目的ホール

主 催

青森家庭少年
問題研究会

共 催

弘前大学
地域未来
創生センター

青森家庭少年問題研究会は設立から20年を迎えました。この機会に20年間の子どもを巡る問題を振り返り、来場者のみなさんと今後の課題について考えてみたいと思います。ご関心のある方はどなたでもご参加いただけます。

14:30～15:00
第1部 青森家庭少年問題研究会のあゆみ
村田 輝夫
（関東学院大学法学部、本研究会顧問）
宮﨑 秀一
（弘前大学名誉教授、本研究会共同代表）

15:00～15:30
第2部 20年間の子どもを巡る議論の変遷
最上 和幸
（青森明の星短期大学、本研究会共同代表）

15:40～16:25
第3部 話題提供（①共同親権、②チャイルドライン、③学生ボランティア）

16:25～17:00
第4部 質疑応答・意見交換

問い合わせ先

弘前大学
人文社会科学部・平野
Tel：0172-39-3199
E-mail：
k-hirano
@hirosaki-u.ac.jp

国際公開講座2024「日本を知り、世界を知る」

亀　谷　　学[1]
原　　克　昭[1]
片　岡　美有季[1]

はじめに

2013年度より、「文化の日は、弘前大学に行こう！」のキャッチフレーズとともに、11月3日に開催されてきた国際公開講座を、地域未来創生センターの共催により開催した。

1 背景と目的

国際公開講座「日本を知り、世界を知る」は、人文社会科学部の、特に人文学に関する教員の研究を、地域の方々にわかりやすく伝えることを目的として行われ、昨年度に引き続き、本年度も地域未来創生センターとの共催の形で実施された。

2 実施内容

国際公開講座2024「日本を知り、世界を知る」は、2024年11月3日に弘前大学創立50周年記念会館岩木ホールにおいて開催された。本年度のテーマは「〈現在〉を考えるための人文学」とし、3名の人文社会科学部教員が講演を行った。当日は、人文学に関心のある一般の方々や県内の高校生も含め幅広い参加があったが、同日にイベントが重なっていたこともあり来場者は30名にとどまった。広報の方法については来年度に向けての課題としたい。また、会場では講演内容がまとめられた資料集が配布された。

講演者と講演題目は以下の通りである。

〔講演1〕弘前津軽家に伝来したお宝たち　　古川　祐貴（弘前大学人文社会科学部・助　教）
〔講演2〕イスラームに対する多様な見解と歴史学の位置
　　亀谷　　学（弘前大学人文社会科学部・准教授）
〔講演3〕《未来記》をめぐる日本思想文化史・点描――予言は未来を語るのか?!――
　　原　　克昭（弘前大学人文社会科学部・教　授）





[1] 弘前大学人文社会科学部

文化の日は弘前大学に行こう！

弘前大学人文社会科学部

国際公開講座2024

日本を知り　世界を知る

「〈 現在（いま） 〉を考えるための人文学」

2024年11月3日（日・祝）

弘前大学創立 50 周年記念会館 2 階 岩木ホール

13：00〜16：10（開場12：30）

13：00　開会の辞　弘前大学人文社会科学部長　飯島裕胤

13：10　弘前津軽家に伝来したお宝たち
弘前大学人文社会科学部助教　古川祐貴

14：10　イスラームに対する多様な見解と歴史学の位置
弘前大学人文社会科学部准教授　亀谷　学

15：10　《未来記》をめぐる日本思想文化史・点描
――予言は未来を語るのか？！――
弘前大学人文社会科学部教授　原　克昭

申込み不要。ただし定員70名を超えた場合は入場をお断りする場合があります。

事前にご連絡いただければ、席を確保いたしますので、下記の連絡先までご連絡ください。

問い合わせ先：弘前大学人文社会科学部（亀谷）　E-mail：kameya.m@hirosaki-u.ac.jp　電話：0172-39-3233

主催：弘前大学人文社会科学部　　共催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター

画像：『日本古典籍データセット』（国文研等所蔵）

Ⅶ 資　料　編

令和６年度　年間スケジュール

主催事業

開催日	事業名	場所	講師	連携団体	時間	担当（敬称略）
2024.10.2	第1回地域未来創生塾@中央公民館 若者の地元定着に係る大交流会	弘前文化センター 第6会議室 オンライン	李　永俊	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市、 東奥日報社、陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	李
2024.10.16	第2回地域未来創生塾@中央公民館 恋愛、ジェンダー、推し活について色々考えてみる	弘前文化センター 第6会議室 オンライン	古村健太郎	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市、 東奥日報社、陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	古村
2024.10.30	第3回地域未来創生塾@中央公民館 会計学とデザイン思考	弘前文化センター 第6会議室 オンライン	内藤周子	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市、 東奥日報社、陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	内藤
2024.11.9	2024年度地域未来センターフォーラム 「ライフドキュメントの継承へ」 ―国立療養所の歴史化に際して	弘前大学 人文社会科学部棟4階 多目的ホール	姫路獨協大学 岩谷洋史氏　ほか	―	13:00 ～ 17:00	白石
2024.11.13	第4回地域未来創生塾@中央公民館 中国古代の養生思想：導引術の歴史	弘前文化センター 第6会議室 オンライン	劉　　青	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市、 東奥日報社、陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	劉
2024.11.16	シンポジウム 「青森県の裁判員裁判－これまでの15年間を振り返る」	弘前大学 創立50周年記念会館 2階 岩木ホール・オンライン	専修大学 飯　考行氏　ほか	―	14:00 ～ 17:30	平野
2024.11.27	第5回地域未来創生塾@中央公民館 ニュージーランドから学ぶ「ケア」の思想	弘前文化センター 第6会議室 オンライン	澤田真一	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市、 東奥日報社、陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	澤田
2025.1.30	令和6年度三大学シンポジウム 「地域研究の知はどのように地域とつながるか： 課題と可能性」	弘前大学 人文社会科学部4階 多目的ホール（対面） ／オンライン	三重大学人文学部 深井英喜氏 島根大学法文学部 関　耕平氏 李　永俊　ほか	―	16:00 ～ 18:30	―

センター教員関連事業

開催日	事業名	場所	講師	連携団体	時間	担当（敬称略）
2024.7.20	青森家庭少年問題研究会 2024年度 第1回学習会 「研究会の20年のあゆみと子どもを巡る課題」	弘前大学 人文社会科学部棟4階 多目的ホール	関東学院大学法学部 村田輝夫氏　ほか	青森家庭少年問題研究会	14:30 ～ 17:00	平野
2024.11.3	国際公開講座2024「〈現在〉を考えるための人文学」	弘前大学 創立50周年記念会館 2階岩木ホール	古川祐貴　ほか	弘前大学人文社会科学部	13:00 ～ 16:10	亀谷
2024.11.16	東北6県合同研究フォーラム 「撮ること・残すこと・活かすこと―民俗と映像記録―」	弘前大学 人文社会科学部棟4階 多目的ホール	青森県民俗の会 村中健大氏　ほか	青森県民俗の会 青森県教育委員会 弘前市教育委員会 東奥日報　陸奥新報	13:30 ～ 17:30	山田 （嚴）
2024.11.22	公開シンポジウム　地域へのめざめ 「弘前×フランス」で育む副言語・複文化	弘前市民文化交流館 ホール （ヒロロ4階）	慶応義塾大学 総合政策学部 國枝孝弘氏　ほか	科研20K03090 シンポジウム開催実行委員会	18:00 ～ 20:00	熊野

弘前大学大学院人文社会科学研究科〈修士課程〉のご案内

○弘前大学は人文社会科学領域の研究に取り組む方のために、大学院人文社会科学研究科〈修士課程〉を設置し、毎年度学生を募集しています。専攻・コースは、以下の通りです。

弘前大学大学院人文社会科学研究科〈修士課程〉 【学位：修士（人文社会科学）、Master of Humanities and Social Sciences】		
人文社会科学専攻		
文化芸術コース	現代共生コース	政策科学コース
文化財論分野	言語科学分野	経済・統計分析分野
日本語・日本文学分野	歴史地域学分野	政策評価分野
思想・芸術科学分野	国際地域論分野	会計情報分野
	現代法政論分野	

○働きながら学ぶ社会人の方の研究を支援する制度を設置しています。

【社会人特別選抜】 入学試験では口述試験を重視し、社会人としての意欲と経験を評価します。

【教育方法の特例措置】 調整が必要となりますが、授業時間帯を夜間等に設定する制度もあります。

【長期履修制度】 ２年分の授業料で最長４年かけて研究に取り組むことができます。

【個別課題報告書】 修士論文の代わりに仕事や社会活動に関連する報告書で学位を取得できます。

○人文社会科学研究科〈市民カレッジ〉を開講しています。2025 年度は、10 の専門分野からなる専門科目 15 科目（前期８科目・後期７科目）を開講します。

大学院の授業科目を正規の大学院生と一緒に受講していただく形になります。受講科目の成績は、大学院に進学した場合、所定の手続きにより正規の単位として認定可能です。受講資格は４年制大学卒業または同等の学力を有する方、受講料は１科目 11,500 円となります。詳しくはホームページ（下記）をご覧下さい。

［ホームページ］人文社会科学研究科
https://human.hirosaki-u.ac.jp/graduate/

［お問い合わせ］入試関係：学務部入試課　TEL 0172-39-3973・3193
学務関係：人文・地域研究科教務グループ　TEL 0172-39-3941

平成 26 年度より発刊して参りました『地域未来創生センタージャーナル』ですが、平成 30 年度に ISSN を取得した関係で号数が付されることになり、それに伴いまして、これまでに発刊したものにつきましても号数を付しました。バックナンバーの号数に関しましては、以下の対照表をご参照ください。

平成26年度　地域未来創生センタージャーナル	第１号
平成27年度　地域未来創生センタージャーナル	第２号
平成28年度　地域未来創生センタージャーナル	第３号
平成29年度　地域未来創生センタージャーナル	第４号

なお、これまで発刊した『地域未来創生センタージャーナル』に関しましては、ISSNは未取得ではありますが、下記HPで閲覧可能です。（弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターHPへつながります）

https://human.hirosaki-u.ac.jp/irrc/

令和６年度
弘前大学特定プロジェクト教育研究センター

地域未来創生センタージャーナル
第11号

2025年２月
編集・発行

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
〒036-8560　青森県弘前市文京町１
電話　0172 - 39 - 3198
Email : irrc@hirosaki-u.ac.jp
https://human.hirosaki-u.ac.jp/irrc/

ISSN 2434-1517